

第1日目 (9月5日)

第3回福生市議会定例会会議録（第11号）

平成18年9月5日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤 久人君	助役	高橋 保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城 眞一君	企画財政部長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部長	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参事	嶋崎 政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎 典雄君	監査委員事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記事務補佐員	杉田 愛子君
-------	--------	------	--------	-----------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第3回福生市議会定例会議事日程

開議日時 9月5日(火) 午前10時

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(訴えの提起について)
- 日程第5 議案第51号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第52号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第53号 平成18年度福生市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第54号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第55号 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第56号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第57号 平成17年度福生市一般会計決算認定について
- 日程第12 議案第58号 平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第59号 平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第60号 平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第61号 平成17年度福生市下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第62号 平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定について

午前10時 開会・開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第3回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において

6番 前田正蔵君

7番 中森富久君

8番 阿南育子君

以上3名を指名いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 平成18年第3回福生市議会定例会の招集について（別添参照）
- 2 議案の送付について（議案第51号外12件）（別添参照）
- 3 議案説明員の出席要求（別添参照）
- 4 専決処分の報告について（別添参照）
- 5 平成18年4月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 6 平成18年5月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 7 平成18年6月分例月出納検査の結果について（別添参照）
- 8 平成18年度第1回定期監査の結果について（別添参照）
- 9 本会議資料の提出について（報告第6号の専決処分の関係）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。随分久しぶりの気がいたしますけれども、大勢の方の傍聴をいただきまして9月議会が始まりました。

この本会議場も庁舎の建設に伴いまして、定例議会を開催するのもこの9月議会を含めて12月と3月とあと3回になりましたので、多くの市民の皆さんに足を運んでいただければと思っております。

それでは、去る8月29日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、日程でございますが、今定例会に提案されております案件は、市長から報告

1件、議案12件が提出されております。

一般質問につきましては、18名の議員から通告されており、通告時間は17時間55分となっております。

日程の順序につきましては、先例に倣いましてお手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、日程第11、議案第57号、平成17年度福生市一般会計決算認定につきましては、特別委員会を設置して付託し、審査を願うことといたしました。それから日程第4、報告第6号、専決処分の承認を求めることにつきましては、慎重審議の上即決でお願いすることといたしました。またその他の案件につきましては、お手元の付託表のとおり各所管委員会に審査を願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者及び通告時間数、また議案数を勘案いたしまして9月5日、6日、7日、8日の4日間を本会議とし、9月9日から28日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を29日とする25日間の会期とすることにいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者側及び議会側として協議願う事項がございますが、議事の都合上全員協議会を2回に分けて行うこととし、1回目を一般質問終了後に行い、2回目を本会議第4日目終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、今回は庁舎建設の関係がありまして、委員会室を変更いたしまして、この議場の隣の会議室を委員会室といたしました。多少手狭になっておりますので、傍聴者の方に委員会室に入らせていただき傍聴していただくスペースがございませんので、別室にて音声による傍聴をお願いすることといたしました。

また、同じことですが、先ほど提案いたしました決算審査におきましては、この本会議場を使うことといたしました。そういう面では多くの方の傍聴がいただけますので、傍聴に来ていただくことを御期待したいと思います。

以上をもって報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり9月5日から9月29日までの25日間と決定したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず4番、増田俊一君。

（4番 増田俊一君質問席着席）

○4番（増田俊一君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に

基づき3項目について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目目の電線類の地中化についてお伺いいたします。

このことについては何度か質問させていただいておりますが、そのたびに感じますことは、この事業に対する取組み姿勢と申しますか、熱意ですか、まず心からの敬意を申し上げさせていただきたいと思えます。

なぜ市民の皆さんが地中化を求めるのか、またなぜ行政として電線類の地中化を進めていくことが必要があるのか、電線類を地中化することによる効果とは何なのか、私はここで四つ上げさせていただきたいと思えます。

これは東京都の資料を引用させていただいておりますが、一つには、せんだって8月27日にまちをあげての総合防災訓練が行われましたが、市長は関東大震災から83年が経つと、いつ大震災が発生してもおかしくないと、継続して訓練をすることが大事と、このようなことを私の記憶ではあいさつされたと聞いております。電線類の地中化によって安定したライフラインを実現することが、このことによってできるわけでございます。つまり災害に強いまちづくりを進めることができるのでございます。

二つには、高齢者や車いすが安心して通行できる西口駅前通りのような歩道が確保できます。つまりバリアフリーの歩行空間をつくり上げることができるのです。

三つには、空がすっきり、街路樹も伸び伸びと、地域の活性化を支援することができます。このことはつまり都市景観の向上、美しい景観をつくり上げることができるのです。

四つには、電線類などの設備が地中化されることにより、セキュリティの高い情報基盤の整備が実現できます。つまり情報通信ネットワーク整備の推進を図ることができるのです。

以上、このようなことからおわかりのように、この事業は最も費用対効果の高い事業といえるのではないのでしょうか。

そこで、3点ほどお伺いします。1点目は、市内道路、これは国道、都道、市道を含めましての道路でございますが、この地中化の進捗状況についてでございます。具体的にはこれまでに整備された路線と区間、そして市内道路の地中化の整備率を教えてくださいたいと思えます。

2点目は、今後の地中化の進め方でございます。平成18年2月に公表された多摩地域における都市計画道路の整備方針第3次事業計画(案)の概要版によりますと、第3次事業計画整備路線、つまり今後10年間、平成18年度、本年度からでございますが、平成27年度までで優先的に整備すべき路線として、福生市内においても何箇所か明示されております。その整備路線のタイムスケジュールがおわかりでしたら教えてくださいたいと思えます。

3点目は、新庁舎周辺の地中化でございます。新庁舎は福生市の新しい顔となり、私たち福生人が目指し、歩み続ける「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」のシンボルタワーとなります。この新庁舎周辺の地中化について、以前に質問させていただきましたが、たしか前向きな御答弁をいただいたと記憶しております。新庁舎前のメイン通りは都道でございますが、東京都の動きなどその後どうなりましたかお伺いいた

します。

次に、2項目目の保育行政についてお伺いします。

「認定こども園」についてです。保育行政については、これまで4回一般質問させていただいております。私が家族と住んでおり、お世話になっております本八第一町会の会館の老朽化による建て替えの問題から端を発し、その会館と敷地を共用しているすみれ保育園の耐震問題、市内4園あります公立保育園の民営化や幼保一元化の総合施設等の誘致問題などについて質問してきました。

4園あります公立保育園の民営化については、公設民営の熊川保育園は既にことしの4月1日に民営化され、18年度からの実施計画によりますと、公設公営のつくし保育園は来年の4月1日に、公設民営の福生保育園は再来年の20年の4月1日にそれぞれ民営化と日付まで明記されており、計画どおり着実に民営化が進められていくものと思われまゝす。このことは子育て支援策の充実へとつながることでありますので、その御努力に対し敬意を表させていただきたいと存じます。

この6月でしたか、新聞等で大きな見出しで「認定こども園を整備、新法成立、幼稚園と保育所一元化」と新聞で大きく取り上げられましたが、それによりますと幼稚園と保育所の機能をあわせ持った新施設「認定こども園」を整備するための新法が国会で可決成立したと、施行は10月1日とありましたが、そこでお伺いたしますが、この「認定こども園」の制度化の背景には、少子化の進行や教育、保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取り組みだけでは対応できない状況が顕在化し、新たな選択肢として制度化したものと聞いておりますが、具体的にはどのようなことなのか、また「認定こども園」とはどのような施設なのか、概要をお聞かせいただければと思います。

また、この「認定こども園」について、東京都ではいつごろ条例改正しようとしているのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。

次に、3項目目の公共施設、公有地の有効活用についてですが、最近では今林議員、中森議員、小野沢議員が質問されておりますが、私の方から2点ほどお伺いをさせていただきます。

1点目は、第四庁舎についてです。現在、新庁舎の建設が平成20年の春完成を目指して工事が進められておりますが、その完成にあわせていろいろな施設が空いてくると思われます。第四庁舎には都市建設部があり、新庁舎への移転後の後利用については、既に庁内に設置されている委員会で検討しているとのことですが、どんな委員会なのか、またいつごろまでにまとめる予定なのかお聞かせください。

2点目は、未利用地等の検討委員会での検討内容についてでございます。未利用地などの検討対象としては、第四庁舎、中央体育館、すみれ保育園などの施設や、土地開発公社所有分も含めた市内に点在する大小あわせて30カ所ぐらいの未利用地があるのではないかと思います。個々に検討するに当たって、市民の声はもちろんのこといろいろな角度からの調査・検討が行われていると思います。検討に当たっての考え方や進め方などについてお聞かせいただきたいと思います。また今年度中には検討内容を報告してもらえるのか、その点につきましてもお聞かせいただきたいと思います。

す。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。増田議員さんの御質問にお答えをしていきたいと思ひます。

電線類地中化についての1点目、市内道路、これは国道も都道も市道もありますけれども、その地中化の状況ということでございます。お話を今いただきましたその必要性については、東京都の平成16年度から平成20年度の無電柱化推進計画の中で、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上、あるいは都市災害の防止、情報通信の向上、または地域活性化等の観点からその必要性及び整備効果は大きく、不特定多数の歩行者の利用や自転車の利用頻度の高い幹線道路を実施していくとしております。

これまでに整備された路線ですが、福生駅東口広場内、それから国道16号線、さらに福生駅西口から旧奥多摩街道の新橋の区間が完了しております。これによりまして市内幹線道路の整備率は、国道、都道、市道の幹線路線延長約41キロメートルありますけれども、そのうちの約3キロメートルが完了しているということになりまして、整備率約8%となります。

それから、2点目の今後の地中化の進め方についてですが、都施工分につきましては東京都の無電柱化推進計画に基づいて実施されることとなりますが、本年度の計画では、現在施工中の睦橋通りを予定しております。また他の路線につきましても、ことしの6月に公表されました都市計画道路の整備方針の第三次整備計画の中で、市内3路線が優先整備路線として都施工として位置づけられております。今後10年間ということになっていくと思ひます。

また、市施工の電線類の地中化優先路線としては、富士見通りを実施する考えを持っております。とりあえず先行して田園通りの歩道確保等の問題もございしますので、時期等についてはまだはつきりいたしません、よろしくお願をしたいと思います。

次に、3点目の新庁舎周辺の地中化については、過去にいろいろと御質問をいただいております、西多摩建設事務所に要望をしております。西建の方では平成17年度に新奥多摩街道の福生駅西信号から牛浜郵便局前信号まで、電線類の地中化の現況測量調査を実施したとのことで、平成18年度には予備設計を行う予定との回答をいただいております。施工時期につきましてはまだ未定とのことでございますけれども、そんな状況にあります。また新庁舎周辺市道の地中化は、道路拡幅の関係や電力、通信の需要等の沿道要件を配慮しながら関係機関と計画が可能かどうかを検討してまいります。

次に、2項目目の保育行政についての1点目、「認定こども園」についてでございます。国では幼保一元化総合施策の検討を進めておまして、本年6月に就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が成立いたしまして、6月15日に公布されたところでございます。この法律は幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講ずるためのものでございます。

「認定こども園」の概要ですが、教育・保育を一体的に提供する機能と、すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談や、親子の集いの場を提供する機能を備えた施設ということになっておりまして、そういったものが都道府県知事から「認定こども園」として認定を受けることができるというものでございます。

認定を受ける施設としては、四つのタイプがございまして、一つ目は幼保連携型で、幼稚園と保育所の建物が一体的に設置されていて、両者が連携し、一体的な運営を行うタイプ、二つ目は幼稚園型で、幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保し、保育所的な機能を備えるタイプ、三つ目は保育所型で、保育所が保育に欠けない子どもも保育をし、幼稚園的な機能を備えていくタイプ、四つ目は地方裁量型で、幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、地域の教育・保育施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備えるタイプということになっております。その上で職員配置等の具体的な認定基準も国が定める指針を参考にして、都道府県の条例で定めるとし、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能としているものでございます。

また、「認定こども園」の利用手続きと利用料でございまして、利用希望者は「認定こども園」に直接申し込み、契約を行い、利用料は施設が設定し、徴収することとなっております。以上が概要でございまして、法律の施行日は平成18年10月1日でございます。

なお、東京都では「認定こども園」に関する都条例の改正を12月の都議会に提案するとのことで、今後市への説明会も予定されているということでございます。

このような状況の中で、市では昨年策定した「保育園のあり方に関する報告書」の中で、民間幼保一元化総合施設等の誘致を考えてまいりましたので、今後も市の子育て環境を踏まえ、総合的な子育て支援策の一環として「認定こども園」について検討を進めてまいりたいと思います。

次に、3項目目の公共施設、公有地の有効利用についての1点目、市役所第四庁舎の移転後の利用方法についてでございます。新庁舎完成後は都市建設部、教育委員会事務局も新庁舎へ移転してくることになりますので、分散されていた行政のほとんどの機能が集約され、市民の方々の利便性も向上するものと期待をしております。

都市建設部などが移転しますと第四庁舎、あるいは中央体育館の教育委員会事務局の事務室が空くこととなりますので、その後の活用が課題となっております。そのため、庁内に関係部課長による第四庁舎等活用検討委員会を設置し、17年8月から検討を進めております。

御承知のとおり、第四庁舎につきましては昭和52年から53年にかけて、防衛補助事業で地域住民の保健・健康相談等を目的に建設されたものでございますが、その後、平成11年から新庁舎完成までの間、市役所事務室として暫定使用しているところでございます。検討委員会ではこれまでの経過、そして防衛施設局の見解なども聞きながら、活用に向けての各課の希望調査、課題等の整理を行っております。

現在は未利用地等検討委員会との合同会議として、第4次行政改革大綱に基づく組織のあり方等を含めた相対的な視点での検討を進めておりまして、今年度中には一定の方向性を見出してまいります。

次に、2点目の未利用地等検討委員会での検討内容についてでございますが、未利用地等検討委員会では個別の普通財産、行政財産について現状把握や課題等の抽出を行い、当初の取得目的を精査しつつ、現状にあった活用方法の検討を行っております。今年度中には検討結果が報告されることになっておりますので、その際には議会にも御報告させ、また御相談をさせていただきたいと思っております。

以上で増田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○4番（増田俊一君） それでは、2回目の質問を項目別に何点かさせていただきます。

まず初めに、1項目目の電線類の地中化についてでございますが、市内幹線道路の地中化の状況ですが、整備率は8%ということでございますが、東京都のたしか資料にあったと思うのですが、15年度のが出ていましたが、多摩地域では6%という数字でございました。したがって、福生市の整備率が8%ということは非常に高い数字だと思っております。

以前からよく使われております西多摩格差という言葉から思いますと、こういった整備がそれを上回るということは大変ありがたいことで、うれしいことだと思っております。

この事業は国と東京都が中心に推進しておりますが、今までのこの御努力といえますか、市長の強い意思表示によりまして国や東京都への働きかけ、特に福生市の場合は東京都への働きかけで成果が出てくると私も思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、少し具体的にお聞かせいただきたいと思いますので、5点ほどお伺いをさせていただきます。

1点目は、御答弁いただきました多摩地域における都市計画道路の整備方針の第3次事業計画の優先道路としての3路線の内容をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、地中化路線の市内幹線道路、国道、都道、市道を合わせてですが、約4.1キロメートルでございますか、国道は何キロというふうな内訳を教えてくださいと思います。また地中化が整備された約3キロメートルについても教えてくださいと思います。

3点目は、今後予定されております市内幹線道路の地中化が実現された場合の総延長は何キロメートルになるのか、また現在の地中化の整備率は、先ほどお話がありましたように、8%ということでございますが、市内に予定されている地中化がすべて完成した場合は何%になるのか教えてくださいと思います。

4点目は、近隣市町の地中化の状況がおわかりでしたら教えてくださいと思います。

最後の5点目ですが、実施計画にあります平成19年から21年までの向こう3カ年までの市道の地中化の整備計画路線の、ありましたらタイムスケジュールを教えてくださいと思います。

以上、5点でございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

それから次に、2項目目の「認定こども園」についてですが、御答弁の中に私が思

うには三つ大変重要なことがあると思っております。一つには、国から東京都に権限が委譲されているということでございます。教育、保育を一体的に提供する機能を持ち、地域における子育て支援を行う機能、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供する機能を備える施設としながら、施設については国ではなく都道府県知事から、御答弁としての認定を受けることができる仕組みを設けているということでございます。

それから二つ目は、具体的な認定基準についても同様で、先ほどお話がありましたように4タイプでございますか、その上で職員配置などの具体的な認定基準を国が定める指針を参考にして、都道府県の条例で定めることとするなど柔軟な対応を可能としていることでございます。

それから三つ目は、東京都も条例内容について福生市への説明をすると先ほど御答弁いただいておりますが、このつまり福生市への説明会を予定しているということです。これらのことから、この6月の定例会で私の一般質問の地方分権時代における地方自治についての御答弁の中にありましたが、従来の地方自治体の制度環境では、国が政策決定、法制度の整備を行い、自治体はその枠組みの中で事業を実施する、事業官庁という意識が強く、また職員も事業執行型職員像というものでしたがとございましたが、このたびのこの「認定こども園」制度は地方自治体に地域の政策主体として、地域の実情に応じた柔軟な対応を求めており、地方分権時代、協働型社会に対応した法整備ということができると思います。

つまり、法令に反しない限り、福生市が独自の政策を立案し、執行することが可能となるわけでございますので、職員の皆さんにとっては大変でしょうが、やりがいのある仕事だと思いますし、職員の皆さんが政策立案のプロとして腕を振る絶好のチャンスでもあると思います。

そこで、確認の意味を含めまして3点ほど再質問させていただきたいと思っております。1点目は、御答弁にありましたように、共稼ぎの増加で保育園の待機児童が全国で2万人を越す一方、幼稚園の児童数はこの10年で10万人減少し、定員割れも少なくないと、また保育園での幼児教育を求める声などもあり、独自に一体化した施設の運営を進める自治体がふえてきていると聞いております。

平成17年の6月定例会で私が一般質問したときのデータでは、自治体独自の財源や工夫でつくられた幼保一元化の施設は、全国で約300とお話をさせていただきましたが、現在では両園が連携する施設は全国に約350、幼稚園で預かり保育をしているところなどを含めると約1000施設が既にさまざまな形で幼保連携に取り組んでいるようでございます。

このことは、地域の子育て支援を中核的に担う施設が求められているという現状認識があるからだと思っておりますが、現在、全国で構造改革特区やモデル事業などで展開させております幼保一元化総合施設は、公設の新規施設や公立の幼稚園等から導入されている事例が多いと聞いております。

市としては、これまでどおりすみれ保育園の代替施設として民間幼保一元化総合施設等の誘致を考えているとのことでございますが、民間幼保一元化総合施設とはこの

「認定こども園」のことと理解してよろしいのか、また「認定こども園」の検討に際し、すみれ保育園は廃園するという考え方に変わりはないかお伺いをさせていただきます。

2点目は、「認定こども園」の「認定」とは、だれがだれに対して認定するのか、また具体的な認定基準は文部科学、厚生労働両大臣が定める指針を参酌して、参考にしてということですか——都道府県が条例で定めるとありますが、施設設置に必要な土地の面積基準についてもしおわかりのようでしたら教えていただきたいと思います。

3点目は、国の「認定子ども園」の法整備では、幼稚園、保育園等のうち一定の機能を備えるものは都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受けることができるようですので、市内の幼稚園の面積等は私、資料として持っておりますが、参考までに市内保育所のうち土地面積が最も小さい保育園と最も大きい保育園の面積だけでも教えていただければと思います。

次に、3項目目の1点目の第四庁舎でございますが、お話のとおりわかりました。ただ、ここで少しお話させていただきたいのですが、この第四庁舎はたしか耐震補強がまだされていない施設だと思っております。

この第四庁舎とすみれ保育園が未整備だと、この二つ公共施設として残っていると思っておりますが、この第四庁舎が空になったとき、どのような形で次の方に貸し付けするかはこれからの検討内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、貸し付けする前に何とかこの耐震補強だけはしていただきたいと思いますということと、それからあそこは非常階段というのですか——も確かなかったと思っておりますので、その辺大変、言うまでもないことで当たり前のことでございますが、ぜひ整備してからよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2点目の未利用地等の検討委員会の検討内容についてでございますが、恐れ入りますけれども、3カ所について具体的に教えていただきたいと思います。1カ所目は自由広場でございます。自由広場につきましては、後ほど遠藤議員が質問されると予定を聞いておりますので、私の補足をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、私の視点からひとつお聞かせをいただきたいと思います。

自由広場については、市民の皆さんの関心というか、不平、不満が一番高く、多いところでございます。なぜかというのはちょっと私もわからなかったのですが、ある先輩議員にお聞きしましたら、今から20年以上も前ですか、学校建設予定地として地権者の方々に立ち退きしてもらったりして得た教育財産だと聞きました。

それで、しばらくの間は学校建設予定地、つまり私どものあれでは第八小学校予定というようなこととして管理していたようですが、福生警察署の建替えのときですか、仮警察署として暫定利用されてからでございますが、次々と暫定利用される建物とか物がふえてきたように見えます。確かに今現在、行ってみますと、役所関係の詰め所やバス車庫など、それからゲートボール場、それからなんか前にお話がありましたが、市民の皆さんには周りの騒音等の環境を考慮して個人的なキャッチボール程度の遊び場として開放していると、確かに多方面で活用されておりますことは事実でございますので、それはそれとしていいと思っておりますが、また一方、市民の皆さんの目から見れ

ば、なんでこうなってしまったのかとか、こんな状態をいつまで続けるのかというので、言い替えれば、割れた窓を1カ所放置しておけば残りの窓も次々に割れてしまうという「割れ窓理論」ですか――の福生市版ではないかと思います。不平不満からの怒りの声さえ聞こえているように思います。

一たん、そのようなことでございますので、もとの状態の更地に戻してはどうかと思いますが、この自由広場についてどのようにお考えになっているのか教えていただきたいと思います。

また、去年の3月に市民の皆さんと協働で作り上げました防衛施設周辺まちづくり構想策定事業報告書がございますが、この中で自由広場に屋内外一体に利用でき、多様な市民交流活動が展開できる市民活動の拠点と位置付けた交流センターの新設が明記されております。

この事業はたしか防衛補助対象事業だと思いますが、今横田基地の再編が問題となっております。市民の皆さんの負担が大きくなることは避けられない状態だと思いますので、ぜひこの交流センターの新設を決めることがある意味では一つの特効薬になるのではないかと思いますので、この交流センターについてどのような考えで取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。

それから、2点目は法務局の跡地についてどのように考えているかでございます。後ろを振り返ってみますと、傍聴席に今大勢傍聴にいらしております。その中に実は私の恩師の田村市郎先生も見えておりますし、本八第一の町会長さん初め大勢の町会の皆さんがお見えになっております。

そんなことで、大変恐縮でございますが、このすみれ保育園の代替施設の誘致場所でございますか、いつごろどこに決まるのか、検討し始めるのは2年先の平成20年からと聞いているが、なぜそんなに遅いのかとか、私たちの意見は聞いてくれるのかとか、聞いてくれるとしたらいつごろからになるのかなど、先ほど認定こども園のところでも何点かお尋ねしておりますけれども、すみれ保育園の問題は町会の問題でもございます。

このことはこれまでもいろいろな角度からお尋ねしておりますので、よくおわかりのことと思いますが、結論が出るのが遅くなればなるほど深刻化し、町会の管理運営が危ぶまれる重大な影響を与えかねません。

先ほど申し上げましたが、すみれ保育園は耐震補強が未整備です。入所しているのは次の時代を担う保育園児でございます。何の施設もそうですが、施設を誘致する場合、場所がなければ事はスムーズに運びません。場所の確保が最優先課題だと思っております。

そのようなことから、すみれ保育園の代替施設については、すみれ保育園の近隣に設置することと聞いておりますが、この法務局跡地が、私に思うには適地だと思いますが、どのように考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、旧河川事務所跡地についてです。自由広場の、先ほどお話ししました現状復帰といいますか――を考えれば、区画整理事業も終了したことでございますので、自由広場にあります都市建設部の詰め所などをもとのこの旧河川事務所跡地に戻して

はどうかと思いますけれども、どのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設部長(清水喜久夫君) 増田議員さんの5点の再質問にお答えいたします。

1点目は、都市計画道路の優先路線の内容についてでございますが、平成18年度から平成27年度までの10年間の都施工の3路線の優先路線につきましては、都施工分として都市計画道路3・3・30号線、通称産業通り、これにつきましては産業通りが突き当たりましたガソリンスタンドから原ヶ谷戸方面に650メートルでございます。それからその接続部分となります都市計画道路は3・4・2号線、通称多摩橋通り、多摩橋から16号に上がったところでございますが、520メートル、福東地域の都市計画道路3・4・3の1号線、五日市街道の1110メートル、それと市長答弁にもありましたが、市施工部分の1路線として都市計画道路3・4・7号線、富士見通りでございますが、福生駅東口から16号線までですが、820メートルの合計3100メートルでございます。

2点目の地中化路線の市内幹線道路の41キロと、整備されている3キロの内訳でございますが、41キロの内訳といたしましては、国道が3575メートル、都道が1万6843メートル、市道の幹線で、広場も含めますが、2万570メートルの合計4万988メートルでございます。

地中化整備路線といたしましては、国道が2000メートル、福生駅東口広場がトータルとして260メートル、福生駅西口から新橋、旧奥多摩街道までが470メートルの合計2730メートルで、市長答弁で約ということで申し上げているところでございます。

3点目の、8%から、市内に予定されている地中化が完成した場合の整備率が何%になるのかということでございますが、ただいま答弁いたしましたように、既に設置済みの2730メートルに予定されております路線を合計いたしますと、それが4860メートルということになりまして、合計で7590メートルとなりますので、整備率は8%から――年数は若干かかるかと思いますが、完成いたしますと19%になるという予測でございます。

4点目の近隣各市の状況でございますが、青梅市が約370メートル、羽村市が約180メートル、あきる野市は約593メートル、瑞穂町は地中化は該当はなしということでございます。福生市は先ほど答弁いたしましたように2730メートルということで、大部分が国道、都道ではございますが、西多摩地域におきましては高い電線類の地中化率となっているのではないかというふうに思います。

5点目でございますが、19年度から平成21年度の今後の市道の地中化の整備計画のタイムスケジュールでございますが、市長答弁にございましたように、富士見通りを予定しておりまして、その前段として市道幹線Ⅱ-18号線、田園通りを予定しておるところでございますが、この間の協議の中で、なかなか電線類の地中化は田園通りは難しいという状況もございましたが、先日西多摩建設事務所長さんが来庁したときに協議機会がありましたので、要望を協議いたしましたところ、都道部分の歩道

拡幅と地中化について、西多摩建設事務所といたしまして東京都建設局の道路管理部の安全施設課と調整をする方向の回答をいただきました。

現実的に考えますと、地中化は難しいという状況にはありますが、次へのステップとして早期実現に向けて都と協議をしてまいりたいと思います。市施行の実施予定といたしましては、都市計画道路3・4・7号線の富士見通りを平成21年から現況調査、現況の線測量の予定をしておりますので、東京都の平成21年度から平成25年度の無電柱化推進計画へ申請手続きをしていきたいと考えているところでございます。○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、保育行政につきまして3点ほど御質問いただいておりますので、御答弁申し上げます。

1点目のすみれ保育園に関しましてでございますが、すみれ保育園に関しましては昨年7月にまとめられました保育園等のあり方に関する報告書により、周辺道路整備や敷地内の町会会館などの存在、こういったことがございまして、保育児童の受入先を整備した後に早期の廃園を考えているところでございます。

保育児童の受入先の整備につきましては、保育園等の市内の配置状況から考えまして、現在のすみれ保育園の近隣市有地に定期借地権制度を活用した民間の幼保一元化総合施設等の誘致を考えているところでございます。この民間の幼保一元化総合施設が今回の法整備により「認定こども園」というふうに認識をいたしております。

ただ、すみれ保育園はこの「認定こども園」を含む代替地が確保できますれば、早期に廃園を考えているということには全く変わりはありません。しかし、幼稚園の利用児童の減少傾向にあるという昨今の現状を考えますと、代替施設が必ずしも「認定こども園」ということになるかどうか、場合によっては保育園というようなことも考えられるというようなことは御理解をいただければと思っております。

いずれにいたしましても、このすみれ保育園の代替施設の検討につきましては、「認定こども園」を中心といたしまして今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解申し上げます。

次に、「認定」ということでございますが、具体的には都道府県知事が「認定こども園」を設置しようとするものに対して、都道府県知事が定める認定基準により認定の可否を決定することになると考えております。

ただ、この「認定」基準につきましては、東京都の場合ですと、都条例等によりこれから定められるとのことでございます。したがって、施設設置に必要な土地の面積基準につきましては、現在のところ未定でございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

次に、3点目の市内保育所のうち最も大きい保育園、最も小さい保育園の土地面積という御質問でございます。市内認可保育所、12園ございますが、このうち土地面積が最も小さい保育園につきましては熊川保育園でございまして、定員が74名でございます。土地面積は、園庭等も含めまして1338.96平方メートル、最も大きい保育園は杉の子第三保育園でございまして、定員130名で、土地面積、これも園庭を含みますが、2223.30平方メートルとなっております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 未利用地検討委員会の検討内容につきましてお答え

をさせていただきます。

未利用地検討委員会での検討内容を具体的に申し上げますと、暫定利用されております自由広場につきましては、現状復帰を優先し、都市建設部詰め所や車庫等の移転先について検討を進め、またすみれ保育園の代替施設の誘致場所や、今後増加することとなります市営住宅跡地の活用も含めて検討を進めております。

御質問の自由広場の現状復帰後の活用の方向性につきましては、基本計画やさまざまな分野別計画等との整合性を十分に考慮いたしまして、全庁的に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

なお、防衛施設周辺まちづくり構想策定事業報告書では、市民交流のまちづくりの拠点として三つの拠点を案として上げており、その一つに第二ゲート及び東福生周辺がございます。

その案の中では自由広場を交通拠点の中心施設として活用する案となっておりますが、この報告書の策定後、横田基地の態様に関しての大きな変化が国から示されたところでございます。

このため福生市といたしましては基地再編に関する幾つかの要請をいたしておりますが、その中で基地周辺の市、市民が負っているさまざまな問題が国民の問題として理解されることが必要であり、また安全保障や基地の歴史、市や市民の負担等について国民が理解できる施設、地元市民との交流できる施設等について、国の責任においての建設を要請をしているところでございます。まずはこの要請事項の推進を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、すみれ保育園の代替施設の設置場所につきましては、すみれ保育園の近隣でございませうということから、法務局跡地や市営住宅の空き地などを対象として今現在検討を進めている段階でございませう。

また、田園西地区区画整理地内の旧河川事務所跡地につきましても、都市建設部の詰め所などの移転先として今現在、検討対象として検討を進めているところでございませう。

いずれにいたしましても、長期的、全体的な視点に立って活用方法の検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○4番（増田俊一君） それでは、3回目でございますので、項目別に要望と提案をさせていただきますと思います。

1項目目の電線類の地中化についてでございますが、ぜひとも御答弁いただきましたように計画路線の地中化を着実に推進していただき、成果あるものにしていただきたいと思ひます。

この地中化の事業は、次代を担う子どもたちが大人になったときでもまだ点が線となった2割か3割程度ぐらいだと思ひます。といひますのは、先ほど御答弁いただきましたように、19%ということですから、非常に高い整備率にはなりませんけれども、市内道路全体といひて、全部の市内ですか、地中化するということは大変でございます。都内でもたしか区部の道路の3%とかという数字だったと思ひますが、大変なことと思ひます。

ただ、顔に例えればでございますが、輪郭がようやくと見えてくる、その10年ぐらい先でもいいと思います。ただ、この輪郭が見えることによりましてどんな顔になるのか、想像することはできると思います。必ず次世代の子どもたちが大人になったとき受け継いで進めてくれる事業と思っております。

本当に関東大震災から83年が経ちます。いつ大地震が発生してもおかしくありません。幹線道路はライフラインでございます。新庁舎は災害時の救助活動の拠点でございます。福生市の防災機能の向上のためにも、またこの間いただきましたまちづくり景観基本計画の推進のためにも、今やらなければ、今取り組まなければならない、少しずつでも進めていかなければならない事業であることはだれしも否定できないことだと思います。

いずれにしても、修正後期基本計画にもありますように、景観の重要さはそこに住む人々に影響を与え、人々を育てることにありますので、着実な推進を図っていただきたいと要望させていただきます。

それから、2項目目の「認定こども園」についてでございますが、大体お話いただきましてわかりました。要するに都議会でございますか、12月の都議会で可決成立しなければ認定基準など具体的なことがわからないので、検討をまだしようがないと、これは本当にそのこと、事実だと思います。

しかし、福生市の18年度からの、これは行政改革大綱の方ですか――に載っておりますけれども、すみれ保育園についてはたしか平成20年度から検討していくとあったように記憶しております。

東京都は国の法整備を受けまして、ことしの6月ですから、東京都が整備しますのは12月ということは約半年間で条例を定めようとしているわけでございます。タイムスケジュール的に、福生市としても18年度の後半には「認定こども園」に関する、国、東京都という外部環境といいますか――が整うわけでございますので、福生市としての環境を整えていただければと思います。

ですから、このすみれ保育園の代替施設としての民設民営の「認定こども園」の誘致と、その施設へのすみれ保育園の園児の移管措置などについて、東京都の条例を、これは言葉は正しいかどうかあれだと思いますけれども、自治体政府として受けていただき、自治体行政の事務として18年度後半から調査検討に着手し、できることになると思いますので、ぜひその方向でお願いをしたいと思います。

以前、たしか市長がいろいろなところでお話になると思いますが、今行政改革というか、制度改革が本当にすごい勢いで国から下りてきております。この施策遂行のスピードが一番大事だと思いますので、この点よろしくお願いをしたいと思います。

いずれにいたしましても、文部科学省と厚生労働省では、親が仕事を辞めても利用し続けられるし、幼稚園、保育園双方の機能を合わせた施設をふやすことで利用者の選択肢もふえると、先ほど4タイプということでございます。また文部科学省は新設の形態として既存の幼稚園や保育園を認定するケースや、無認可保育所を認定するケースなども想定しているようでございます。新設に対して施設整備や運営費の助成拡大など財政支援が行われるとアピールしておりますので、子育て支援が進化すること

はとても、大変いいことだと思いますので、早期実現を要望しておきます。

それから最後に、公共施設公有地の有効利用でございますが、繰り返して恐縮でございますが、未利用等地検討委員会では土地開発公社所有分を含めた未利用地などの現状の把握や調査を実施いたし、総体的な方向性、個別の未利用地の活用などの検討を行っているということでございますが、検討対象として先ほどもお話ししましたが、第四庁舎、中央体育館、すみれ保育園などの施設や、市内に点在する大小あわせて30カ所ぐらいでございますか、未利用地について実施計画に明記してありますように、今年度中にまとめていただき、御報告いただければと思いますので、この点につきましても要望させていただきます。

それから、最後に一つ御提案でございますが、先ほど自由広場につきまして、今の状態のことを割れ窓の理論ということでお話して、きつい言い方をしたようでございますけれども、決してそうではなくて、そこは名前が自由広場ということで、これは教育財産らしい名前のネーミングだと思います。そういった方向でぜひ、何と申しますか、活用をぜひ考えていただきたいと思いますが、一つ御提案がございますのは、たしか新聞によりますとことしで56回目となります横田基地友好祭、これが8月19、20日、基地を開放して開催された話が載っておりましたが、都内外からこれは約14万人と記事に載っておりましたが、昨年を3万人を上回って大変な賑わいだったとありました。

そのことについてでございますが、ある元議員の先生がでございますが、「自由広場をこのとき駐車場として開放してあげたらどんなに喜ばれることかとか、福生市としてもいろいろな意味からプラスになることだと思うよと、ぜひ提案してみてくださいか」というお話がございました。議員を引退されましても福生市のことを思ってくれる、本当に素晴らしいことだと思います。

自由広場をもとの更地にして、交流センターが整備されるまでの間、自由広場の名前にふさわしい、暫定利用ということになりますでしょうけれども、使い方を考えていただき、実施していただければこんなにありがたいことはないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

何とか御検討くださいますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。いろいろと御丁寧な御答弁をいただきありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 11時15分まで休憩いたします。

午前11時5分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番大野聰君。

（5番 大野聰君質問席着席）

○5番（大野聰君） 御指名をいただきましたので、平成18年第3回定例会の一般質問をさせていただきます。

今回はさきに通告いたしました順によりまして、大きな項目で、一つ、放課後児童対策について、二つ、人と動物の共生（犬編）についてお伺いをいたします。

最初に、放課後児童対策のうち全児童対策としての子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。

この項目につきましては、ことしの3月定例会でも一般質問をさせていただきました。教育委員会からの御答弁、必ずしも十分ではなかったというふうな感じがいたしましたけれども、さらに6月定例会で学童クラブの議論がいろいろあったこと、それからさらに先般、これはことしの5月9日でございますけれども、文部科学大臣会見で「平成19年度から放課後子どもプランを発足させる」との発表されたこと等から再度質問をさせていただくことといたしました。

御承知のとおりここ数年、児童数の減少に反比例して学童クラブの入所希望者がふえており、担当課も大分御苦労されており、この4月からは第二小学校の御協力を得て「第2たんぽぽクラブ」が設置されました。このこと自体は大変喜ばしいことだと思いますが、今後ますます学童クラブの入所希望者がふえてくることが予想されます。また学童クラブの入所希望はない家庭でも、放課後の子どもたちの生活に苦慮していると伺っております。

学童クラブの利用希望者がふえることにより、いろいろな施設を活用して増設することには限界があると思いますし、すべてを学童クラブ対策として取り組むことには賛成はできません。また学童クラブ利用者以外の子どもたちの放課後対策を講ずることも不可欠であると考えます。

3月定例会で申し上げた文部科学省の3カ年の限定事業、地域子ども教室推進事業、これは平成16年度から18年度までの限定事業だったようでございますが、これについて、私の質問をさせていただいた事項に対して、教育委員会からは恒久的な余裕教室がないとの御答弁だけで全く取り組む姿勢がなく、子どもの居場所づくりに対して教育委員会として何をすべきかというお考えがみられず、非常に残念でございました。

教育委員会では恒久的な余裕教室がないことを強調されておりましたが、現実には教室数よりクラス数が少ない状況であり、いわゆる空き教室はあるはずで、他に転用しているので使用できないとの御答弁の繰り返しについては、ぜひお考えを改めていただくことを強く要望いたします。

どうも教育委員会や学校は、学校施設は学校が占有して使うものだとのお考えが強く感じられますが、学校施設も市の財産であり、学校教育で使用する時間以外は市民みんなが活用できる施設であると考えます。ましてその学校に通っている子どもたちの放課後対策として活用することをなんで拒否するのかよくわかりません。

6月定例会の市民厚生委員会で「第2たんぽぽクラブ」の第二小学校を視察させていただきました。そのとき校長先生から自分の学校の子どもたちのために学校施設を活用するのは当然だというような趣旨の御説明をいただきました。

今回この質問をするために、各学校の教室等の活用状況の資料をいただきました。その中に「小・中学校の校舎は国庫補助を受けているため、目的外使用をする場合は

その部分の補助金の返還をする」との注記がされておりました。学童クラブや放課後対策事業は目的外使用に当たると本当に思っているのでしょうか。先ほど申し上げた文部科学省の地域子ども推進事業は目的外使用になると思います。目的外使用になるような事業は国も実施しないと思います。

先日、文部科学省生涯学習政策局子どもの居場所づくり推進室に照会いたしましたところ、目的外使用には当たらないとの回答をいただきました。また学童クラブ施設についても特に目的外使用であるとの説明はありませんでした。

家庭の養育能力の低下については、以前にも申し上げましたが、そのすべてを学校教育の場に求めるものではありませんが、学校施設等を活用した放課後子ども対策は、この少子化時代に異年齢児の交流の場としても不可欠であると考えます。

昨日も岡山県の方で小学生が同級生をナイフで刺したという非常に痛ましい事故がありましたけれども、これもやはり今の子どもたち、すぐ「キレル」というような状況になりまして、前後のみさかいはないと思うのですが、こういうこともやはりそういう交流が少ないことによることだと思えます。

また先日、ある新聞で「発達障害は一般的には脳の機能障害などで自閉症や注意欠陥多動障害があると言われているが、幼児期の親のしつけ等による発達障害もある」との記事がありました。このような問題を少しでも解決するためには、異年齢児との交流の場として放課後子ども対策によりさまざまな経験をさせることは急務だと思います。

教育委員会の御答弁では、施設での安全対策や下校時の事故の問題、財政的な問題等を理由に消極的な姿勢が見られますが、まず子どもたちの健全育成の観点を基本として、さまざまな課題は保護者や市民の皆様の知恵と協力を得ながら解決していくのがまさに市民との協働であると考えます。

先ほども申し上げましたが、平成19年度から文部科学省が実施する予定の放課後子どもプランは、厚生労働省が所管する学童クラブとの関係も両省で調整した上で少子化対策の一環として計画されている事業だと伺いました。

8月29日の読売新聞でも「全小学校で放課後教室」との見だしで、全児童対象の事業を実施する旨の記事がありました。この記事によりますと、今までの学童クラブ事業を引き継ぎ、活動場所をすべて小学校内に移すこととしており、従来の学童クラブの運営形態を大きく変革することが予想されます。

児童の放課後対策は教育委員会の所管ではないというお考えを持っていないと思いますが、ぜひ前向きな御検討を強く要望いたしまして、次の事項についてお伺いいたします。

1点目は、小・中学校の空き教室の現状について、2点目は、学童クラブ利用者以外の児童・生徒の放課後の実態について、3点目は、学童クラブの利用率が年々増加している現状で、教育委員会として生涯学習施策としての放課後対策の取り組みの考え方について、4点目は、今後の具体的な取り組みについて、以上この項については4点お伺いさせていただきます。

次に、放課後対策の2項目目、学社融合施策の検討状況についてお伺いいたします。

この件についても本年第1回定例会で質問させていただきました。いわゆる学社融合を目指すため、昨年4月に組織改正を行った成果についてはお伺いいたしましたが、地域を巻き込んだ美化運動や、出張お話し会などを実施していき、今後も内部で検討する中でいろいろな事業を進めていきたいとの御答弁をいただきました。

どうも本来の組織改正の目的がよく見えない感じがいたしますが、御答弁をいただいたような事業は組織改正をしなくてもできる事業のような気がいたしました。学社融合とは本当は何なのか、単に事務局内の意思疎通が十分でないから次長制をひいただけでは意味がないと思います。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。1点目は、組織再編、いわゆる次長制の導入の成果について、2点目は、学社融合施策の検討状況について、3点目は、今後の具体的な取り組みについて、以上3点についてお伺いいたします。教育長の前向きな御答弁をお願いいたします。

次に、第2項目目の人と動物の共生（犬編）についてお伺いいたします。

昨年度は市民会議の皆さんの提言をもとに猫対策を検討し、本年度に野良猫の避妊費用の補助金が予算化されましたが、その後犬対策について市民会議を開催し、熱心な議論をしていただいていると伺っています。昨年夏ごろから毎月いろいろ会議を開かれて、真剣な議論をされているというお話を伺っておりますけれども、会議の皆さん方には敬意と感謝を申し上げたいと思います。

飼い犬の問題については、以前から何人かの議員さんにより質問が出されておりますが、その都度市民会議の検討結果を待って検討していくとの御答弁だけで、議会の要望については全くお答えいただかなかったような気がいたします。近々、市民会議の提言が出されると伺っておりますので、飼い犬の問題について何点かお伺いすることといたしました。

飼い主のマナーの悪いことについては、以前、加美上水公園のトイレの便器にビニール袋に入れた犬のふんを流す人がおり、よく詰まって、使用中止にしてしまうというようなことがあり、そのお話をしたことがありますけれども、私事で恐縮でございますけれども、先日、我が家の前に大きな犬のふんがしてありまして、始末に大分苦勞をいたしまして、大分憤慨をいたしました。

よく犬を散歩させている人を見かけますが、ほとんどの方は犬の始末をするための用具を持っていますが、中には手ぶらで散歩している人もおります。犬のふんの始末はどうするか聞いてみたいと思うこともしばしばです。このような人は公園や道路、他人の家の前などおかまいなしにふんをさせ、放置しております。公園での犬の放し飼いなど他人の迷惑など全く考えないマナーの低い人に対してどのように対応していったらいいのか苦慮するところでございます。

飼い主のマナーアップについては、本来行政の問題ではなくそれぞれの飼い主の問題だと考えますが、多くの市民が迷惑をこうむっている以上、何らかの対策が必要だと考えます。あらゆる機会や広報媒体を活用してのマナーアップのための啓発活動、罰則規定の整備等だけでなく、犬が自由に活動できる場所の提供等さまざまな方策が考えられると思います。犬の公害は環境問題だけでなく衛生問題にも及ぶと思います。

市民会議の皆さんの提言を待つだけでなく一刻も早い行政の対策が必要です。

そこで、何点かお伺いいたします。1項目目、飼い犬の苦情の実態等について、その1点目は市内の飼い犬等の頭数について、2点目は市民からの飼い犬に対する苦情等について、これは件数、内容、市の対応等についてお伺いいたします。

2項目目は、飼い主のマナーアップに対する市の啓発等の現状について、これについては広報、公園等の啓発等の現状についてお伺いいたします。

3項目目は、市民会議の検討状況について、近々市民会議から提言が出されるというふうに伺っておりますけれども、1点目は検討状況、これは会議のメンバーの構成ですとか、会議の内容等についてお伺いいたします。2点目は市民会議からの提言に対する考え方について、市としてどういうふうに対応していくかということについてお伺いします。

この項の最後は今後の対策についてでございます、1点目は市民に対する啓発等について、2点目は条例の制定等の考え方について、3点目はドッグランの設置に対する考え方等についてお伺いいたします。

以上、4項目、9点についてお伺いいたしますが、市長の積極的な御答弁をお願いしまして第1回目の質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野(聰)議員さんの御質問にお答えをいたしていきます。

第1項目の放課後児童対策については、教育委員会からお答えをいたします。

2項目目の人と動物の共生(犬編)についての1点目、飼い犬の苦情の実態等についてでございます。まず市内の飼い犬の頭数についてですが、登録件数で申しますと、平成17年度末現在で2412頭の犬が登録されております。ただ、未登録の犬が相当数いるようでございますので、これらも含めた実質的な頭数については把握できておりません。

また、市民からの飼い犬に関する苦情についてですが、今年度ですと、環境課に近隣で飼育している犬の吠え声に関して2件、路上のふんの放置が2件ございました。これらに関する市の対応といたしましては、吠え声に関しては近隣から苦情が出ていることを伝えまして、迷惑にならないような飼い方を飼い主をお願いしております。改善が見られないときには、本来都条例で適正飼育の定めがありまして、管轄も東京都でありますことから、専門的な指導のための知識も必要な場合もございますので、東京都動物愛護センターに状況を伝えて指導のお願いをいたしております。

ふんの放置につきましては、実行者が特定できない事例が大部分でございますので、いかんともしがたく、苦情者の不満を解消するような対応が大変難しい状況でございます。

なお、このほかに公園内での犬の放し飼いとふんの放置に関しましても、地域整備課には数多くの苦情をいただいているようでございます。

2点目の飼い主のマナーアップに対する市の啓発等の現状についてですが、公園での犬の放し飼いやふんの放置等の迷惑行為をやめていただくよう、年に4回ほど広報で呼びかけをしております。まだこれらの迷惑行為が目立つ公園では、立て札や看板

を公園に掲げて呼びかけを行っております。

3点目の市民会議の検討状況について及び4点目の今後の対策についてでございますが、私の方にはまだ、熱心に御検討いただいている市民会議の様子等についても、それから提言書もいただいておりますので、これらの問題につきましてはいただいてから施策化についての検討をいたしまして進めてまいりたいと、こんなふうに思っておりますが、具体的な内容等について、担当部長から市民会議の検討状況等答弁をいたすことにします。

以上で大野（聰）議員さんの御質問に対する答弁といたします。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 大野（聰）議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

放課後児童対策について、その第1項目目の全児童対策として子どもの居場所づくりについての御質問でございます。その第1点目、小・中学校の空き教室等の現状についてでございますが、一般的に空き教室と申しますと、一時的余裕教室が状況として一番近いかと思えます。現在は普通教室といたしまして使用されてはおりませんが、将来の学級数の増加、または学年ごとの学級数の変動等に対応いたしますために保有をいたしております普通教室と位置づけをいたしております。

さて、平成18年度の全小・中学校の普通教室数は176室ございまして、クラス数で152室となっておりますので、その差24室が一時的余裕教室となっております。この一時的余裕教室につきましては、各学校の経営方針に沿って利用されており、具体的には学年や学級を分割して行います指導のための小人数学級として使用する教室や、児童会室、あるいは多目的な用途に使用するための教室などに利用されており、いわゆる空き教室は目下のところはないというふうな状況とみております。

また、既に第六小学校、第五小学校では普通教室を改修をし、通級指導学級を開設をいたしましたり、そのほか御説明もありましたが、臨時的ではございますが、第二小学校の普通教室を学童クラブ室として利用もいたしております。

今後におきましては、平成19年度には中学校への通級指導学級の新設や、各学校における個に応じた指導をするための特別支援教育の教室といたしましても一時的余裕教室を利用した対応が全校に想定がされております。

このような状況で、空き教室につきましてはますます困難な状況と考えてはおりますが、議員御指摘のように、放課後や土曜日、あるいは日曜日で学校が使用する以外の空き時間帯におけます教室等の活用につきましては、学校とも調整をいたしてまいりたいと考えております。

次に2点目、学童クラブ利用者以外の学童、生徒の放課後の実態についての御質問でございますが、私ども教育委員会内部では今年度になりまして子どもの居場所づくりの検討会を、遅ればせではありますが発足をし、研究を始めたところでございます。

この検討会では、まず子どもの放課後等の過ごし方を把握するため、7月中旬に市内の七つの小学校の各学年の1クラスを選びまして、「放課後の過ごし方」「土曜日の過ごし方」「放課後や土曜日にしたいこと」につきましてアンケートを実施いたしました。

アンケートはそれぞれ複数回答でありますので、合計では100%というわけにはまいりませんが、その結果につきましては、「1週間の放課後の過ごし方」では、1年から3年の低学年の児童の場合は、全体で「自宅で過ごす」が55.4%、「友人宅へ行く」が23.2%、「学校へ行く」が9.9%、「公園・広場へ行く」が28.3%、「学童クラブへ」25.9%、「習い事」38.8%、「その他」14.5%でございました。「自宅」を選択した児童のうち「自宅のみ」を選択した割合が14.5%でした。相当数の子どもたちが平日の放課後を自宅のみで過ごしていることも見えてまいりました。また「土曜日の過ごし方」では、低学年の児童が「自宅のみ」を選択をした割合が全校の18.2%となっております。

「放課後や土曜日にしたいこと」につきましては、三つ以内で選んでもらう質問で、低学年の児童は、要望の多い順から申しますと「絵を書くことや工作」が52.4%、「スポーツ」が48.1%、「宿題」が37.9%、「料理」につきましては34.5%、「実験」が30.2%、「昔の遊び」が21.2%、「音楽」が19.5%、「英語」11.2%、「その他」21.9%となっております。多くの子どもたちが体験的なものに興味を持っていること及び「宿題」についても要望のあることが見られます。

それから、4年生から6年生の高学年の児童におきましては、「1週間の放課後の過ごし方」では「自宅で過ごす」が65.2%、「友人宅へ行く」が31.3%、「学校へ」が25.8%、「公園・広場へ行く」30.9%、「学童クラブや児童館へ」が7.6%、「習い事」53.5%、「その他」15.7%でございました。「自宅」を選択した児童のうち「自宅のみ」を選択した割合が10.8%でございます。また「土曜日の過ごし方」では高学年の児童が「自宅のみ」を選択した割合は18.3%となっております。

「放課後や土曜日にしたいこと」につきましては、三つ以内で選んでもらう質問でございますが、高学年の児童は要望の多い順から「スポーツ」が66.3%、「図工」44.1%、「料理」41.0%、「実験」36.3%、「昔の遊び」25.8%、「音楽」21.6%、そして「宿題」が19.7%、「英語」が14.5%、「その他」18.9%となっております。多くの子どもたちが低学年と同様に体験的なものに興味を持っていること、一方、低学年と比較をいたしまして「宿題」の割合が約半分程度で少ない様子が見られたところでございます。

続きまして、御質問の3点目の学童クラブの利用率が年々増加している現状で、教育委員会として生涯学習の取り組みの考え方についての御質問でございますが、同検討会では図書館、公民館、体育館、社会教育課、そして児童館で子どもたちを対象に実施をいたしております事業を把握するための調査も7月下旬に行いました。

その結果は、平成17年度1年間の事業件数は142件、延べ事業回数は1073回、参加者総数といたしましては4万2372人という実績でございました。取り組みの事業を年に1回から数回実施をいたします単発的事业、春・夏・冬休みの時期に実施をいたします休みの時期の事業、年間数回から一定期間連続をして実施をいたします連続的事业、年間を通して実施をいたします通年事業の四つに分類をいたしますと、事業の数では単発的事业が多数を占めており、86件、60%でございまして、

通年事業は18件で13%となっております。次いで延べ事業回数ですが、通年事業がこれは多くなっておりまして、636回、60%を占めております。さらに延べ参加人数では単発的事业が一番多く、51%、2万1400人で行いました。これは約1万3000人参加の福生輝きフェスティバルなどの大規模イベントが含まれることによるものでございます。次いで多いのが通年事業で33%、1万3983人で行いました。これは年間を通じて実施をされるという事業でありますために回数も多く、結果として2番目に多くなったかと思われまます。

続きまして、4点目の今後の具体的な取り組みについてということですが、少子化の進行、ゲーム機の普及などによりまして現代の子どもたちは学年の違ういわゆる異年齢の子どもと遊ぶ機会や、地域の人々と接する機会も少なくなってきており、また自分の考えを正しく相手に伝えたり、集団の中でうまく人間関係をつくっていくことが困難になってきております。これは議員御指摘のとおりでありまして、子どもたちが放課後などに異年齢の子どもと遊んだり、地域の人と交流できる機会を設け、その中で人づきあいを学び、社会のルールを身につけ、自分の考えを正しく伝える力を育てていくなどのために、安心・安全な環境のもとで、身近で参加しやすい学校などを拠点といたしました子どもの居場所を提供することなども求められているかと感じております。

そこで、この子どもの居場所づくりに向けましては、さきにも申し上げましたが、事務局内部に検討会を発足をさせ、研究を始めさせましたが、現時点では小学生を対象に、学校が使用する時間以外の空き時間における教室の活用により、学校の施設を使って、平日の放課後は午後5時ごろまで、また土曜日や夏休みなどの長期休日には午前9時から午後5時まで、そして市民のボランティアによる協力のもとに、子どもの居場所を開設することを目標といたしまして、来年度中には何とかどこかの小学校におきましてモデルケース事業としてスタートさせることができないか検討を進めているところでございます。

子どもの居場所問題につきましては、安定的に、また継続して展開されることが大事であり、また子どもたちが求めている事柄も体験的なことから学習まで幅広くありますので、支援をいただく人材の確保も、これが7校にわたりますと大変大きな課題となってまいります。

一方、今後は団塊世代の第一線からのリタイヤなども想定されるところであり、これらの人々の地域へのかかわりの場の提供も考慮しなければならないわけでもありますので、これらの諸状況なども踏まえながら具体化に向けての取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

続きまして、放課後児童対策第2項目の学社融合施策の検討状況につきましてですが、1点目の組織再編、次長制の導入の成果につきまして、平成17年度に学校教育部と生涯学習部の2部を現行の次長制に組織の変更をいたしまして、政策担当の明確化と施策の統合化を図ることといたしまして、事務局内の政策課題の取りまとめは次長が総括責任者となり、また庶務課長がその実質的な責任者となって、学校教育と社会教育の施策の融合を推進していくことといたしました。ここでの大きなねらいは職

員の縦割りの意識を横つなぎにするというところにございました。

この成果といたしましては、事務局内での施策の決定、事業計画の作成、施策の進捗の確認、事業評価、課題抽出、情報の一元化など、除々にではありますが、図れつつあると見ております。

次に、2点目の学社融合施策の検討状況についてでございますが、学社融合ということにつきましては、学校教育と社会教育がそれぞれの活動を進める中でその特性を生かし、相互にそのメリットを共有しあいながら学校教育や生涯学習に取り組んでいこうとするものでございまして、教育目標の中にも学校、家庭、地域の3者が互いに手を携えて取り組むことをうたっているところでございます。

目下の取り組みといたしましては、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを目指しまして、学校評議員制度の活用や外部評価の導入の指導により、保護者や地域の方々の学校教育への参加の機会を設けまして、開かれた学校づくりを進めてまいりました。学校外の人材を活用し、特色ある教育活動を進め、学校経営の改善に努めているというところでございます。また子どもたちの登下校などにおけます安全の確保につきましても、学校、家庭、地域並びに関係機関との連携による児童の取り組みも進みつつあります。

次に、3点目の今後の具体的な取り組みでございますが、一つには、教育活動への支援といたしましては、総合的な学習の時間などにおけます地域の方々の専門性を生かした授業の展開、基礎的な教科などにおけます補助指導員としての学習指導、そしてまた日本の文化・伝統の継承を図る学習の推進などがございます。また目下研究を始めました放課後の子どもの居場所などもその一つかというふうに考えるところでございます。

二つには、児童・生徒の健全育成といたしまして地域環境の浄化、たまり場の情報提供、問題行動を繰り返す児童・生徒へのチームを組んでの対応、そしてそのスクールサポートや地域での見守りへの御協力をいただいでいくことなどがございます。

三つ目には、児童・生徒の安全確保といたしまして、危険箇所の点検、整備といたしまして通学路の安全点検、登下校時のパトロールの強化、「こども110番の家」の拡大などがございます。

四つには、児童・生徒の地域の人々との共同事業への参加が考えられるところでございます。子どもが参加できる地域への行事への呼びかけ、あるいは学校と地域がともに行う地域活動づくりが考えられます。目下予定しておりますところでは、10月14日には「輝け福生いきいき活動」といたしまして小学校と中学校が連携をし、地域の方々の御協力、御支援をいただきながら、全校一斉の清掃活動を行ってまいりたいと考えております。

今後とも開かれた学校づくり、地域とともに歩む学校を目指し、地域と学校がその役割の分担をしあいながら相互理解を深め、協力しあえるよう、私ども教育委員会としても努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上、大野（聰）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

3点目の市民会議の検討状況についてでございますが、まず会議のメンバー構成につきましては、現在14名の方に御参加をいただき、男女別では男性9名、女性5名、さまざまな職業の方が参加されておられます。

市民会議では、福生市における犬問題全般について話し合いをされており、意見をまとめました市長あての提言書が今月中に提出される予定でございます。その内容は、市民ボランティアの運営によるドッグランの設置と、さまざまな迷惑行為を防止するための啓発事業が中心になるようでございます。

また、この提言書に対する対応についてでございますが、猫問題と同じく先進他市の状況等も参考にしながら、可能なものはできるだけ積極的に活用し、採用し、この問題の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、この提言書に関する議会への報告につきましては、前回の猫問題に関する提言書と同様でございますが、市長に提出された後、速やかに各議員のお手元に届けたい旨、市民会議のメンバーの方々も希望されておりますので、現段階ではそのようにしたいと思っております。

次に、4点目の今後の対策についてでございますが、まず市民に対する啓発等につきましては、提言書の中にもいろいろと盛り込まれるようでございますが、市といたしましても広報での呼びかけはもちろん他市などで行われておりますふん害防止のキャンペーン、例えば市民の皆様にも御参加いただいて街路や公園での定期的なふん拾いキャンペーン、狂犬病注射の際の会場でのパンフレットの配付、あるいはホームページの利用などを具体的に検討したいと思っております。

また、提言書ではドッグランの運営のための市民ボランティアを結成するようとの御意見があるようございまして、市民ボランティアについてはドッグランの運営だけでなくさまざまな啓発活動を市とともに行う団体といたしまして機能していただければと考えておりますが、これらの啓発活動もより積極的、効果的で幅広いものになるのではないかと期待をいたしているところでございます。

条例制定についてでございますが、できれば今まで申し上げました啓発活動によって犬の飼い主のマナーアップを図り、しばらく経過を見た後に効果がないようであれば検討に移りたいと思っております。

最後に、ドッグランの設置についてでございますが、例えば近隣ですと昨年度に日野市と瑞穂町でほぼ同時にドッグランが設置され、いずれも好評で、特に休日ともなると多くの利用者で賑わっていると聞いております。

また、市民会議においては、本年4月に狂犬病予防注射会場にてドッグランに関するアンケートを行った結果、回答者の8割近くがドッグランを望んでいるというお話がございます。実際の設置場所や運営の方法、費用等これから検討しなければならぬ課題はございますが、市といたしましても需要が高いという現状を認識した上で、なるべく前向きに取り組んでまいりたいと現段階では考えているところでございます。

以上、補足答弁とさせていただきます。

○5番（大野聡君） 大分時間も迫っておりますけれども、再質問だけとりあえずやらせていただきたいと思いますけれども、丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきますけれども、答弁順に、最初に人と動物の共生についてお伺いいたします。

まずは一つ目は犬の数といいますかね、未登録の犬が相当数いるということでございますけれども、具体的にこれは狂犬病予防法で市町村を經由して、都道府県に經由するというような事務になっているようですけれども、具体的に市としてどのような登録についての啓発活動をやっているかどうかにについてお伺いしたいと思います。

それにあわせて、例えば今インターネットとかいろいろな機会に犬を購入されるといふ御家庭も多いというふうには伺っておりますけれども、例えば犬の販売業者とか獣医さんに対して登録等の協力をするように要請ができないかどうかにについてお伺いします。

それから2点目、いろいろな苦情が多くて、それぞれの機関でやりますけれども、実際には数多くの苦情をいただいているということでございますけれども、特にそれぞれの市民の方の対応について、手をこまねいているだけではできないわけですので、行政としてもやはり広報等による啓発活動ですとか、立て看とか、そういうことも必要になってくると思っておりますけれども、そういうことについて、今まで公園等での啓発はやっているということですが、それ以外、例えば道路ですとか、そのほかの場所での啓発活動についてどういうふうに行ってきたかお伺いいたします。

それから、3点目についてはこれからの啓発活動、条例制定、ドッグランの設置等について市内でいろいろ連携をとって進めていくということでございますけれども、今回の質問をさせていただくに当たりまして、環境の方といろいろ調整しましたけれども、やはりこれについてはいろいろな課が関連をするということになると思っておりますので、今後関係課を含めてどのように検討されていくのかにについてお伺いします。

それから、5点目につきましては市民会議の提言を尊重して、ドッグランを設置した場合にどのような運営方法を考えていくのかと、それから一般の家の飼い主への周知についてはどのように考えていくかにについてお伺いします。

それから、最後に飼い主に対するマナーアップの教育ですね。これについてはやはり学校教育でも必要だと思いますけれども、教育委員会としてどのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

それから次に、放課後児童対策でございますけれども、空き教室はますます困難な状況であるということで御答弁をいただきましたけれども、もともと児童数等を予測して教室数を整備したわけですから、児童数の減少により空き教室が生じた場合は、これは教育委員会は余裕教室と言っておりますけれども、学校がそれぞれの目的に転用しておりますけれども、教育委員会についてはその転用について学校長の判断に任せているのか、特に転用の基準についてはあるのかどうかにについてお伺いします。

これに関して、先ほど来年度モデル事業で実施していきたいということと、それから空き時間の活用について学校側とも調節していきたいということですが、その辺については学校側がそういう空き教室、空き時間の活用についてちょっと無理よというような対応があった場合に、教育委員会としてどういうふうに行っていくかに

ついてお伺いします。

それから、平成19年度から実施を予定されています放課後子どもプラン、これは先日の新聞で先ほど申し上げましたとおり全小学校で実施するというふうに言われています。ただこれもまだ概算要求の段階ですから、具体的にどうなるかわかりませんが、これについて教育委員会としてこの情報を把握していらっしゃるかどうか、その内容についてはどのようなものかわかっている範囲で教えていただきたいし、これに対してどのように対応していくのか、それから当然これは福祉部との調整が必要になりますけれども、その辺の関係についてはどうなるかということをお伺いします。

それから三つについては、放課後ですとか土曜日の過ごし方についてアンケート調査を実施されたということで、非常に今まであまり教育委員会、こういうことをやっていたけなかったのではないかと思うのですが、非常に画期的なことですし、御努力について感謝をしたいと思っておりますけれども、これを受けて先ほど幾つかお話を聞きましたけれども、この結果を受けて、それぞれの分析をしながらどのように施策をしていくかについてお伺いいたします。

それから、学社融合の検討状況につきましては、継続的な事業と単発的な事業、いろいろありますけれども、継続的な事業についてはどうしても件数的には少ないというようなことですが、今後この辺についてどのように進めていかれるのかお伺いします。

それから、アンケート調査については今後も実施されるかどうかについてもお伺いしておきたいと思っております。

それから最後に、これもどうしても教育委員会、学社融合で学校教育と社会教育の連携を図ったわけですが、こういう問題についてはやはり全庁的な問題で取り組まなければいけない部分も相当あると思うのですが、この辺について庁内の連携を今後どのように進めていくかについてお伺いをいたしたいと思っております。

以上で1回目の再質問とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、人と動物の共生につきまして、犬の登録等の啓発につきまして御答弁を申し上げます。

現在、犬の登録等につきましては、市のホームページ、あるいは「私の便利帳」等におきまして、生後3カ月を経過したら登録を済ませ、狂犬病予防注射を必ず受けて飼っていただくように、これは狂犬病予防法に基づく登録と予防注射の啓発を掲載しているところでございます。

また、予防注射につきましては集合接種を行っておりまして、年に1回でございますが、広報等にはその時期をお知らせをいたしているところでもございます。

今後におきましてはホームページ、あるいは広報等を活用いたしましてさらに一層

の啓発に努めてまいりたいと思いますが、事業者、あるいは獣医師の方々にもぜひとも御協力をいただきたいと思いますと考えておりますし、獣医師等の会合におきまして、あるいは事業者につきましては東京都動物愛護センター等での会合が開催されるとのことでございますので、こうした機会をとらえながら、犬の登録と予防接種の啓発をお願いしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、大野（聰）議員さんの再質問についてお答えをさせていただきます。

道路上での犬のふん公害についての啓発活動を今まで実施していたのかということと、看板の設置についてどう考えるかということだと思っておりますが、今まで道路の啓発は実施したことはございません。何回かいろいろな質問をいただいている中でも、犬のふん公害等飼い主の良識あるマナーに頼らざるを得ない部分が多々あるのではないかというふうに思っているところでございます。

そこで、街中での注意を呼びかけるための道路上への看板の設置につきましては、都市建設部といたしましては、公園のようなスポット的な施設には設置をしているところでございますが、道路のように広域的な場所になりますと設置は非常に難しいのかなというふうに考えているところでありますし、また現在、景観の面から道路上に設置されているさまざまな看板や標識等をできるだけ整理をする方向で行動しようというふうに考えております。

このようなことから、先ほど生活環境部長からも答弁いたしましたように、都市建設部といたしましても当面はホームページ、広報での啓発活動及び生活環境部で行います各種キャンペーンを共同で行動に参加をして実施をしていくということにしたいというふうに考えておりますが、特にひどい場所等がございましたら、看板も含め何らかの対処の仕方を考えたいというふうに思っているところでございます。

○生活環境部長（吉沢英治君） 3点目のこれからの啓発活動、あるいはドッグランの設置等についての今後の進め方でございますけれども、まず市民会議からの提言書を受けました後でございますけれども、担当課で内容につきまして十分協議した後、庁内で関係すると思われる部署、現段階では土木課、地域整備課、健康管理課、環境課の職員をもって横断的な会議を開催いたしまして検討する中で進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のうちドッグランを設置したときどのような運営方法を考えているのか、また飼い主への周知という御質問でございますけれども、運営方法につきましては、現段階では市といたしましては日野市や昭和記念公園のように市民団体によります自主的な管理運営ができればと考えております。

運営方法につきましては、今後も市民によります準備会議を継続的に開催願ひ、検討を進めていただきたいと思いますと思っておりますし、市民会議との協働を心がけて進めてまいりたいと考えております。

また、飼い主への周知でございますけれども、市広報等を通じて周知を図りたいと思っております。

○参事（嶋崎政男君） 飼い主のマナーアップ教育について御答弁申し上げます。

学校に求められております指導内容は大変多岐に及びまして、丸々教育というものだけを数えても100をゆうに超えております。そこで飼い主マナー教育でございますが、新しくそういうものを新設するというよりも、ただいま道德等で行われております一般的マナーの指導という、その範囲で充実を図ってまいりたいと考えております。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、放課後児童対策についてでございますが、1点目の教室の転用についてでございますが、教室の使用、あるいは活用につきましては学校教育を最優先にしたいというふうに考えてございます。

それから、教室の転用につきましては、基準はございませんが、学校管理者である校長の判断に任せているところでございます。校長は児童・生徒の指導上必要な場所、あるいは学校、保護者間での連携上必要な場所、学習指導要領の改訂などに伴う教育上必要な場所等を学校長の判断に任せているところでございます。

しかしながら、大半は教育委員会の施策として活用しております、例えば学力向上対策の一環として実施しております小人数学習指導教室、あるいは特色ある学校づくり、健全育成としての活用、それから学校の教育相談室、それから教室に入れない子どもたちの個別指導の部屋、そのようなことで教育委員会の施策として活用しているところでございます。

それから、2点目の放課後子どもプラン、これにつきましては文部科学省と厚生労働省が連携して事業を実施するというところでございまして、文部科学省は「放課後子ども教室推進事業」、厚生労働省は「放課後児童健全育成事業」という名称でございますが、何分にもプランが発表されたばかりでございますので、報道で示されたこと以外は詳細がわからないような状況でございます。

しかしながら、9月13日に東京都教育委員会の説明会が予定されておりますので、その説明会の説明を受けた後、必要な事柄を福祉部と連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから三つ目ですが、アンケートの結果を受けて今後の施策ということでございますが、教育長答弁にもございましたように、アンケートの状況も踏まえまして19年度に試験的に子どもの居場所対策を実施していきたいというふうに考えております。

それから、学社融合の方でございますが、継続的に事業を展開するための具体策はということでございますが、今申し上げました19年度に試験的に子どもの居場所対策を実施したいと考えておりますが、その際には経費の問題が当然ございますが、一番ポイントになるのは人材の確保であろうというふうに考えております。事業を理解し、長期的に事業を支援していただける人、それから事業そのものを指導できる実力のある人、あるいは学習指導のできる人などの要件をクリアできる人が確保できれば事業も充実するものというふうに考えております。

それから、アンケートは今後も実施するのかということでございますが、アンケートにつきましては必要に応じて実施をしていきたいというふうに考えております。

それから最後になりますが、庁内の連携はどう進めていくのかということでございますが、放課後子どもプランのことにつきまして申し上げますと、説明を受けた後、

当面は福祉部との連携、調整を考えておりますが、必要に応じまして全庁的な調整も出てくるものと、そういうふうに考えております。

○5番（大野聰君） 御答弁ありがとうございました。それでは、時間が大分経過してしまったので、幾つか再質問をしたいと思ったのですが、要望にとどめさせていただきます。

まず、未登録の件ですけれども、やはり未登録が相当いるということ自体、いろいろな問題があると思うのですね。予防注射してないのですから、狂犬病というのは今はないのかもしれないのですけれども、必要性があって予防注射をやっているわけですから、そういう意味ではできるだけいろいろな場面をとらえて啓発活動を実施していただきたいと思います。

それから、道路上の啓発活動についてですけれども、これは道路担当の方で答えいただいたのですが、私が思っているのはもともと、多分今はないのかもしれませんが、保健所でこのくらいの犬の絵を書いたようなこういう小さい看板をつくったことがあるのですね。たしか健康管理課の方に伺ったら、保健所から引き継いで幾つかあるということですが、そのものの設置、一般家庭にも配られるようなものをぜひ御検討いただきたいと思います。ただ、それをやったからと言って問題が解決するわけではないのですけれども、やはり意識の問題だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、街中での放置については本当に困るわけですが、ぜひやはり皆さん、市民の方が迷惑しているわけですから、ぜひこれは環境だとか、これは健康管理課だとか、そういうことのないように十分連携を取りながら対策を取っていただきたいと思います。

それから、ドッグランの件ですけれども、これについては今、たまたま私の近くの方で市民会議のメンバーでやっていらっしゃる方がいて、つい先日話をしたのですけれども、ドッグランという新たなものをつくるのではなくて、例えばグラウンドが空いているときに開放したらどうかというような要望もいただいております。それ自体がいいのかどうかということも私自身わかりませんが、いろいろな場所なりいろいろな機会をとらえてそういう場所を提供するように、これはどちらということも、またいずれ伺うかもしれませんが、ぜひ御検討いただきたいと思います。グラウンドなんか使っていない時間帯、相当あるわけですから、ぜひお願いをいたします。

それから、放課後対策いろいろ、どうもまた今回もいろいろうまく逃れられたというような感じですが、やはり空き教室といいますかね、要するに学校で授業とか、学校教育の時間帯で使っている時間というのは1日のうちでそんなに長くないですよ。3分の1以下だと思えるのですよ。夜は使いませんけれども、放課後なんかはほとんど使っていないわけですから、そういうものの活用も含めて積極的にお願いをしたいし、それから先ほど教育長の御答弁の中で、今後活用については学校と調整してということですが、これからモデルケースとして実施する事業について、学校の意向だけを聞いて、学校がノーと言ったらではできないという話になっては困りますから、教育委員会として毅然とした態度で学校と調整をしていただきたい、来年

度1カ所ぐらい実施を検討してみたいということですから、それを期待して考えていきたいと思います。

この間、いろいろ教育長以下、組織改正後御努力をされているわけですが、どうもまだ外から見ると組織改正というか、学社融合のためのいろいろな施策の展開というのがまだまだ難しいのではないかと考えています。これもやはり子どもたちの放課後の時間帯の活動状況を十分把握していただいて、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

特に今までアンケート調査を実施したことは多分なくて、今回初めてだったと思うのですが、こういうものを、何回か申し上げますけれども、ぜひ今後とも実施していただいて、児童健全育成に役立てていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、21番遠藤洋一君。

（21番 遠藤洋一君質問席着席）

○21番（遠藤洋一君） それでは、質問席より一般質問をさせていただきます。

今回は二つだけです。一つは、横田基地についてということで、連続的な質問になりますけれども、お願いをいたします。もう一つは、自由広場についてということでもう一つ伺っていききたいというふうに思っています。

一つ目の基地については、まず第1番目には、昨年以来のずっとのいわゆる米軍再編という中で、前議会から一体どのような形でこの間の動きがあったのかということをお伺いしたいというふうに思っています。

既に公表されております再編実施のための日米のロードマップというのがあって、これに沿って事は行われているわけで、なかなか新聞を読んでも、あるいは全国の新聞、あるいは共同通信が発信しております地方紙などにずっと目を通しておりますけれども、必ずしも再編、特に訓練基地の移転などに関しましては、相当あちらこちらでトラブルが起きていたり、例えば先日の8月6日、7日当たりの「南日本新聞」というあまり僕らには縁のない鹿児島県の新聞ですが、そこには非常に興味のある記事があって、鹿児島県は御存知のとおり鹿屋という海上自衛隊の基地があって、かつては知覧と並んで特攻の人々がそこから飛び立って行って、再び帰らなかった地ですが、そこに普天間のKC-130、つまり我がまちにいる——我がまちにいるというのは変だな。横田基地にいるC-130の空中給油機ですね。その形のものが訓練移転、何カ月間かそこにいて訓練をするということが既に再編のために発表になっています。ほかにも何箇所かに行くのですが、その鹿屋でというか、鹿児島県で先月の末から今月の頭にかけて、7月の末から8月の頭にかけて大変な騒音が人々を驚かせています。こういう表現なのですね。「ズックリムックリして四つのプロペラのある飛行機がすごい低空を飛んでいた」僕らは毎日見えていますけれどもね、同じようなものをね。それが鹿児島県の開門岳という、富士山のような山がありますね、きれいな。お酒の白波のコマーシャルに出てくる山です。それから高千穂の峰というのがありますね。それから霧島とか、つまり九州の高い山々のところの近くで目

撃されている。それもしか午後10時を過ぎてから爆音だけを聞いていたり、昼から見かけたりしている。どうもそれは既に調べて見ると、普天間のKC-130が鹿児島県の上空で低空の旋回訓練を始めているわけです。ところがまだ鹿屋基地の周辺の市町村は鹿屋基地での訓練を受け入れてはいないのですね。

だからどう考えても再編というのは、アメリカ軍が再編しますよと言って、日本は後からついてきなさいというか、地元の了解、了承などは全く関係ないままに、しかもあちらこちらで行われ始めていて、その端緒、非常にはっきりした証拠ではないかと思えますし、南日本新聞の論評もそのような論評でした。

我が市における横田基地の再編というのはそれとは少し違って、米軍が訓練にやってくるということではなくて、府中市にある、これも何度も繰り返しますけれども、航空自衛隊総隊本部という、言ってみれば航空自衛隊の前線戦闘本部が横田基地にやってきて、日米共同の指揮所をつくっていく、日米共同の、要するに指令所をつくるということが一つと、もう一つは今ここで問題になりましたけれども、この後もお話しますけれども、ミサイル防衛の共同の開発を行う。ミサイル防衛に関しましては既に巨額のお金がかかるということがはっきりしていますし、先般、横須賀にはミサイル防衛専門というか、要するに弾道ミサイルに対応できるようなイージス艦、アメリカのイージス艦も配備をされました。

言ってみれば矛が強いのか、盾が強いのかという感じで、今北朝鮮のミサイル攻撃に対してどのような形でアメリカなり日本なりが防衛するかということの競争を行っているのが現況ではないかと思えます。非常に危険な状態が続いています。

少なくともこの間の、横田基地に関する再編の様子を見ると、いわゆる管制に関する問題が一部話が進んでいますけれども、それ以外のことに關しては、例えば官民共同使用については開始から12カ月以内に終了する、いつ開始するかわからないので、まだ終了もわからないのですけれども、それから共同使用、ミサイル防衛についても、これは可能な限り早い時期に運用するということになって、しかもこれは日にちがわからないという中で、この間の、市長におかれましてはどのような形でその進展を把握していらっしゃるかということをご伺いたいというふうに思っております。

それからもう一つは、どうしても府中市が、府中市からの移転で、どこに来るのかとか、あるいは何よりもかによりも市長が一環しておっしゃっている国の、国防に関しましては国の施策というか、国のことであるから、これは許諾しているとか、あるいは容認しているかということは一切言葉は聞いていませんので、これからも聞きたくありませんが、事実上ずるずると入ってくるようなことになるような気もしていますが、具体的にはどのように考えているか、あるいは市長がお出しになった、既にお出しになった6項目の国に対する要望についてはどのような反応があったのかということなども伺いたいと思っておりますし、それから官民共用につきましても今申しあげましたとおり始めて12カ月ということで、一体どういう形でこれが進められているかもぜひ伺いたいと思っております。

それから、この問題に関しましては我が福生市だけの問題ではなくて、常に5市1町の問題として取り上げられなければいけないと思っておりますけれども、前回の議会

の折りには、なかなか5市1町の首長さんたちとお話をする機会になかなかうまく恵まれないのだというお話で、僕がこの際横田基地サミットなどをやったらいかがとやったけれども、なかなかどうもそううまくいかないようです。ぜひその辺につきましては情報があり次第伺いたいというふうに思っています。

できれば開催をして、忌憚のない、それぞれの立場が違う昭島市と瑞穂町と福生市と、それから武蔵村山市と立川市ではそれぞれ立場も違い、議員さんたちの意見もそれぞれ違う、議会の意見も違うようですし、少なくとも私が知っているような、同じような平和勢力と思われるような人、議員さんたちとの間の交流や、あるいは勉強会でも、議員は別にそれぞれ属する議会に属性があるわけではないけれども、僕は何となく福生ふうに会議で話してしまっはまずいと思うのですけれども、立川市の議員さんは立川ふうであり、昭島市の議員は昭島ふうではありますね。しかしそれは多分議会全体がそういう雰囲気なのでしょう。その中で首長さんたちがどのように考えているかということが、できるだけ早く具体的に開催できるようにと、その辺はどう考えているかを伺いたいと思っています。

それから二つ目、僕の調べだと7月6日ぐらいから27日ぐらいまで、航空雑誌に言わせると弾道弾監視機という勇ましい名前をつけていますけれども、C-135という輸送機を改造したRC-135、あるいはRWC-135、中でもRC-135Sと名前のついた特別なレーダーをいっぱい積んだ軍用機が横田基地にやってきていました。実に長い間、毎日のようにいてミッションをしていたのですけれども、その間にやってきて、それについては大変話題にもなったし、新聞記事にこそなりませんでしたかと思えますけれども、相当に専門家の間ではこのことが評判になりました。

これにつきまして、そんな特殊偵察機の運用などということはおよそつまり横田基地の機能ではないはずなので、これについてはどのように聞いているかということもぜひ伺いたいと思えますし、そもそもつまりその飛行機は、もともとは嘉手納からやってきた飛行機ではありますけれども、もともとアメリカ合衆国のオフアットという空軍基地、ネブラスカ州なのですね。ここにいる航空機なのですよ。そこがそういった特殊偵察機の拠点になっているわけで、そこから何かあると飛んでくる。

これは、一番重要なのは例えば北東アジア——この場合北東アジアというふうに言っていますけれども、具体的には北朝鮮ですよ。北朝鮮から何かどんと出たときに、それを追っかけるような、弾道軌道を計算するような、もちろん船もあるわけで、オブザーベーションアイランドという船やもう1隻を配置し、上を通っていく弾道を見てどこに落ちるといふ計算をしたり、あるいは既につがる市の、昔は車力村といたのですが、今はつがる市車力となりましたけれども、車力に巨大なXバンドレーダーというのをに入れて、これで中国東北部までみんな見えてしまうわけですが、そこから何か飛び出したときにすぐ迎撃をするような形をとっているようで、そのために何か北朝鮮で事が起ると飛んでくるという飛行機ではあるのです。

それがこれから先、緊張状態がさらに続けば、沖縄県にいますのでしようけれども、横田基地を拠点にすることもあり得るわけで、そういう約束ではなからうと、しかも考えてみれば、それは最も最初の偵察ですから、変な話、打つ方からしてみれば最初

につぶしたい飛行機の一つで、それが我が市にあるということは我が市に危険を招くということで、少なくとも市民の安全と財産を守る我が市長さんとしては、こういうものは困るということをぜひ言ってほしいと思っていますけれども、これについてはどうなのだろうか。なおかつ、夜のミッションというか、飛行もありましたから、これらについて騒音の苦情などがあつたのかということ伺いたと思います。

それから、3点目には7月18、19日に行われましていわゆるカーニバル、日米友好際について伺いたいというふうに思っています。

これは毎回伺っています。ことしは、私はどうもくじ運が悪くて、昨年、一昨年と障害者用の車のパスというのが抽選であるのですね。往復はがきを出すとオクケーマークがきたりだめマークがきたり、僕はことしは外れまして、外れても頑張っ歩いていきましたが、歩けるということ、歩いて入ってなんてことをいうと、あいつに渡す必要はないということになってしまうのでまずいのですが、とにかく行きました。

すごい数でしたね。土曜日、日曜日の朝9時から開くというので、10分前には並んだのですが、要するに16号線の第5ゲートの左にもう何百人という人が囲っていて、大変な盛況でした。中には観光バスでお越しになって、読売観光がやっていたね。読売観光のガイドさんが読売観光の旗を持って「並ぶのはこちらでございます」と言って、僕はびっくりした。始めて見た。基地際にバスツアーで来るなんてのは、駐車場の問題等々があつたのでしょうかね。でもそれだけつまりポピュラリティーが出た、人気が出たのか、それとも車で行けない、こないぞというのが徹底したのかわかりませんが、とにかくそういう形でたくさんの方がお見えになっていました。

しかしながら、例によって「いらっしやい、いらっしやい」というわりには五つも金属探知機があつて、まずそこを通過して、飛行場のように。鳴っている人はほとんどいませんでしたけれども、その後荷物の検査をして、しかしお客さまを招くのに金属探知機で荷物検査はないだろうとは思いますが、それが今のアメリカ合衆国の基地の置かれている現状だと思いがたけれどもね。そうやってたくさんの方が入ってきました。

ことしの状況はどうだったのか、路上駐車などはどうだったのか、毎年大変問題になるわけですが、いかなるものであつたかということ伺いたと思います。

それから横田基地の4点目、横田基地への燃料輸送の安全のことです。これは前回は前田議員が大変に地元の議員さんとして、あるいはすぐ近くに住んでいる人たちの市民として非常に頑張っ質問なさってくださいましたが、これらのことにつきましては、ぜひその後どのような形で要望したのか、あるいは運用の状況などについて調査をなさつたかということ伺いたというふうに思っています。

もう既に雑誌等々では詳しい情報も出ておまして、あるいは僕もしばしば目撃をするのですが、一体市当局としてはどのように把握しているかということ伺いたというふうに思っています。安全対策について前回、前田議員が再三強調しておりましたし、信号のこともお話をしましたが、それにつきましてはどのような進行をしているのか。

あるいは例えば成田空港というのは花見川ルートといって、花見川のところにパイプラインがあってそこから燃料を入れているのですね。それから羽田空港はどうかというと、海側ですから、海のそばに、御記憶の方もあられるかもしれませんが、たくさん燃料タンクが並んでいて、あれは海から上げている。それからそれぞれ海の近くの空港に関しましてはそういった形なのですけども、例えば陸上自衛隊などどのような形で輸送しているのか、ほかのところの輸送についてもぜひ知りたいと思っておりますし、それは同じように危険ではないかとも思っているのですね。

既にこのことについては、前田議員さんもおっしゃっていましたが、既に爆破事故も2度も起きていますし、その一つはまさに僕が学生時代、まだ新宿などを拠点にして遊んでいると言ったら変ですけども、早稲田大学の学生でしたから、新宿当たりが遊びの中心でしたけれども、そこで起きた事故で、僕は忘れもしません。1967年10月8日に起きた事件ですよ。それであの辺が燃えた。立川市はもっと早くに燃えているわけですけども、そういったことでタンクローリーは非常に危険ではないかと思っておりますけれども、ほかのところはどうなっているかをぜひ伺いたいと思っております。

それから5番目ですけども、これはもう何回も質問をさせていただいています。軍人の市内外出時の服装についてです。一時は皆さん気をつけて、迷彩服というか、乱闘服というと機動隊だな。迷彩服といいますか、迷彩の服で出るようなことはなかなかしなかったのですけれども、このごろまた見かけるようになってきたのですね。これは僕はちょっとまずいと、これはうちの近くのお弁当屋さんでもよく弁当を買っているのですよ。あるいは市役所の窓口にもそのままあらわれたりしています。

これはあまり好ましくないの、ぜひ再度市長さんから、今後の司令官さんは非常に厳格な人だと聞いていますので、ぜひやってほしいと思いますが、しかし、ちょっと気の毒といえば気の毒で、戦争をやっている軍隊の軍人に気の毒などともいうのは大変に失礼だし、私の思想信条にも反しますけれども、こんな新聞記事、これは8月3日の星条旗新聞なのです。これは何が書いてあるかというと、エアマンが、エアマンというのは普通の兵隊のことをいうのですね。戦闘兵士ではなくて事務をとっている人も、トラックの運転手さんも、修理屋さんみんなエアマンです。パイロットもエアマンです。「エアマン・トレーニング・フォー・ディ・グランドファイト」と書いてあるのです。つまり地上戦の訓練をエアマンがしているという、きのうも実は70人、イラクやアフガニスタンに行ったのですよ。これでほぼ3300人、もう一周して、さらにもう一周ぐらいし始めているぐらい横田の兵隊は、陸軍でもないのに、海兵隊でもないのにイラク、アフガニスタンに送られているのですよ。

今まではほとんどロジスティックスといって、例えば空軍だったら飛行機のお世話とか、それから輸送の途中とかというところに従事していたのが、いよいよ戦闘訓練までするようになってきた。つまりそういう危険地帯にまでほうり込まれるようになってきているということからいけば、相当に気分も荒れているという感じはするのですね。それは大変気の毒ですけども、こういったものはやはり反映するのだろうと思うのですよ。

同時に、基地の中の反映することのもう一つの記事は、これは8月21日の記事ですよ。何かというと、横田基地で小さな犯罪が多発しているから、要するにネイバーフッドウォッチというのをやろう、これは何だと思いませんか。御近所の監視ですよ。要するに組みをつくって互いに監視しようというそのボランティアを募集しているのですね。この記事、詳しく話しませんけれども、被害額なんかも出ていて、いろいろな被害が、1万2000ドルから2万5000ドルぐらいこの6カ月間にさまざまな被害があったとか、それから12万ドルの個人の持ち物がやられたとか、いろいろな数字が出てきて、しかも17歳から24歳までの若年層にそういうのが多い。17歳から24歳というのは半分以上は軍属の子どもだと思いますけれども、戦争をやっている基地がやはりそばにあるということは、中味的にはこういうことがどんどん起ってくるわけですよ。

我々はいかにものんびりと、横田基地は輸送基地であるというようなことで油断をしているけれども、相手は戦争真っ盛りで、既に2000人以上の死者を出している、13万5000人も送っていて、まだ帰るめどがつかない戦争をやっている国なわけですよ。その軍隊を抱えている地元自治体としてはやはりきちんとした対応を相手に対して望むべきではないか。

今林議員が午前1時から午前6時までの外出禁止に対して御意見をお持ちで、前回の一般質問をなさいましたけれども、やはり僕の個人的な意見からすれば、あれは続けた方がいいだろうとも思っています。そうでなければやはりこういった細かいことは起きてくる。しかも具体的には実戦中の軍隊であるということについてやはり認識を持たなければならない。気のいいアメリカさんの兵隊さんの集団では既になくなっているのだということを認識を持つ必要があるのではないかというふうに思っています。ぜひその外出時のことにつきましては、自粛の申し入れを行っていただきたいと思っています。

それから次に、最後ですけれども、これは私も何度も行っておりますけれども、いわゆる普通に言うところの731ヘクタールある横田基地と普通に言うのですね。最近新しく出た「福生市と横田基地」の中にもそのように書いてあります。これには約51ヘクタールの西住宅地域が含まれています。

西住宅地域というのは、もうこんなことはここで今さら言うのもなんですよけれども、横田基地の川越に向かって16号線の左側の地域です。これはカラー印刷できなかつたので申しわけないのですけれども、わりとささやかな地域ですよ。主に住宅や倉庫や車庫や、それから前はスーパーマーケットがありましたけれども、それは閉店になりました。それが約51ヘクタール、福生市分は大体12ヘクタール、正確には11.7ヘクタールぐらいですけれども、そこが、いわゆる基地が全面返還になることはもちろん東京都も我が市も最大の希望ですけれども、それまでの間、もしも不使用であれば地位協定24条に従って、要するに不使用な基地はどんどん返還すべきではないか、今回の再編の中でも神奈川県には幾つもの返還地ができましたけれども、この一部だけでも、あるいは我が市分だけでも帰ってこないかなというのが、あるいは共同使用などが可能ではないかということはずっと考えていたわけで、市長の6項目の

要求、国に対する要望の中にも明らかにそれと考え方が非常によく似ているなど思うようなところがあって、私は非常に共感をしているわけですがけれども、そのことは、さらに繰り返すこともないと思いますけれども、地元や市民が交流できる施設などの要請というふうに具体的には書いてある。

同時に、私としては、これは地域の要求でもあるのですけれども、ぜひあそこに1本道路を通してほしい。加美の立体から真っ直ぐ上がってくると、よく夜中に走っているの、寝ぼけていて基地にぶつからない車が今まで1台もなくてよかったなと思っていますけれども、あれは産業道路を越し、旧の水道道路を越すと急に狭くなってぶつかる、横田基地は急カーブで右に曲るのですけれども、あそこをすべとんと通してもらおうと、少なくともその隣のいわゆる武蔵野台、今度法務局通りから変わった松林通りが非常に交通量が少なくなるのではないかと、16号線を川越方面からやってくると、どうしてもあそこまで信号がないのですよね。回る道がないのですよね。それであそこが通学路にもかかわらず非常に大型車両の通行が多いということもあって、ぜひその前に基地の中に道路を通すような、そういう一部返還ができないものかというふうにも考えておりますけれども、それについてのお考えをぜひ伺いたいというふうに思っています。

それから次が自由広場について、これも議事録検索というのが大変便利なもので、平成5年まで今できるのですよね。平成5年の議事録を読んでいたら、平成5年に原敏子前議員さんが、7年には私がそれぞれ質問をしております、私自身はどうも避難場所としての考え方を聞いているのですが、原前議員さんはもう一つ使用を考えていたのですけれども、これについて、やはり自由広場をどのように考えているかをもうちょっと伺いたいと思っているのです。あるいはどのように進行しているかを伺いたいと思っているのですよ。

ずっと答弁を読んできました。ちっとも変わっていません。何がそんなに弊害があって、何がそんなに障害があって、何がそんなに難しいことがあってずっと返答が出てこないのかよくわかりません。

先般、26日、防災訓練がありました。各公園でやったのですよ、あちこちの町会が。私も武蔵野台1丁目町会の理事としてそれに、本町7町会の皆さんと一緒に参加をしました。それは大変におもしろい、有意義な訓練だったと思いますけれども、やはりみんなの意見は同じなのです。あそこにあるプレハブは何だろうかとか、土盛りがあるじゃないかとか、もっと広く使えないかとか、どうなっているのだということは、やはり災害非常食のおいしいご飯を食べながら、なかなかおいしいですね、あの非常食って。あとで乾パンをもらって帰りましたけれども、そういうようなものを食べながら、やはりその話になるのですよ。

それは、議会の中でお話をしているから当然議員の皆さんは地元へ帰ってどうだということをお話していらっしゃると思いますけれども、ここでやはりきちんとお話を聞いておきたいと思っているのですよ。今大体现状はどうなっているのかということとか、あるいは未利用地等検討委員会、先ほど増田議員さんが御質問なさって、その結論が出てないとおっしゃいましたけれども、それでは未利用地等検討委員会という

のは一体だれがどうやってどのようになっているかということもぜひ細かく伺いたいですね。

それは別に教育長さんでなくてもいいですし、第2質問をどっちにしてもしますから、伺いますけれども、これは全部の未利用地、たくさん未利用地があるようですね。法務局の跡とか、そういうこともさることながら、もっとも歴史が長い一つで、なおかつ最も目につくところにあり、しかも最初からのいきさつもありというところでそろそろ、未利用地検討委員会というのは内部だと思いますけれども、そこで知恵が枯れたのなら思い切って「どうですか、市民の皆さん、どういう使い方がいいですか」ということを、既に懇談会なんかで出てきている案もありましたよね。もっと具体的にどうだということを経験も出してもらったらいかがですか。そういう知恵などを借りていけば、つまりまあしばらくはあのままだもしようがないかなというような意見が出てくるかもしれないし、だってもう30年近いでしょう。

僕たちは、違法ですけれども、違法が純法がわかりませんが、あそこは好きに使っていいようなので、3月にあそこで花見をするのですよ。いい桜が咲いているのですね。そのあとも大変きれいに片付けて文句も言われたこともありませんし、掃除に関しては私たちのグループは最高に掃除がうまいので、仲間に掃除屋の人もいますし、ですがやはり桜が見事に咲くぐらいの間ほったらかしてあったのですよ。

そこは桜がいいという話ではなくて、相当長過ぎるのではないかとということも思うわけで、やはり今年度中ぐらいには目安や、あるいは更地になるとか、そういうことを考えていただきたい。

しかも、聞けばまたさらに残土が入ってくる。そうするといつになってしまうだろう、それから何となく風化してさび始めたようなプレハブはいつまで建っているのだろう、あれはたしか平成何年かに警察署だったはずだなというような、遺跡ではないのですからね。ほっておけばいいというものではないのですよ。

それで素早い対応がどのようになっているかをぜひ教育委員会——もう教育委員会の手を離れていいと思うのですよ。教育委員会の手を離れて教育長さんも、もう私たちの手を離れたから、市長、何とかしなさいというようなことをここでおっしゃってくれて私は全く構いませんので、ぜひそういう答弁を期待しつつ質問を第1回目の質問にしたいと思います。

以上、1回目の質問です。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 遠藤議員さんの御質問にお答えをしていきたいと思っております。

横田基地についての1点目の米軍再編、その後の進展、あるいは自衛隊の移駐、官民共用などということでございます。東京防衛施設局長を初めとして次長とか施設部長とかという方々と会う機会がありますが、その都度米軍再編の情報の提供は求めているところではございますが、6月議会以後の情報といたしましては、9月28日から横田空域の一部が高度で2000フィート、600メートルということになると思っておりますが、削減されることが決定をしております。この削減によりまして羽田空港から九州方面等に出発する航空機は、東京湾上空での旋回が少なくなり、飛行距離と飛行

時間が若干減少することになるようでございます。

次の自衛隊の移駐につきましては、現在、日米間の担当で具体的な内容を詰めているということで、航空総隊司令部の庁舎や隊舎などの建設場所のほか具体的な内容についてはまだ何も示されておりません。

この航空総隊司令部の移駐することについてどういうふうにとりよう、考え方みたいなことについてですが、私としては既に国に要請している国際平和が外交的手段でまず維持されるべきだというような考え方を含めて6項目要求をさせていただいておりますので、それができるだけ満たされるような形で進んでいくことを願っているところでございます。

いずれにいたしましても、具体的な内容等についてはまだいろいろと聞いていることがないものですから、できるだけそういうことを聞きながら、それについての対応を一つ一つ図っていきたく、こんなふうに思います。

それから、官民共用につきましては、日米間で検討を始めてから12カ月以内に終了することとなっておりますが、この検討については近々に開始されるような話をたびたび耳にいたしますけれども、開始時期や構成メンバーなどの情報は全く示されておりません。引き続きできるだけ情報収集に努めてまいりたいと思います。

また、5市1町の連絡会についてのお話ございました。新しい情報も出てきておりませんので、特に会議は開いておりませんが、私としましては前々から申し上げておりますように、どういう立場を取るにしても、基本的な知識といえますか、あるいは科学的な知識といえますか、あるいは論理といえますか、そういうようなことについてはきちんと正確に理解をした上で議会、あるいは市民の皆さんにいろいろお話をし、そういう中から方向性を出していくというのが一番正しいやり方だろうというふうに思っているのですが、自治体によっては別の考え方もあるようございまして、なかなかうまく話が進んでいないと、こういうところはございます。

ただ今後、いずれにいたしましても、具体的な情報が出てまいりましたときには、こういった連絡会を開催して、お互いに共同しながら考えていかなければならない課題というものが出てくると思いますので、そんなことも進めていきたいと思っております。

それから、2点目のミサイル監視特殊偵察機の飛来、滞在につきましては、コブラボールや空中給油機が飛来したということは確認しておりますけれども、このことについては事前通告もなく、滞在期間、飛行機数や理由についても、運用上の問題とのことで情報は得られておりません。なお、航空機の飛来による騒音の苦情等は特にございませんでした。

それから、3点目の日米友好祭につきましては、ことしは入り口にゲート型の金属探知機が5機設置され、手荷物検査が行われておりました。また横田基地広報部の発表によりますと、ことしの入場者数は13万2000人で昨年より2万2000人多いとのことでございます。

友好祭の内容につきましては、ごらんいただいたとおりで、C-130とかF-18等の軍用機約30機展示されておりましたし、露店は約200店、特設ステージで

のバンド演奏、花火などで例年と同様の内容で行われたようでございます。

一方、毎年来場者の路上駐車等の問題が発生している基地周辺の状況についてですが、まず牛浜駅の乗降客数は昨年より約1万7000人多い8万3500人とのことでございます。

また、ことしの特徴としては群馬県や静岡県からバスツアーを利用する方が多く見受けられました。駐車場についてはことしも福生観光協会や個人の方が臨時駐車場を設置しておりますが、利用者数はやや少なかったようでございます。路上駐車に対する苦情はことしは1件もなかったようでございます。バス利用客の増加と路上駐車への減少の要因としては、道路交通法の改正による影響が大きいのではないかと、こんなふうにも思っております。

次に、4点目の横田基地への航空燃料輸送の安全対策につきまして、議会でも御心配をいただいております。昨年からは横田基地対策特別委員会からも東京防衛施設局を通じまして航空燃料輸送の安全対策の徹底についての要望をいただいておりますが、輸送の運行状況や警備等につきましては、運用上の問題でありましてということで、基地広報部は公表できないということでございます。

輸送についての安全対策についてJRに確認しましたところ、専門の社員2人が乗車し、安全輸送に努めているということでございます。また五日市街道の信号の件等につきましては、現在都市建設部の方でいろいろと研究し、調査もしているところでございます。

なお、航空自衛隊等では原則としてタンクローリーによる輸送をしているということで、入間基地もタンクローリー車で輸送しているということです。また米軍厚木基地でもタンクローリー車によって燃料輸送を行っているということでもあります。

それから、5点目の軍人の市内外出時の服装につきましては、これまでも何回かお話をいただいております。その都度横田基地の司令官に迷彩服での外出自粛について申し入れをしております。

ただこの間、司令官や軍人が異動により変わっておりますことから、このことに対する意識が薄れてきているのではないかと考えておまして、迷彩服での外出については、市民感情としても好ましいものではないというふうにも思っておりますので、再度横田基地に対しまして自粛の申し入れをしてまいりたいと思っております。

それから、6点目の西住宅地域の一部返還についてですが、この西住宅地域は主に米軍人の住宅と福利厚生施設として利用されておまして、その面積は約51ヘクタール、そのうち福生市域分は約12ヘクタールでございます。

横田基地の整理・縮小・全面返還は横田基地周辺の5市1町にとっても悲願でありますけれども、国策としての基地が存在していることから、基地が返還されるまでの間は基地との共同利用、あるいは一部返還が可能となるような利用形態をと考えております。

市では3月に国に提出した米軍再編に伴う6項目の要請の中で、基地周辺の市や市民が持つさまざまな問題は国民全体の課題として理解され、支援、協力がなされるべきであるとの考えから、国防や安全保障や基地の歴史、市、市民の負担について国民

の皆さんが理解ができて、また地元市民や米軍との交流ができるような施設などを建設するような要請しているところでございます。

このことを含めまして、6月30日付けで東京防衛施設局長から、福生市からの要請のあった各事項については重く受け止め、鋭意検討し取り組むとの文書回答をいただいておりますが、西住宅地域の返還につきましては、これまでも何度か御質問やその活用について御提言をいただいておりますので、私といたしましては、当面は今回の要請内容が実現できるように粘り強く国に働きかけをしてまいりたいと、そんなふうに思っております。またそのほかのさまざまな御提案につきましても、いろいろと検討はしていきたいと、こんなふうに思っております。

次の2項目目、自由広場につきましては教育委員会からお答えいたします。

以上で遠藤議員さんの御質問に対する答弁といたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 遠藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

自由広場につきまして、その1点目、利用についての基本方針といたしまして、自由広場の現状と使用状況、そして将来計画についてでございます。

この自由広場につきましては、私ども昭和60年4月に市の方から教育用行政財産といたしまして引き継ぎ、管理をいたしておりますが、既に21年が経過し、その間には、御指摘がありましたような福生警察署の仮庁舎や田園西土地地区画整理事業にかかわります施設仮用地として一部使用いたしております、若干の事業延伸などによるところもございましたが、利用に当たりましての具体的な計画がなされず現在に至っております。

教育委員会といたしましても、状況の変化もございましたが、用地取得当時の初期の目的に沿った利用がされず、また市の事業への協力ということもあったことではありますが、今日までしっかりした計画のもとに利用されなくなって至ってしまいましたことにつきましては、大変申しわけなく存ずるものでございます。

現況といたしましては、市民の皆さんに広場として御利用いただき、一部は土木課、地域整備課詰所、福生市シルバー人材センターの剪定枝チップ化施設や老人クラブのケートボール場などに貸し付けをいたしております、地域への開放につきましても今までどおり広く市民に御利用いただいております。

また、今後の利用の予定といたしまして、福生病院からは全面建替えに伴い発生をいたします大量の残土を再利用するための残土の一時仮置き場として平成20年度に借用したいとの依頼もされてまいっているところでございます。

このような経過をたどります中で、この用地にかかる将来計画についてということでございますが、福生市全体から見ましても大変貴重な土地になってきておりまして、利用計画に当たりましては用地全体を一体的に活用することが望ましいと考えますので、市内部の未利用地等検討委員会によりまして、仮設の事務所や剪定チップ化施設などを他の未利用地などへの移転が可能かどうか検討を進めているところでございます。今後はこの検討会の検討結果を踏まえまして、福生市全体としての方向づけをしていくことが必要と考えるところでございます。

と申しますようなところから、2点目の市民参加型の利用計画募集ということにつきまして、市民の知恵を借りられないのかとの御質問もちょうだいいたしました。目下は特に教育財産の活用としては具体的な方向性はございませんが、今後前述の未利用地等検討委員会の検討結果を踏まえまして、全庁的な対応の中で進めていくこととなるものでございまして、その際には教育財産としての活用から離れまして、広く市有財産の活用として議会にも御相談をさせていただき、方向付けされることとなるものというふうに考えているものでございます。何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

以上で遠藤議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（遠藤洋一君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。またそうでもない御答弁もありがとうございました。

横田基地についてからまず二つ目の質問をしていきたいというふうに思います。

まず、第1番目の米軍再編のことですけれども、市長が、報道されていますけれども、2000フィートの削減ということで、羽田から九州方面に出発する航空機は若干飛行時間が減少すると、これはいかにもよろしい話なのですけれども、これがどういうふうに利用者や国民の皆さんに還元されるかという話は出てこないのですね。航空会社の燃料代がもうかるだけの話ではないかというような気もしていて、喜んだのは全日空と日航だけではないかという気もしますけれども、なおかつ、この間油代が上がっていて値上げもしているのですけれども、しかしながら、それは減少が決まっただけでも成果が一つあったと、ロードマップによる進行が一つあったというふうに評価をすべきことではないかというふうに思っています。

ただ、具体的な自衛隊の移駐についての中身が全く出てこないということに関しましては、大変困ったものだなと思っていますけれども、ちょっと市長というか、担当の方でも結構なのですが、府中市から移ってくるのですよね。府中市は何を考えているのですか。府中市の議員に会っても全然「あっ、そうですか」というものなのですよね。何となく我がまちの財政状態なんかを考えると、600人も特別徴収者がいなくなるとこれは大変だと思うよね、財政担当だったら。府中市は金持ちなのか、それともおおようなのか、ちょっと調べて見たら、関東計画のときも府中市はあまり何も言わないのですよね。その間にまんまと返ってきて、買う金もあって、今は例えば議員の年に一遍の研修会で使うような広い、芸術の森劇場とか霊園とかつくることできて、大変に府中市は得をしたというか、まだ返り切れないところは一部ありますけれども、その府中市はどうなのでしょうね。何か問い合わせたりしたようなことがありましたらぜひ伺いたいと思っています。

それからもう一つ、府中市だけではなくて5市1町、市長のお話だと各市それぞれ

の立場が異なっていると、これは別に再編問題が起こる前だって、一応担当レベルでの話し合いは定期的にあつたのではないかとも思っているのですが、これは今後どういうふうになっていくのですか。それとも前回、前々回ぐらいの御答弁の中で勉強会をぜひやりたいのだということもおっしゃっていたのですが、その辺はどのように考えているのかということ。

それから、方向としては、僕はやはりどうしても開いてほしいのは、知事は考え方が少しお違いになるかもしれませんが、少なくとも地元の首長さんたち、5市1町のそれぞれの首長さんたちの協議の場というのかな、合議の場というのかな、そういうのはぜひ開いてほしいと思っていますけれども、その辺の方向はどんなものでしょうかねというのが第2ですね。

それから、特殊偵察機、コブラボール、コブラボールというのは飛行機についているあだ名で、たくさんのレーダーが背中にはぼぼこついているということでありまして、そもそも相当長い間飛んでいる飛行機で、かつて大韓航空という航空会社、今でもありますけれども、大韓航空が旧ソビエトのミサイルで落とされたことがありましたね、サハリン上空で。そのときもRC-135と同じ航路を通過していたので間違えて落とされたという説が非常に強くなって、一種スパイ機なのですけれども、滞在したということについてどういうふうに考えているのか。それから確認したというふうにおっしゃっていますけれども、どういうふうな確認をしたのかをぜひ知りたいと思っていますよね。

それから、僕はちょっとこれらがそのまま、常駐と言わないまでも何かあるたびに來ることに対する危機感はあるのですよ。例えばさっきちょっと言ったけれども、その飛行機を最も好ましくないと思っているのは、多分撃つ方ですよ。だからそんなこと考えたくもないけれども、テロやその他があつたときにやはりそれはねらわれるところになるわけです。それは同時に総隊司令部や日米の合同司令部が横田に來ても同じ条件でありまして、みすみすねらわれるようなものを置いておくことはないのではないかというふうに思います。それからどのようなものであるかということについて認識をぜひ持っていただきたいなというふうに思っています。

それから、国民保護法が、保護条例も通っていますし、それからつくることになっていますけれども、実際は市民の安全と財産を守るための法であり、条例のはずなわけですよ。ところがそれを侵すようなものを連れてきてはまずいわけで、それがなくなつてこそ保護条例が生きるのではないかというふうに思っていますけれども、一体その辺の整合性はどのように考えていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいというふうに思っています。

コブラボールがミサイルであり、あるいはWC-135というのはさまざまな大気中の物質の収集、何をやっているかという、要するに地下もそうですけれども、原水爆実験、原爆をやつて、必ず大気中にちりが出るわけで、それを翼の上の収集機で集めて分析するという大変地味な仕事をしているのですが、それは常にミサイルとセットになっているのですよね。そのときも、例えば4月にやつたミサイルの――実験なのか攻撃に失敗したのかわかりませんが、そのときの大気中で物質を集め

るためにきたり、そのときにミッションしているわけですけれども、そういうことを伺いたいというふうに思っています。

それから次に、航空燃料のことですけれども、これは前回、先ほどここでお話ししたけれども、前回実際地域で住んでいらっしゃる前田議員があれだけ厳しい質問をなさっていて、提案もなさっているわけですけれども、実際調査には行っているのですか、現地へ。どれぐらい危険なのか、どれぐらい民家のそばを通っているのか、例えばたばこ屋さんと具体的に踏み切りとの間は何メートルなのかということは御存知なのか。あるいは調査をしているのかな。市内のことでしょう。

僕が見る限りは、僕と加藤議員さんの間ぐらいしかありませんよ。踏み切りとの間は。ここにたばこ屋さんがあって、そこを走っているのだから。それは安全とは言えない。そういう実態を御存知の上で運用については知らされていませんなんてすっとぼけたことを言っているのですか。僕はそれは相当無責任だと思いますよ。

あるいは、五日市線について踏み切りを置いてほしいということまで言っているわけで、それについては調査をしているという話を聞きましたけれども、一体どのぐらい危険なのかということについてわかっているのかわかってないのか、ぜひ知りたいと思いますね。

専門誌によれば1日1往復だというようなことやさまざまなことを書いてありますよね。それからこれは前にも、繰り返しましたけれども、川崎の方から陸揚げされた燃料が、そこまでは海でくるわけで、燃料が専用の駅、一つ浜安善という、安善というのは安田善次郎という安田財閥の社長の名前をとったそうですが、浜安善というところからいろいろな形できているわけで、それがさっき質問席でも申し上げましたけれども、67年には新宿区で、65年には立川市で、立川市のときは燃えてしまったのですよね。それで今の第一デパートというのは燃えた後の補償でできたビルですよ。だから何だか知らないけれども、たくさん細かいお店が入っていますよね。古物商から切手商、洋服屋さんから保険屋さん、ああいうのはみんな小さなお店だったのですね。それが全部燃えてしまってああいう形になったわけですけれども、それから火炎びんが投げ込まれたことがあった。

そういうことからいけば非常に危険である。それについての認識、あるいは早急な手の打ち方ができないのか、それからこれは多分国鉄時代から続いているわけですが、今は多分JR貨物だと思いますけれども、これはさすがに、思いやり予算なんかを見ても、出ているかわかりませんが、アメリカの米軍本予算から出ているのかな、それをちょっと知りたいと思います。その辺のことからいっても、市は一体どのように考えているかをもう1回聞かせてください。

それから、西住宅地域、大変に私たちの、この間もお話をしましたけれども、全部で72ヘクタールというのは、瑞穂町にしても羽村市にしても福生市にしても手つかずのいいところで、今は非常に状況が難しいですけれども、かつて私が提案したときは、2市1町合併の折りには手のつかないいいところではないか、それは基地跡地がどれぐらい有効かというのは立川市を見てもわかるし、所沢市の航空公園前を見てもわかるではないかと、それまで、あるいは練馬区と、それから新座市にまたがって

る光ヶ丘公園のあたりもそうですよね。あれは全部基地だった。それが返ってくることによって全く新しいまちができた。

そういうことから考えても、全面返還が望ましいけれども、まずは部分だけでもというところで、ぜひこれは考えていただきたいと思っておりますし、市長のさっきの御答弁の中で国の責任において施設の建設を要請しているということで、これはぜひお願いをしておくというところにとどめておきたいというふうに思っておりますけれども、ここはぜひ新たな知恵を出し合っても、むしろ西住宅地の一部返還が市にとっての大きなスローガンになるような形になってほしいと、市庁舎に「軍民共用反対」の鉢巻きを締めた瑞穂町とは言わないまでも、新しい庁舎の鉢巻きには「横田基地一部返還」となるようなことをぜひお願いしたいと思っておりますし、私も28年間の長きにわたって議員をやって「おまえは1平米も取り返すことの手伝いができなかったではないか」と言われるのも大変に心苦しい思いがあり、これは32年間続けたいと返ってこないかなとも思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、自由広場の件ですけれども、これね、一つは先ほどから伺っている、前の答弁もいただいておりますけれども、増田議員さんの答弁も伺っておりますし、議事録も読ませていただきましたが、いつまで教育行政財産なの。僕は行政財産というからとっくに一般行政財産かと思っていたらあに図らんやで、この教育行政財産と、あと一般ということはわかりませんが、行政財産とはどう違うの。それはなに、教育委員会の、つまり教育委員会という独立機構の保有し、あるいはそこでの承認がないとその教育行政財産の教育は外れないの。

その方が、そうすることによって、それもなかなか決まらない理由の一つだとすれば、どうやったら外れることができるのかということをご伺ひたいと思ひているのですよね。

それで、この問題に関しては必ず教育長さんがお答えになるのですよ。いつもお答えがやはり前に進まないの僕是非常に、宮城教育長自身も歯がゆいと思ひていらっしゃると思うし、つけが持っていきようがないわけですよ。こっちだろうという、いや教育財産ですと、市長は必ずこのことについて一番最後に「このことにつきましては教育委員会から答弁させます」というふうにさっとどこかへ行ってしまひ、これでは前に進まないのではないですか。

ということから、この教育行政財産とは一体何なのだと、それから行政財産というふうにならないのかということをご伺ひたいです。そうすると答弁の中にあつた、いつも気になっている「大変遅れてしまったことを申しわけなく存ずる」と、宮城教育長さんの責任ではないでしょう、それは。それは私はそのように思ひ、どうなつていふのだということをもう1回伺ひたいと思ひていふます。

それと、これは全庁的な未利用地等検討委員会、これはどういふメンバーであるかということとはかつて一般質問なされた方がいふので伺ひました。これはどんなペースでやつていふのですか。それからそもそも結論を出さず気があるのですか。あるのでしょうか。しかし、その結論がさっき言つた「大変申しわけなく」の教育行政財産とい

うところで齟齬が起っているとすれば、どうなのですか。違うのですか。そこのところをもう少しちゃんと聞いておきたいと思っているのですよ。

それから、さっき答弁の中で、特に教育行政財産としての活用としては具体的な方向性はないのだと、これまた手放す理由にはなると思いますが、さらに知恵を、どうも庁内の知恵ではだめかもしれない。だって幾つかの失敗はあるでしょう。柳がないのにやなぎ通りにしてしまったり、これの名前にしても庁内で議論しましたと言っているときに、それは別に庁内の知恵をだめだと言っているわけではないのよ。ではなくて、もっと広い視野で持てないかなということを行っているのですよ。

それは近所で利用するものとしてもそうだし、最大の未利用地だとすれば一体、ここで何っておきたいのですけれども、あの未利用地、評価額は幾らなのですか。例えばこんなことはないと思いますけれども、一般デベロッパーが来て買いたい、ぜひいい土地だから買いたい、線路のそばだし、駅のそばだし、複線化するし、電化もしたし、幾らなんじゃいというふうに聞かれたとき、つまり市民の財産ですからね、当然バランスシートに載っているけれども、多分あれは未利用地は全部載っているはずですよ。だからここだけわからないのですが、これの評価額というのは幾らですか。それとこの未利用地をもしも民間売却をして、この20数年間に得るべきというか、得たはずの固定資産税は幾らになりますか。

これね、市のものだから、何となく皆さんのものだからただ置いてもいいような気がしているかもしれないけれども、市民の税金で買った市民の財産なわけですよ。幾らの価値があって、幾ら払うべきところを払ってないのだということぐらいは公開してもいいのではないですか。それによって使い方に知恵も浮かんでくるかもしれない。それはすべての未利用地にいえるのですよ。

法務局の跡地だって、等価交換ということになっているじゃないですか。そのときの価格については、ちょっと聞いたような気もしますけれども、少なくともこの未利用地、この自由広場に関しては長きにわたって、少なくとも私が議員になってからすぐ固定資産税を取り始めたら、少なくとも私が払っている都・市民税よりも高いはずですよ。そういう計算をなさったことがあると思いますけれども、それについて何っておきたいと思います。

以上、2質問です。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、まず横田基地関連で答弁をさせていただきます。

まず、1点目の府中市の対応でございますが、府中市に問い合わせをいたしたところ、横田へ移転する規模、あるいは内容等が不明なことから、また府中基地自体は今後も存在をしていくので、近隣の商店では多少の売上げの減少が懸念されるとのことでございますが、特別な対応は考えないで静観をしていくというような、そんな答えをいただいております。

次に、2点目の5市1町の連携についてでございます。課長レベルでは国からの情報を一緒に聞く機会を設ける提案をしておりますが、新たな情報がなく、実現がしていない状況でございます。今後は新たな情報が出た時点で担当者レベルの連携、ある

いは勉強会を呼びかけてまいりたいと、そのように考えております。その後、これは難しい課題ではございますが、市長同士の協議の場を開ければとも考えております。

続きまして、3点目のコブラボールや空中給油機についてでございますけれども、まず確認の方法でございますけれども、当市の位置からは飛行機の離着陸を確認することは難しい状況でございますことから、他市町からの情報に基づき現地を確認をしたところでございます。

国へ問い合わせをしたところ、市長答弁にもございましたとおり、運用上の問題であり回答できないとのことでしたが、九州地方への台風が接近したために、それを避けてとのことが推察をされるとのお話を聞いておりますが、それ以上の回答を得られなかった状況でございます。

続きまして、4点目の国民保護法との関連でございますけれども、自衛隊が移駐をします横田基地の取り扱いにつきましては、5市1町で連携をしていくという基本的な考えを持って進めておりまして、具体的に横田基地との関係についてどのようにしていくかということは今課題にいろいろ検討させていただいている、そんな状況でございます。

続きまして、5点目の燃料輸送の状況についてでございますけれども、まず危険度の認識ということでございますけれども、現地につきましては、議員さんおっしゃるとおり柵がない、あるいは人が線路の上を歩ける、あるいは一部住宅地の中を走っている等々そういった状況を認識をしているところでございます。こういったことにつきましては、市の極めて強い安全上の観点からも国へも強く要望している、そのような状況でございます。

また、予算の関係でございますけれども、米軍予算による対応でございます。

以上が横田基地関連でございます。

続きまして、公有地の関係で未利用地等検討委員会につきましては私の方から答弁をさせていただきます。この未利用地等検討委員会につきましては、市民部を除く関係部課長で組織をされておりまして、第1回目の会議を平成16年12月に開催をいたしておりまして、現在までに5回開催をしているような、そんな状況でございます。

この内容につきましては、個別の普通財産等につきまして現状把握、あるいは課題等の抽出を行いまして、当初の取得目的を精査しつつ、現状に合った活用方法の検討を行っているところでございますけれども、御質問の特に自由広場につきましてはまず現状復帰を優先し、現在この自由広場に設置をしてございます都市建設部の詰め所や車庫等の移転先について検討を進めておりまして、この施設等についてその移転場所等を考えているところでございまして、もとに戻すことを優先をして検討しておりまして、今年度中にも方向性を出しまして、議会へも御報告を差し上げたいと、そのような段取りで今検討を進めている、そのような状況でございます。

○教育長(宮城眞一君) 自由広場に関連いたしまして、教育財産とその他行政財産、どう違うかということの御指摘をちょうだいをしておりますが、教育目的をもちまして、すなわち学校教育、あるいは社会教育の用に供するというところでございますが、そういう教育目的をもちまして、なおかつ教育委員会が管理をするというところが、

管理の責任を有するということが教育財産と、こういうことで御理解いただければというふうに思いますが、そのような趣旨のもとに教育委員会がこの土地につきましての対処方につきまして、あるいは議会等の答弁につきまして教育委員会が所管するというでこれまで当たってまいりました。

平成11年の第2回の定例会のときにも遠藤議員さんから御質問をちょうだいをして、その当時、教育委員会としては学校教育の利用ということに関しましては小学校7校、中学校3校ということの基本にしてなお検討したいというふうに答弁を申し上げてまいったわけです。当初取得の目的が学校教育にということで取得をしてきたという経緯があったことであります。

そしてその後、学校用地検討委員会というものを市の内部で、全庁的な組織で検討いたしました。この際にもやはり妙案なく、現行のような形でやむなく使わざるを得ないというような結論になったところでございました。

これが平成12年から14年にかけての検討であったわけですが、その後、引き続き私どもとしては具体的な策が見い出せずに今日に至ったということでございますが、この辺も重ねてであります。申しわけなく思っております。

それで、どうしたら教育財産から離れられるかということでございますが、この点につきましては学校教育の用途、あるいは社会教育の用途として、教育委員会としてはある程度決定をみてはおりませんけれども、なかなか方向付けが難しいというところにまでは認識としてあるところでございますので、きちんと時期を限って、これは未利用地検討委員会の状況も踏まえながら、時期を限って教育財産から市長の方に普通財産としてお返しをするといったような手続きをしていくことが必要かと、このように考えているところでございます。

○教育次長（吉野栄喜君） 自由広場の資産評価でございますが、自由広場は市有地でございますことから、評価が現実問題出ておりませんので、大変大ざっぱな数字になりますが、18年1月1日現在の路線価で申し上げますと、平米当たり11万2860円ということでございまして、自由広場の面積が1万1440平方メートルございますので、それを掛けますと12億9111万8400円というのが固定資産で計算いたします評価額という、本当に大ざっぱな数字で大変申しわけございませんが、税額の方は大変申しわけございません。計算してございません。よろしく願いいたします。

○21番（遠藤洋一君） 質問席から要望だけにとどめておきます。

聞いておくものですね。やはりそんなに自由広場の、市有地だから資産価値はないというけれども、でも売るときは一気に出るのだよね。それだけのものをやはりずっと抱えていたということに関する、もうちょっとお金に換算して考えてほしいという気はしますね。

市場であれば12億円のものがあったらかかれていたという、ほったらかされていたというのは失礼ですね。別に出されていたわけではないし、管理もしていたし、使っていたけれども、そのようなものがずっときちんとした使用の目途が定まらないままにきたことについては、やはり僕は教育委員会ばかりではなくて市長部局全部あ

わせて考えた方がよいのではないかというふうに思いますし、未利用地検討委員会も確かに教育委員会での検討が終わってから始まったからこの16年なのですね。ぜひ早い結論を持っていただきたいというふうに思っています。

それで、また最初の基地の話に戻りますが、ここで、これは要望ですけれども、ぜひ今回の再編に関する情報を5市1町で共同して集めていただきたいと思っていますし、当然皆様のお手元というか、知っている方は知っている、新聞にもちょっと出ましたけれども、在日米軍のための取り組みということの1章、我が国の防衛と予算ということで平成19年度概算要求というのは、すごいですね、これね。概算要求が出た日にもうホームページに載っているのですね、防衛庁のね。

これの10ページに取り組みについてその他の措置、新規というところで、新聞には横田関係だけみたいなのが書いてあったけれども、実際には三つ、キャンプ座間への陸上自衛隊中央即応集団司令部の移設、これは調査費、それから横田飛行場への航空自衛隊総隊本部司令部移設費が施設整備費、それから次には車力、さっきちょっと言いましたね。車力ででっかいレーダーをつくりませんが、そのシステムの配置、それが施設整備費で159億円ですよ。

景気のいい話で、この緊縮財政というときに159億円もかけたことに関してやはり、私も納税者の1人としてもそれはきちんと見なければいけないと思いますし、ほかのニュースでは基地交付金がかしまたまた定例的に10億円ふえたというようないいニュースも聞いておりますけれども、ぜひ基地に対するこれからもきちんとした取り組みをしていただきたいというふうに思って一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、6番前田正蔵君
（6番 前田正蔵君質問席着席）

○6番（前田正蔵君） 御指名をいただきましたので、さきの通告に基づき質問席から一般質問をさせていただきます。

第4次行政改革大綱について5点お尋ねします。1点目はこれまでの取り組みとその成果について、2点目は特別会計の今後の取り組みについて、3点目は一般会計から特別会計への繰出金について、4点目は経常収支比率の改善策について、5点目は諸税の収納率の向上、改善策と目標について、以上5点について質問させていただきます。

細かい質問ではありますが、歳入の確保、諸税収入の確保は地方分権の基礎となり、土台になることから、どうしても改善、向上しなければ市の財政の安定は図れない。このような観点から、地味でありましたが、質問させていただきます。

1点目、これまでの取り組みとその成果について、昭和60年に議員と市民代表による福生市行政改革審議会が庁内組織として行政改革推進が発足され、昭和62年3月には議論、検討の結果として福生市行政改革大綱が策定され、それ以後社会の変革、環境の変化に伴い、新たな対応のために平成8年10月に第2次、平成13年3月に第3次、これは13年から17年度までを策定され、一層の強力な行政改革に取り組

んでまいり、地方分権社会の対応、行財政を取り巻くさまざまな課題を克服して、市民のためのまちづくりを推進してまいりました。

市民と行政が共通認識のもと、いろいろ手法、手段を講じて行政改革を進め、一定の成果をおさめてまいりました。市民サービスの向上、事務処理の効率化などに取り組み、特に重点課題の一つである職員数の削減について目標3%を大きく上回る6%、27名の削減を達成して、その効果として平成13年度から17年度まで6億5000万円の人件費の歳出削減と報告されております。これだけの職員並びに人件費の削減でその効果は大きいものであるが、そのために業務には支障はなかったのか、不要な部門を縮小したのか、大きな合理化を実施したのか、退職金の割増しなのか、手法、手段は別に結果的に大成功であったと思います。

しかし、この6億5000万円の歳出根拠が私にはどうしても算出できない。予算に対しての減額差額なのか、単なる人員に給与年額で算出したのか、自然減少並びに定年退職者を加味して採用者を削減したのか、改革の目標3%をどのような手法で6%に努力されたのか、一般企業での人員削減は、退職金の割増金の手法でもとらなければ至難の技であります。職員の削減が3%から6%でなったということは、手品でもとれる手法で、この手法でいろいろなこれからの業務の改革改善をすればどんな改革もできないことはないのでしょう。

そこで、市長に職員の削減手法と6億5000万円の削減数値の方式についてお尋ねします。

2点目は、特別会計の今後の取り組みについて、各行政では会計区分として通常一般会計と特別会計とに予算、決算が分けられております。特別会計には国民健康保険、老人保健医療、介護保険、下水道事業会計などに区分されております。

平成18年度総予算348億1093万2000円のうち特別会計には125億9507万円で、総額の36.18%となっております。第4次行政改革大綱には平成18年3月に策定され、平成18年度から平成21年度までの行政改革大綱の中には、特別会計についてはあまり具体的には改革内容が述べられておりません。

特別会計は国家予算でもあまり検討課題にはなっていないのが現実であります。いわゆる族議員が支配しているため、内容の改革は進まない要因の一つでしょう。福生市にはそのような話は聞いたことはない。だからといって国家予算の特別会計に準ずることもないと思う。もっともっと見直し、一般会計並みに改革、改善はやるべきと思う。

国民健康保険、老人保健医療、介護保険については行政府の主導によって事業が進められているから、基本的には問題はないと思いますが、事業の進め方とか手法とか運用などは千差万別であり、行政府の主導によっているから改革、改善はできないとは言えない。いかにして最小の費用で最大の効果を上げられるか、最大のサービスを提供できるかが問われる。

一般会計から特別会計に毎年恒常的に決算ベースで平均して22億数千万円の繰出金が支出されている。今後行財政が苦しくなる時、みんなでこの特別会計の手法を考えて、繰出金の削減についても一般会計の改革、改善と同様に考えなければならな

い。

国民健康保険の未収の処理の中で不納欠損処理を考えるより、まず回収手法なり手段が先である。昔から5年経てば一般企業でも最初は最高によかったが、陳腐化が必ず問題になる。ルールに乗れない、乗らないための処理、その結果ロス、馴れ合い、惰性、組織に乗らない自己流が生まれる。これらが原因で大きなリスクとして実現することが多々ある。

いずれにしても、一般会計から繰出金等事務の流れとか徴収の手法、手段の見直しは必要と思います。これから毎年社会保障費の増加が見込まれるので、業務の改革、改善、特に管理面の強化が感じられる。

そこで市長に、今後特別会計への繰出金の削減と、業務運用の効率化、事務の合理化についてお尋ねします。

3点目、一般会計から特別会計への繰出金について、毎年度決算ベースで22億数千円円の繰出金一般会計に計上されています。この繰出金は恒常的に繰り出され、勘定処理されております。そもそも本来特別会計は単独会計で処理されていたものではないのか。当初は収支はとんとん、あるいは残金が出るときもあったと思います。予算面の管理についてはわりと肝要な面は政府の特別勘定に似ているところもあると思われま。

予算面では性質的区分の項目で繰出金の予算計上をしており、支出面は全般的な経費項目、一部資本支出等も含むなどで、調整的な項目でその役割を果たしている。期中では管理不能な項目と言わざるを得ない。

この繰出金は何らかの規則なのか、条例で取り決められているのか、あるいは行政より繰出金の額の計算方式の取り決めがあるのか、単なる支出不足の調整機能なのか、今後新しい会計での発生主義による簿記会計組織になれば、月単位の資産表が取り入れられることも考えられる。

予算項目がつくられれば必ず予算項目の管理ができなければならない。これは考え方を換えれば、特別会計では政府でいう交付金的なものなのか、助成金とか補助金的なものなのか、一括費用など項目であろうと思う。そういう内容ではないのか。何となく支払い不足の調整とも考えられる。

特別会計の繰出金の対照先には貸借対照表はない。もう少し繰出金について事務の流れ、内容の検討、見直し、支払い不足分の補給対象にはならないよう、自助努力も考えて計画的に進めていかなければならない。そういった点から十分見直しの必要があると思います。その上での繰出金の削減等の管理強化を図るべきと思う。

そこで市長に、特別会計の繰出金は助成金なのか、補助金なのか、行政からの金額の査定が決められているのか、どのように考えているかお尋ねします。

次は4点目です。経常収支比率の改善策について、過日、ある新聞の記事によれば、西多摩4市3町1村の経常収支比率の1995年度、2002年度、2003年度、2004年度、この各年度の行政別、年度別の比較が掲載されていました。

この4カ年、各年度を見ますと、各行政とも全般には1995年度を境に過去約10年前と比較しますと大幅に経常収支比率が悪化しております。特に福生市は199

5年度には収支比率80.4%、2004年度には95.6%とここ10年間に15.2%も収支比率が悪化しております。最大の原因は諸税の大幅な落ち込み並びに政府を初め地方交付金の大幅削減によるものと考えられる。

2004年度には福生市では95.6%となっていますが、実態は減税補てん債と臨時財政対策債を經常の一般財源総額に加えた場合の数値であります。加えないと実態の数値は102%となります。1995年度80.4%で、その差額が21.6%と大幅に落ち込み、到底総収入から総支出がまかなえない財政状況であることを行政職員を初め議員としても再認識しなければならない。そこまで悪化しております。市民にも財政状況を広報誌などで広く知っていただくことも大切なことです。

今後の財政改善策として、適正な經常収支比率を一般的な都市の場合には75.0%が目標であり、それを目標にした場合に、当市はいろいろ施策を見直した予算編成とならざるを得ない。大変な困難であります。しかし、住みよいまちづくりを進めるにはさらなる改革、改善をしなければならない。

そういうことから、まだまだ行政改革は緩めることはできない。むしろこれからが勝負でしょう。市議会も議会改革検討協議会を設置して、さまざまな課題を検討中であり、議会の改革に真剣に取り組んでいます。

収支比率は、改革、改善は言葉では理解はできても実態の成果が数値にあらわれなければならない。諸税をどれだけ多く徴収できるか、交付金がどれだけ多くいただけるか、不納欠損が半分ぐらいに削減できるか、いろいろ考えるとまだまだ行政改革は続けなければならない。

經常収支の改善は、収入と支出の安定的なバランスであります。歳入面をふやすか、歳出面を減らすか、双方考えながら、なお収支両方を見直し、洗い直し、むだな面の発見、むだは1人では出てきません。発見、発掘して見つけ出すことである。回収の緩い面の強化策、これは個人差があり、いかに相手の気分を害さないで成果を上げるか、怒らせたら取れない。1つの技法でしょう。だれでもは難しい。

今後大幅に指定管理者制度を取り入れることにより行政費用の削減、しかし、この場合、指定管理者のあるべき教育を徹底させ、従来のサービス事業を提供する方針が前提であります。

東芝の再生に乗り込んだ土光敏男元社長という人物は、社員の前で自分のやるべき目標を立てたならば執念を持って当たってほしい。問題は能力の限界ではなく執念の欠如であると、乾いた雑巾から水滴を絞り出す執念がなければならない。また頭でかせげるものは多いに頭でかせげ。頭のないものは力でかせげ。頭も力もないものは会社を去れ。厳しい態度で日夜みずから率先して業務に当たり、現在の東芝をつくり上げたという有名な話である。

一般的都市の場合まで經常比率を向上させるのは至難の技であるが、また福生市は都市としての規模についても一番難しい規模であろうかと思えます。思い切った施策が要求されなければならないでしょう。

そこで市長に、經常収支比率の向上はなかなか難しいと思えますが、その改善策と目標についてお尋ねします。

5番目、最後ですが、諸税の収納率の向上改善策と目標について、一般会計並びに特別会計で恒常的に毎年不納欠損額が増加傾向にあります。私は平成15年12月第4回本会議定例会において一般質問で取り上げさせていただきました。

毎年3月の期末、福生市歳入歳出決算書によりますと、一般会計並びに特別会計で、税金が納められないで不納欠損額として損失処理される金額が、なんと1カ年1億数千万円が福生市から財産が失われた勘定です。

福生市の予算規模の面から全く単純に見て、一般企業では中企業の中ぐらゐの企業でしょう。このような企業規模で毎年1億数千万円回収できない不良債権の発生では、たまたま一過性ならば問題ないが、毎年の発生ならば会社の存続意義はないし、いずれ企業の命取りになるでしょう。

市役所は市民にとって一番身近な行政機関であります。市民の平等性を考えると、市税などの負担の公平性を確保するためにも、地方税などの法のルールに従った徴収対策などと滞納処分とを積極的に行わなければならない。また選択肢の一つとしてコンビニなどでもできる収納など、民間活力の導入など各分野の研究、検討は当然と思います。

これから諸税徴収担当職員はまさに専門職でありましょう。そのためにも早急に都主税局等の実施指導などを受けるなど、徴収担当職員の徴収技術のレベルアップも一番大切だと思います。また専門職として育てなければなりません。

昨年10月31日に都庁大会議室で207自治体の500人の実務担当者が集まり、徴収サミットが開かれ、税収の確保、歳入の確保は地方分権の基礎であると都の徴収部長は力説した。このように徴収は地方分権の土台になることから、もっともっと力を入れていく分野であると思います。

そこで市長に、今後どのような徴収方法で徴収率の向上と、その目標についてお尋ねします。

以上5点について、質問も細かいが、財政についてですので、各質問別に具体性のある答弁をお願いして1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 3時15分まで休憩いたします。

午後3時4分 休憩

~~~~~

午後3時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 前田議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

大変ちゃんとお話すると非常に細くなるお話になってしまいますので、時間を見ながら話をさせていただきます。恐縮でございますけれども、なるべくわかりやすくと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、第4次の行政改革大綱についての1点目のこれまでの取り組みと成果についてですけれども、第3次行政改革大綱推進計画で示しておりました5年間で職員数の削減目標3%以上という目標に対しまして6%、27名でございますが、削減

を達成いたし、職員給与削減としての成果額はおよそ6億5000万円ととらえております。

職員の削減手法というお話がございましたけれども、一つは事務事業の見直しでございます。それからアウトソーシング、要するに委託の推進、それから再任用職員、嘱託職員の活用、それから協働によりまして行政の役割の見直しを図っておりますので、そういったこと、そんなことをやりながら適正職員数を求めて、退職者数に比較して新規採用職員数を抑制すると、そういう方法で削減を進めております。第4次の行政改革大綱での削減目標に対しましても同様な手法により達成をしていきたいと、こんなふうに思っております。

なお、効果額の算出根拠につきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、2点目の特別会計の今後の取り組みでございます。市の行政改革は市政全般の見直しを行いまして、効率的、効果的な行政運営を目指しておりますので、特別会計も例外では全くございません。したがって、特別会計への繰出金削減は、一般会計と同様に歳入をいかに確保し、歳出額をいかに抑制するかにかかっておりまして、予算編成上でも重要課題として取り組んでいるところでございます。

組織数及び職員数の見直しや電算化などによる事務の効率化は各会計共通でございますけれども、例えば国民健康保険特別会計を見ますと、歳入面では保険税の見直しや収納率の向上に努めまして、歳出面につきましては、老人保健医療特別会計や介護保険特別会計にも関連いたしますけれども、健康増進や生涯学習、あるいは運動施設等の整備に努めてきております。いわゆる歳出の医療費がかからないような対策をしていくということでありまして。

介護保険特別会計への繰出金は、介護給付費の一定割合をそのルール分として市の負担となっておりますけれども、これも介護給付費抑制のために高齢者が要支援や要介護状態とならないような介護予防事業の推進に努めているところでございます。

また、下水道事業会計のうち汚水処理事業については、これまで借り入れた市債の元利償還費や維持管理費を含めてその経費を下水道使用料でまかなうことが原則となっております。したがって、歳入面では汚水処理経費に対する使用料収入額の割合、いわゆる回収率と言っておりますけれども――に留意をしながら、しかも市民の皆さんの負担をできるだけ抑制をするというような考え方の中で使用料を決めさせていただきまして、一方、歳出面では維持管理費の経費削減等に努めるとともに、今年度は高利率の市債について低利債への借り換えを予定をいたしまして、繰出金の削減に努めてきております。また雨水処理事業につきましては、公費負担ということが原則になりますけれども、できるだけ補助制度の積極的活用によりまして効率的な施設整備に努めているところでございます。

次に、3点目の一般会計から特別会計への繰出金についてということでございます。総務省が実施しております地方財政状況調査での区分によりまして、国民健康保険特別会計への繰出金は、財源補てん的なもの及び保険基盤安定制度にかかるものとされております。また老人保健医療特別会計と介護保険特別会計への繰出金は、給付費等に対する国や都道府県、市町村等の負担割合が法律等によって定められておりまして、

市負担分の繰出金は負担金的な性格でございます。給付費と事務費等をあわせまして事業費繰出と言っております。

また、下水道事業会計への繰出金の区分は、水洗化普及費や水質検査にかかる経費への充当分が事務費繰出、汚水ます設置事業費や管渠費への充当分が建設費繰出、市債の元利償還費に当たっている部分が公債費財源繰出、人件費等への充当分が赤字補てん財源繰出というふうな言い方をしております。

もちろん御指摘のとおりでございます。特別会計というのは独立会計でございます。基本的には法定化されております部分であります介護保険とかというようなものについては別ですけれども、国民健康保険とか下水につきましては、いわゆるその中だけで処理をしますと、例えば国保税を上げますとその分だけ負担がふえるという問題、下水についても下水料を上げますとその分負担がふえるという問題がありますものから、そこにつきましては議会の方をお願いをして、予算の中で一応一定のところとめさせていただいているということによって特別会計の繰出金はふえていると、こういうことがあるわけでございます。

ここについてはいろいろと御理解をいただきましてだんだん、国保もそうですが、下水についても値上げ等をさせていただきまして、一定の成果を得させていただいておりますが、現時点ではまだまだ繰出金が、そういった意味で任意的な繰出金がふえている、まだ多いと、このことは事実でございます。

それから、次に4点目の経常収支比率の改善策ということでございます。先ほどございました95年との比較の問題がございましたけれども、実は計算方法が全く変わっておりまして、したがって、大変上がっております。

特に分母、これは経常収支の場合には分母が経常一般財源という言い方をしておりますけれども、いわゆる経常的に入ってくるお金、これは税金なんかは75%計算をするわけですが、そういったものと、現在は臨時財政対策債とか、それから減税補てん債とかというようなものが分母になります。その上で分子の方、要するに充当一般財源と言っておりますけれども、扶助費とか、あるいは補助費とか、繰出金とか、公債費とか、こういったものが分母になるわけでありまして、その部分で特に大きく変わってきておりますのは、一つは分母の方でいいますと減税補てん債、あるいは臨時財政対策債につきましては、議会の御理解をいただきまして後年度の市民への負担を少なくするという意味で、ここの数字を丸々借りるのではなくて少なくしております。したがって、分母の数が小さくなるという、こういう現象が一つはあるということ。

それから、もう一つは扶助費でありまして、扶助費につきましては、御存知のように例えば生活保護世帯については、隣の市より2.6倍ぐらいいるわけでございますから、その分、25%分の負担というのは非常に高くなるわけでありまして、そういった意味での福生市の特性、さらには最近では補助費というような言い方をしておりますけれども、一部事務組合の負担金等の増加、それから繰出金、先ほど来説明をいたしました、いわゆる特別会計への繰出金がふえている、大きくなっている、この部分については下げるために先ほど来お話ししましたようなことをやらせていただい

ておりますけれども———というようなこと、さらに公債費につきましても臨時財政対策債そのほかを借り入れることによって総体の額が上がっていく、あるいは返還の金額が多くなるといったような問題があるわけでございます。そういう意味では、今お話がありました前の状態とは大分変わった状態でこの経常収支比率が出てきていると、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

そういう中でございますけれども、一層のそういう意味では努力が必要というふうに思っております、その意味では職員の意識改革、あるいは行動、あるいは市民の協力といったようなお話が今ございましたけれども、必要不可欠であるというふうに考えております。

それから、組織や職員数、職員給与の見直し、いわゆる人件費に当たる部分、歳入の確保、事務事業の一層の精査、あるいは効果的、効率的な事務事業の推進、さらには市の行政施策や取り組みをより市民の皆様に御理解をいただく市民出前講座を始めますけれども、そういったこと、あるいは市全体のバランスシート、これは過日も特別会計についてお示しをさせていただきましたけれども、そういったものの作成を初め市の財政状況をわかりやすく解説した財政白書といったようなものもことしは出してみたいと思っておりますが、そういったものの中で市民の皆さんへの情報提供をこれまで以上に積極的に進めまして、市民や事業者との役割分担を考慮しながら、みんなでもってこの市の財政運営を堅実なものにしていく、そういう方向での努力をしていきたいと、こんなふうに考えております。

なお、経常収支比率でございますけれども、第4次の行政改革大綱では、16年度の26市の平均値である91.3%以下という目標を設定をいたしております。

次に、5点目の諸税の収納率の向上改善対策と目標率についてでございますが、議員さん御指摘のとおり、市税等歳入の確保は行財政運営の根幹でございます、そのための収納基盤強化は重要課題であると認識をしております。

御質問の市税等諸税の収納率向上改善対策といたしまして、昨年10月に福生市市税等収納率向上対策本部を設置をいたしましたけれども、ここを中心にして全庁一丸となって福生市税賦課徴収条例や地方税法、あるいは国税徴収法などに定められました所要の手続き、基準に基づきまして適正かつ厳格に納税交渉、滞納処分などを行い、滞納繰越分の収納確保はもちろんのこと、現年課税分の年度内完納と租税等負担の公平性の確保といったことを目指して進んでいきたいと思っております。

次に、市税等の収納率の目標率でございますけれども、昨今、社会経済情勢が好転していると言っておりますが、景気回復の地域間格差が大変大きくて、福生市民の生活経済状況ではまだ厳しい状況にあるといった認識も持っております。

基本的にはすべて完納、100%を目標にして取り組んでいくわけでございますけれども、現実的な目標率としては前年度実績をできるだけ上回ることを、そのことを目標にしながら進めさせていただいております。

市といたしましては、条例や税法等を適正かつ厳格に適用していく中で、福生市税等収納率向上対策本部と全職員が一丸となりまして、もちろん研修も非常に大事でございますので、そういった意味での専門性を高めながら、一丸となって市税等の収納

強化に努めてまいりたいと、こんなふうには思っております。

前田議員さん御指摘の部分、基本的な御質問についてはそのとおりでございまして、そういった中でも結局市民の皆さんの御理解をいただきながら、歳入を高めようとするればそれだけの厳しさが税なら税の滞納処分の中で出てまいりますし、歳出を削減しようとするればそれだけの御理解をまたいただいでいかななくては行けないと、こういうことになってまいりますので、その辺の努力をしながら、今後とも財政運営健全化に向けて進めていきたいと、こんなふうには思っているところでございます。

以上で前田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

職員数削減の効果額、約6億5000万円の算出根拠についてでございますが、毎年度当初の職員数の比較による削減数に平均給与、およそ770万円程度となりますが、この金額に乗じて得た額を第3次行政改革大綱の目標期間、平成13年度から17年度の5年間の効果として積み上げたものでございます。

○6番（前田正蔵君） 市長からの丁寧な答弁、まことにありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。2点お願いします。

1点目は、国民健康保険特別会計の今後の施策について、毎年度国民健康保険特別会計には一般会計から繰出金が支払われております。平成14年度は決算ベースで8億1900万円、15年度は決算ベースで8億5100万円、16年度は決算ベースで7億200万円、17年度は決算ベース、これはまだ案ですが、7億4600万円ですが、いずれも当初予算を大幅に決算額が上回っております。予算編成に対してもう一度見直して策定すべきだと思います。

平成18年度も、予算額ですが、6億2100万円と少な目ですが、ことしは恐らく徴収に力を入れる度合いとか、徴収の目的を高く掲げての予算と思います。ことしの市民1人当たりの予算面では約1万円強の繰出金の負担額であります。各自保険金を支払ったほかに1万円強というのは、この制度自体に何か問題があるのではないのかなと、こんな考えでおります。

先日、10万人の地方都市の国民健康保険特別会計の担当者にいろいろ聞く機会がありましたが、やはり地方でも大変だと、ですが、まず徴収が先なのだと、何が何でも徴収が完納しないと困ると、だけどもいろいろありましてと、今後の施策は徴収が先で、それに沿えない人については保険証の期限付きとかいろいろ施策を考えているそうです。

社会保障費全般については、今後もふえる傾向だし、財政の足を引っ張らないよう予算全般にわたって考えなければならぬ福生市の今後の大きな課題であり、枠配分予算をもっともっと生かしてほしい。

そこでお聞きしますが、他の近隣行政では国民健康保険特別会計に繰出金として市民、あるいは住民1人当たり、福生市が100とすると他の行政は多いのか少ないのか、福生市は18年度予算面だけを見ると市民1人当たり1万円強ですが、他の行政については住民1人当たりどのぐらいの繰出金なのかお聞きします。

2点目、ありましたけれども、時間の関係で取りやめますから回答も結構です。

1点目だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市民部長（石川弘君） それでは、繰出金について再質問をいただいております。

御質問の1人当たりの繰出金が他市ではどういふ状況になつてゐるかということでございますが、この繰出金につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたが、一つは法定繰出金で保険基盤安定制度による繰出金、もう一つはいわゆる法定外、財源補てん的なその他繰出金になつてゐるわけでございますが、財源補てん的なその他一般会計繰出金での比較を17年度決算ベースで答弁申し上げます。

福生市では6億689万円、市民1人当たり9859円、近隣市の羽村市では5億7347万円、1人当たり1万37円、昭島市におきましては10億5911万円、1人当たり9454円、また人口規模で近い武蔵村山市でございますが、8億2793万円、1人当たり1万2126円、それから一番高い市でございますが、三鷹市で21億5899万円、1人当たり1万2447円、それからもう一つ、八王子市でございますが、人口規模が最も大きい市で43億9145万円、1人当たり8063円と、こういうような状況でございます。いずれにいたしましても、大変厳しい国保の事業運営となつてゐる状況でございます。

○6番（前田正蔵君） 丁寧な説明ありがとうございました。最後に要望として私の意見を述べさせていただきます。

行財政面について、福生市の自主財源の改善は大変難しい状況にあり、早期にはなかなか改善できないと同時に、財政面では一面には構造的な財源不足が、これも否定できない。

しかし、市民の安心な暮らしを守る上には、社会資本のプロジェクトとかライフサイクルの充実は当然と思ひます。むしろ遅すぎた感じですが。一般的都市の経常収支比率75.0%目標は、福生市の財政面では現状の延長線では可能性は難しい。第4次行政改革大綱によれば91.3%以下を目標と言われておりますが、資金的には大変窮屈な、余裕のない資金繰りでしょう。貧すれば鈍するでは先行きは心細い。

私は大々的に行政はもっともっと大幅なスリム化を図る選択肢もあるのではないのでしょうか。今後の行政の姿なり目標は、頭脳集団とかシンクタンク的な行政に変革していくことも一つの考えでしょう。

議会についても、私を含めレベルアップを図り、福生市は行政面積はわりと狭い、市民人口を考えればまとまったこじんまりとした都市であり、合理化を図ることにより大幅な行政コスト削減も考えられる。

監査業務については、係数管理のほか業務監査まで拡大してすべての現場の合理化を進め、むだな面の業務指導など行政コストの削減を積極的に進め、監査の業務充実を図ることも考えられる。

以上で一般質問並びに要望について終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、18番沼崎満子君。

（18番 沼崎満子君質問席着席）

○18番(沼崎満子君) それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づきまして4項目について一般質問をさせていただきます。

1項目目は、学校における食育の取り組みの推進についてお伺いいたします。

前回、6月の定例会でも食育について一般質問をさせていただきました。食育の重要性については、いろいろなところでセミナーが開催されておりますが、私も何回か参加してきました。

その中で、6月25日に読売新聞社主催の「東京ルネッサンスフォーラム・食育セミナー」が千代田区の飯野ホールで開催されました。まず服部栄養専門学長の基調講演や、栄養教諭による授業もビデオで紹介され、さらに教育研究団体による模擬授業も披露されました。ミスター食育の服部幸鷹氏は、講演の中で次のようにお話をされました。

「私は15年前から食育を提案し、活動してきました。きっかけはかつて栄養士と調理士を養成するそれぞれの学校で1週間の食事日記を提出させたことです。その結果を分析すると、朝食抜きやバランスの悪い食生活、そして過剰なダイエットなどが目立つものでした。

そこで何歳ぐらいから食事の大切さを教えていけばよいのか研究した結果、1、ゼロ歳から3歳、2、3歳から8歳、3、7歳から18歳という三つの期間に分けて取り組むべきだということがわかりました。

ゼロ歳から3歳の期間は親子のスキンシップが大事なときです。温かく包み込まれているという実感をこの3年間で得ることができれば、その子はゆったりとした気持ちの中で育ち、その後の性格形成に大きなプラスとなります。

次に、3歳から8歳の年ごろは親子でどれだけ多く食卓を囲んでコミュニケーションを取るかが大事です。最近親子で食卓を囲んでいるものの、それぞれが違う食事をする個食という現象が見受けられます。これでは栄養バランスが崩れる上、子どもが自分の好みにあった食事だけを取り、わがままになります。したがって、この期間にしつけをしっかりと行い、生活習慣を確立させていくことが重要です。

7歳から18歳の育ち盛りにバランスの悪い食生活をすると、骨は細くなり、内臓や筋肉、皮膚も丈夫になりません。

朝食は1日の活動のエネルギー源を脳に送る栄養源を取る機会です。そのエネルギーはぶどう糖だけです。実は夜食べたものは余ったエネルギーとなり、肝臓や筋肉にグリコーゲンという形でため込みます。このグリコーゲンは血液と混ざるとぶどう糖に変わり、毛細血管を通過して脳に回ります。成人だと60グラム程度です。寝ている間に40グラム前後消費するので、起床したときは約20グラムしか残っていません。朝食抜きで出かけてしまうと、通勤・通学でグリコーゲンを約10グラム消費するので、職場や学校に到着した段階で10グラム程度しかありません。これでは午前中に必要なエネルギーが不足して、集中力や理性的な判断力が欠け、仕事や勉強に支障が出てしまいます。だからこそ朝食をしっかりと取ることが重要です」と、これは講演の一部ですが、正しい食生活の意義が伝わってきました。

昨年、食育基本法が施行され、ことし4月には教育団体や食品メーカーなどからな

る「早寝、早起き、朝ご飯」全国協議会が設立されるなど官民を上げて子どもの食生活を見直す動きが活発化しています。ただ「朝ご飯を食べよう」というようなスローガンを発するだけでは、習慣化した各家庭の食生活を改めるのは厳しいのです。子どもたちを取り巻く深刻な現状を見聞きするにつけ、一刻も早い対応をしていくべきではないかと思いました。

ここ数年、子どもたちの犯罪件数がふえ、社会問題化しています。普段は目立たずおとなしい子が突然キレて即暴力にはしる、不登校とかいじめが多発し、また無気力、目標がない等も問題になっています。服部氏はその大きな原因の一つは食育にあると述べています。今こそ食育とは何かを見直すべきときだと考えます。

そこで、学校における食育の取り組みについてお伺いいたします。

1、食の大切さを再認識し、関心を持つ人の拡大が必要だと思えます。学校教育は知育、徳育、体育が3本柱になっていますが、それに食育を加える必要があると思えます。基本法に基づき、毎年6月を食育月間と定め、また毎月19日を食の日と決めて、継続的な運動として推進してはいかがでしょうか。お考えをお聞きます。

2、羽村市で学校長みずから食育の授業を行っている小学校があります。給食に出る食材が体内でどんな働きをするのか、絵を使ってわかりやすく説明している授業を視察させていただき、感銘を受けました。自分の成長と命の尊さを知る、また将来にわたって健康に生活していけるために必要なことを学ぶ食育の授業の推進と、そのための栄養教諭の配置についてのお考えをお伺いいたします。

3、朝食を取っている子どもは取らない子どもに比べて頭の働きがいい、学校の出席率が高い、成績がよい傾向にあるとの報告もあります。「早寝、早起き、朝ご飯」の生活リズムの向上のための普及啓発活動等に力を入れるべきだと思えますが、お考えをお伺いします。

次に、2項目目は福祉有償移送サービスの将来的な考えについて質問させていただきます。

この件につきましては、今までも何度か質問させていただいております。また他の議員さんへの御答弁も聞かさせていただいておりますが、やはり現在も市民の皆さんの大きな要望であることは変わりなく、福生市にとりまして重要な問題であると考えております。

この重要な課題を含め行政でのさまざまな施策を決定し、進めていく前提として基本となる考え方、理念を定め、共有することが必要でございます。そのことにより結果的、効率的な施策となるわけであり、福生市では交通対策としてのコミュニティバス導入から交通弱者の方々のための福祉交通網構築へと基本的な考え方を定め、さまざまな視点や全国の先進事例等を研究、検討を進めていることと理解しております。

しかしながら、先進事例といっても地域状況や市民要望、あるいは基本的な考え方の違い、また実施後の状況と十分な検討を要することも事実で、相当な時間を要することもわかりますが、交通弱者の方々は今現在も買い物など外出の方法に困っております。

そのような中で、構造改革特区から始まり全国的な規制緩和となった有償移送サー

ビス事業については、過去の実績もあり法的に認められた事業として多いに期待するものでございます。また10月からは一層の規制緩和措置として道路運送法の一部が改正され、許可制から登録制へと変わるとのことでございます。

そこで、新規参入の増加も予想される今回の規制緩和に対する多摩地域福祉有償運送運営協議会での検討状況や、提起されている課題について、また課題に対する福生市としての考え方についてお聞きします。

二つ目に、福生市では社会福祉協議会など二つの事業者が許可を受け進めていくこととなりますが、その運営にはさまざまな課題もあることと思います。課題対応などを含め行政としてどのような考えのもとでこの事業を支援していかれるのかお聞きします。

3項目目は、子ども家庭支援センターについてお伺いします。

このところ児童虐待等子どもが犠牲になる事件や事故が毎日のようにテレビ、新聞等で報道されています。特に児童虐待についてはそのほとんどが家庭内で深刻な状態にならない限りなかなか表面化してこないのが現状だと思います。

福生市の場合、平成17年7月に子ども家庭支援センターが開設され、これまでさまざまな相談に応じ、大変な努力をされていると思います。中でも児童虐待通報があった場合には、事実確認を含め訪問等するケースが多いと思います。

しかしながら、現在のセンター事業は、都でいうところの従来型で、児童相談所が一時保護等した児童が家庭復帰した後の家庭への支援を行う見守りサポート事業や、子どもの健全な成長に懸念が持たれる家庭に対し児童虐待の予防的支援を行う虐待防止支援訪問事業への取り組みといった、いわゆる先駆型のセンターにはなっていません。児童虐待件数が年々増加する中で、虐待が表面化する前に未然に防止する取り組みも必要ではないかと考えます。

そこで、子ども家庭支援センターを現在の従来型から先駆型に移行するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

最後に、市政出前講座の実施についてお伺いします。

私は平成11年第2回定例会におきまして、生涯まちづくり出前講座の導入について質問をいたしました。それは高齢社会の到来により、生涯を通じた学習の必要性が高まっており、市民が学習を通して教養を高め、生活の中でゆとりや感性を養い、いつまでも健康で明るく豊かな、充実した生活を送りたいというニーズにこたえられるよう企画し、実施してはいかがかとお伺いしたものでございます。

特にこの出前講座は職員が地域に出向いて市政の仕組みや事業の説明をし、その専門知識を市民の学習の場で生かすとともに、市政のPRもする情報公開の新しい手段として開催することは大きな意義があると思ったからであります。

そのときの答弁は、たしか教育委員会よりいただきましたが、実施についての課題を調査、研究し、福生市にふさわしい方法を探し出す努力をするとのことでしたが、それから7年を経過いたしまして、今年度10月より実施するとのことですが、そこで今回の実施を予定されています市政出前講座について2点お伺いいたします。

1点は、この市政出前講座は何を目的として行うかでございます。

次に2点目は、市政出前講座の内容をお聞きいたします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 沼崎議員さんの御質問にお答えいたします。

1項目目の学校における食育の取り組みについては、教育委員会からお答えいたします。

2項目目の福祉交通網についての福祉有償移送サービスの現状と今後の取り組みについてでございますが、道路運送法の一部改正が平成18年5月12日に成立、10月1日から施行されることになっており、8月末には国土交通省によります説明会が開催されたところでございます。説明会では、10月から有償移送サービス事業が許可制から登録制へと変更されることによる多摩地域福祉有償運送運営協議会での取り扱い等についての説明がございました。

長年、国土交通省と厚生労働省の間で懸案となっておりますさまざまな課題が、規制緩和という考え方により、少しずつではありますが、解決へと前進したのではないかと考えております。

しかしながら、西多摩ブロック幹事会での情報等からは、事業者が大幅に増加するといった傾向は見えないようであり、まずは現行の制度の定着に向け、運営協議会の一員として課題等検討を進めさせていただきたいと、そんなふうに思います。

福生市の状況ということでございます。基本的な考え方ということになりますが、現在二つの事業者が許可を受け、事業を進めております。その一つの福生市社会福祉協議会では、従来から移送サービス事業の利用促進を図っており、法的に認められたことから、一層の利用促進のための周知、広報活動に取り組んでいくと聞いております。

しかし、移送サービス事業の利用促進には運転手の確保等の課題もあり、これらの状況等を見ながら、需要と供給のバランスを確保する体制のあり方の検討など本事業の重要性を認識し、できる限りの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3項目目、福祉行政についての子ども家庭支援センターについて、従来型から先駆型という話でございます。子ども家庭支援センターにつきましては、当初正規職員2名、嘱託職員1名の3名体制で昨年7月に開設をいたしました。開設後は除々に相談件数もふえてまいりました関係で、平成18年度から嘱託職員1名を増員し、4名体制として相談業務の充実を図っております。

しかしながら、平成18年度に入りましてからの相談件数が予想以上に多い状況となってきており、既に4月から6月までの3カ月間の相談件数は、昨年度9カ月間の相談件数501件に迫る数字となってきております。また御質問にもございました児童虐待に関する通報等の件数もふえてきており、これによる現地調査等への対応といった業務にもかなりの時間を要しております。

御質問の先駆型への移行でございますが、東京都が策定いたしました次世代育成支援東京都行動計画では、地域における児童虐待防止の取り組みを一層推進するため、

平成19年度までにすべての区市において先駆型に移行するとしておりますが、先駆型にするには虐待対策ワーカーとしての正規職員1名の増員、あるいは必須事業の実施など一定の条件がございます。

したがいまして、現在組織の見直しも検討しておりますので、子どもや子育て家庭に対します行政や関係機関等のかかわり方、支援の仕方といったものをできるだけ早い時期に整理をいたしまして、先駆型への移行を視野に入れながら子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと思います。

次に4項目目、市政出前講座の実施についての1点目、市政出前講座の目的は何かでございます。協働のまちづくりの市政出前講座要綱というものを策定をいたしましたけれども、市民の市政への参画及び協働によるまちづくりを推進するため、市政について学ぶ機会及び行政情報の提供の機会の確保と考えております。復次的には職員と市民の交流ということが考えられます。

私は平成18年3月の第1回定例会の施政方針で申し上げましたが、市民参加、協働の前提となる自立した主体としての対等の関係の構築には情報の共有が不可欠であり、行政運営の過程が不透明であったり、行政活動の成果が見えにくいことは市民の行政への信頼感を損ねることとなりますので、説明責任に基づく情報の共有がますます重要で、市政運営の正しい理解の共有を目指さなければならないと考えております。

また、第4次福生市行政改革大綱に基づき策定いたしました行政改革大綱推進計画の中でも市政出前講座を今年度より実施することを提示させていただきました。

次に、2点目の市政出前講座の内容につきましては、テーマ等も出ささせていただいておりますので、ただいまお答えをいたしましたけれども、市政運営の正しい理解に必要な適切な情報を市民の皆さんに提供するという目的から、平成18年度から21年度を計画期間といたします実施計画に掲げました施策、「ふれあいと愛情のあるまち」から「構想の推進」に至るまでのすべての施策の中から71のテーマを本年度は選定しております。

一例で申し上げますと、「ふれあいと愛情のあるまち」は教育・文化の分野でございますけれども、「教育環境について」とか「児童・生徒の学校生活について」とか「福生市の学校給食について」とか「生涯学習と社会教育について」など10のテーマをその中で設定しております。

この71のテーマにかかわる部署は32の課、局に及んでおりまして、ほぼ全部署の職員が市政出前講座にかかわることになります。したがいまして、職員は行政情報を提供する中で市民の皆さんに市の施策、事業等に対する理解を深めていただくとともに、直接生の声をお聞きすることにより寄せられた御意見や御提言などを事務や事業の見直しに役立てていくことができることになると、そんなふうを考えているところでございます。

以上で沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 沼崎議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校における食育の推進についてのまず第1点目でございますが、食育の日を決め

て継続的な運動の推進ということでございます。御指摘いただきましたように、食生活の乱れが原因と考えられる問題行動や健康問題が多発をし、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるための食育の推進が求められております。

平成17年に施行されました食育基本法を受けて決定をされた食育推進基本計画の中では、学校はあらゆる機会と場を通して積極的に食育を進めるよう期待をされております。市教育委員会といたしましても、学校教育における食育の重要性を深く認識をいたしており、東京都や市の動向を見据え、食育月間及び食育の日を含めまして各学校での食育の充実に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、食に関する指導の推進の状況でございますが、各学校では学習指導要領にのっとり、学級活動においては「学校給食と望ましい食習慣の形成について」また小学校の家庭科や中学校の技術・家庭科、そして保健体育の授業では「食生活と健康」「食生活の安全と課題」などについて指導をいたしております。

さらに、学校給食課の栄養士と調理員による小学校への訪問を実施し、食に関する指導を進めております。本年度は1学期に1年生を対象に行い、2学期には4年生を対象に実施をする予定となっております。

なお、栄養教諭につきましては、東京都では現在のところその配置されておられません。今後の動向を注視をしてまいりたいと存じます。

次の生活リズム向上の啓発についてということでございますが、「健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすもの」とも言われます。食生活をはじめとする基本的な生活習慣の定着は、児童・生徒の健全育成を進める上で極めて重要な課題でございます。このため各学校では生徒指導の重点事項に位置づけまして、さまざまな取り組みを展開をいたしております。

教育委員会といたしましても、児童・生徒及び保護者への啓発活動の一環といたしまして「3つの1運動」を展開をするため、全児童・生徒に「輝け福生っ子」というリーフレットを配布をいたします。「3つの1」とは「朝、一杯のごはんを食べよう」「昼、1時間勉強しよう」「夜、1時間早く寝よう」というものでございます。

最近では食の問題が多様化しておりますので、総合的かつ体系的な施策が求められております。啓発活動につきましても、地域や関係機関等との密接な連携が必要となっておりますので、このような視点から今後とも食の重要性の啓発に取り組んでまいります。

以上、沼崎議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 4時10分まで休憩いたします。

午後4時、休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（沼崎満子君）御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問と要望をお願いいたします。

初めに、食育の関係でございますけれども、食を通じて子どもの心身にわたる健康

な育成を目指す食育は、私は非常に大切な問題だと思っております。厚生労働省とか、特に学校を主体として子どもたちへの食育啓発に携わる文部科学省では、子どもたちが望ましい食習慣を身につけられるよう学校における食育の取り組み推進を図る等さまざまな事業、食育推進プランの充実を開始しています。

また、いろいろな形の統計が出されております。その中でも朝食の欠食率の低下では、現状2004年で4%となっている小学生の割合をゼロに近づけるなど食育の取り組みが大きく広がっております。

そこで、先ほど朝食を食べないで登校する子どもがふえていると指摘しましたが、都の平均と比べ本市の状況はいかがでしょう。お尋ねいたします。

2点目といたしまして、統計によりますと朝食と学力との関連が言われていますが、客観的なデータはあるのかどうか教えてください。

次に、福祉交通網についてでございます。今後の福祉交通網の構築は、有償移送サービス事業を中心として進めていくこととなりますが、他の方法等についてはどのようにお考えなのかお聞きします。

3項目の子ども家庭支援センターにおいては、相談件数がかなりふえてきているということでございますが、平成18年4月以降の相談実績を、児童虐待相談も含めてわかる範囲で教えていただきたいと思っております。

2点目は、先駆型に移行するためには正規職員1名の増員のほかに必須事業を実施することが条件と伺いましたが、その必須事業とは何かを教えてください。

最後に、市政出前講座の実施について、市政出前講座の目的と内容につきましてはわかりました。私は平成15年第4回定例会におきまして、市の市民活動団体との協働の現状について質問し、特に協働を推進する上で市民への情報の提供と交換の促進は絶対に必要な施策であり、そのための支援策の強化と拡大を要望しました。その後、平成16年第3回定例会におきましても市民と市との情報提供と情報交換が大変重要であると再度積極的施策の実施を要望しました。また平成17年度第1回定例会におきましては、市民と協働のまちづくりにおいて17年度における情報交換、情報提供施策について質問を行い、一貫して協働の推進には市民と市の情報の共有が重要であると指摘し、施策に反映されるよう要望を重ねてまいりました。

そして昨年、平成17年10月には市民活動の拠点施設であり、情報発信、交換の場として輝き市民サポートセンターが開設され、市の協働推進策は第一歩を踏み出したと感じたわけでございます。

そこで、今回実施されます市政出前講座について一つ要望いたします。71のテーマを用意されたとお聞きしていますが、今後このテーマの設定につきましても市民の声を聞いてより講座内容を充実したものとしていただきたいと思っております。そして職員が市民と直接に対話し、参考とすべき意見、事業に反映すべき意見などがありましたら積極的にその意見をくんで、情熱を持って市民とともによりよいまちづくりに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で2回目の質問は終わります。

○参事（嶋崎政男君） 食育に関しまして2点お答えさせていただきます。

まず1点目の朝食の件でございますが、本年度の調査につきましてはただいま集計中でございますが、一昨年の数値でお答えを申し上げます。「ほとんど食べない」と「全く食べない」を合わせた数値は、本市におきましては中学生13%でございました。これは東京都の数値がこの年が5.3%でございましたので、福生市の方が約2.5倍多かったという数値でございます。

2点目の朝食と学力との関連でございますが、これにつきましては学力向上を図るための調査で、東京都全体のデータがございます。小学校5年生を例にとりまして答弁申し上げます。朝食を必ず取ると取らないとに分けて平均正答率を調べた結果でございますが、国語が83.5%と73.3%、社会が79.4%と69.3%、算数が76.0%と62.5%、理科が78.6%と67.8%となっております。いずれも先に申し上げた方が朝食を必ず取るというふうなところでございます。いずれの教科におきましても朝食を必ず取る児童の正答率が10%以上勝っているという結果となっております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 福祉交通網につきましてお答えをさせていただきます。

基本的には有償移送サービス事業の充実、拡大を図るための施策に取り組み、交通弱者の方々が気軽に外出できるような体制というものを整備してまいりたいと考えておりますが、そのほかの方法につきましても研究、検討を進めていかなければならないと考えております。

民間タクシー会社では福祉タクシー、あるいは介護タクシー事業も行われており、これらとの連携や活用等について、タクシー会社との情報交換や意見交換を進めていきたいと考えております。また既存の交通手段などの活用についても関係部署を含めて検討をしてまいります。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、子ども家庭支援センターにつきまして2点答弁を申し上げます。

1点目の18年4月以降の相談実績等でございますが、18年4月から7月までの4カ月間の実績が出ておりますので、この数字で申し上げさせていただきます。

延べ相談件数は460件となっております。先ほど市長答弁でも申し上げましたが、17年度が9カ月の実績で501件でございましたので、今年度は既に前年度に近い相談件数となっているところでございます。またこの中では児童虐待相談の件数は、昨年度からの継続も含めまして220件となっております。

2点目の必須事業の内容でございますが、先駆型に移行した場合の必須事業でございますが、この事業は育児支援ヘルパー事業と申しまして、産褥期、生後4カ月でございますが――の母子に対する育児相談や、簡単な家事等の援助など養育支援が必要と思われる家庭にヘルパーの派遣を行う、そういった事業でございます。

○参事（嶋崎政男君） 大変失礼いたしました。先ほどのリーフレットの話がございまして、それから調査結果のところ、実は啓発の件でございますが、このようなりフレットを作成する予定でございます。

子どもたちに配布いたしまして、それぞれ家庭で見たいと思うのですが、この意味でございますけれども、朝食のことは先ほど申し上げました。勉強のことが、「1時間勉強しよう」というのが入っているのですが、これにつきましては、本年の結果で、中学生の全体の結果でございますが、「1時間以上勉強する」子どもは8.5%に過ぎなくて、「ほとんど勉強しない」と答えている子が46.3%ということでございますので、「1時間勉強しよう」というのを入れました。

それから、「1時間早く寝よう」というのは、これは10時前に寝る子どもは、中学生でございます。9.6%でございます。12時以降というふうに答えている子どもは23.5%ということでございましたので、「1時間早く寝よう」ということでこのようなリーフレットを考えております。

○18番(沼崎満子君) 前向きの御答弁ありがとうございました。

先ほど拝見いたしました「輝け福生っ子」ですか、そのパンフレットは。ちょっと遠くから見えましたけれども、色彩もカラフルで、とてもかわいらしく、子どもたちも喜びそうな、また保護者からも何となくほほえましいポスターにうなづきが聞こえる、一目でわかってきそうなポスターで、こんなすばらしい、一目でわかる、食育の普及にもなるリーフレットだと思います。ありがとうございます。

本当に食育はこれから生涯にわたる問題だと思います。もうすべて今ちょっと結果を報告を受けまして、原因がわかったような気がしますけれども、やはり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す、もうこれは国民運動でもあるかと思えます。

学校だけでなく家庭、地域等が連携を持ち、さまざまな分野において多様な主体から子どもが楽しく学べる機会を持ち、意識向上を図るためにも食育の理解を普及して、今後もますます力を入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、有償移送サービスですが、市民の助け合い、協働により交通弱者の皆さんの気軽な足となるよう、事業者の方々の御努力と市の支援策の充実をお願いいたします。また今後もさまざまな方法について検討を進めていただき、福生市にあった福祉交通網というものをつくっていただきたいと思います。

次に、児童虐待相談の件でございますが、この児童虐待の件数が、表面化された件数ということからすれば、やはりその予備軍的なものも含めると相当の件数になるものではないかと思えます。何かあってからではもう遅いと思えますので、早急に先駆的に移行することを要望いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長(石川和夫君) お諮りいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~  
次に、8番阿南育子君。

(8番 阿南育子君質問席着席)

○8番(阿南育子君) 通告に基づきまして5項目について一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目は、有害化学物質についてということで、これはパラジクロロベンゼン、いわゆるトイレボールとかパラ剤とか呼ばれているもののことです。このパラ剤のことについては、平成15年度第3回定例会でも一般質問として取り上げさせていただいたことで、そのときにもお話いたしました、パラ剤はアレルギーの原因物質であり、発ガン性も疑われるので使用しないでいただきたいとお願いいたしまして、小学校、中学校においては既に使用していないこと、またその当時使っていた社会教育施設等からは早急に撤去し、今後使用しないようにしたという御答弁をいただきまして、一安心しておりました。

ところが、ことしの7月にかえで会館を使用した市民の方、複数の方からですけれども、「パラ剤がまだ使われているけれども、いいのか」との問い合わせをいただきました。実は平成15年当時、9月以降ですね。福祉センターで使用されていたのを見た方が「市議会だよりも出ていたけれども、使ってもいいのか」と福祉センターの窓口に行ったところ、「直ちに撤去いたします」と取り除いてくれたということがあったそうで、その同じ市民の方が今回、かえで会館で使用しているのを見て、やはり受付に「使用していてもいいのでしょうか」と指摘したけれども、1週間ぐらいしてまたかえで会館に行く用事がありまして、見たらまだ使っているということで、それで問い合わせをいただきました。

これはどのようなことなのか、一度危険で撤去しますと言ったことがまだ、実はずっと使われていたということなのではないでしょうか。どうしてこのようなことが起ったのか経緯を御説明いただきたいと思います。

それから、2点目の保育行政の中の1点目、病時・病後児保育についてです。男女平等参画社会をつくっていくには、現在よりももっともっと子育て支援が必要だと強く感じるところですが、この病時・病後児保育については他の議員さんたちも取り組んでおられる問題で、今までも一定のお答えをいただいているかと存じますが、市民の多くの方からの要望がますます強くなっているところですので、さらに質問させていただきます。

本来であれば、子どもがぐあいの悪いときぐらい心おきなく保護者が休めるというのが理想かもしれませんが、現在の社会状況ではそうもいかないのが現状ですし、子どもが2人、3人といると風邪でも何でも同じときに悪くならず時期をずらして悪くなるので、1週間、2週間という単位で仕事を休まざるを得ないということもあると、パート労働の方などは直ちにくびに結びついてしまうということで、またくびになりたくないということで子どもに少々無理をさせて保育園の集団生活の中に預けて仕事に行かなければならないなどのことが起って、親子ともども本当に困っているというのが現実にあります。

これでは、少子化が問題になっていますけれども、解決されるわけがありません。母子家庭のお宅などはまさに、もうすぐにでも生活保護にでも結びついてしまう状況があるということです。何とか1日でも早く病時・病後児保育を導入していただきたいと思いますが、現在までの今後の見通し、検討状況をお聞きいたします。

それから、保育行政の2点目、学童保育待機児童、夏休み対策、その後ということで、この18年度の夏休みには待機児童の対策として、市民からの陳情が採択されたということもあって、児童館との連携で居場所の確保ができたということによかったなと思っておりますが、実際にはどのように対応がされたのかお聞かせください。内容、利用状況、また児童や保護者の声などお聞きの様でしたら教えてください。

それから、大きく3点目の教育行政の中の1点目、学校安全基準についてです。痛ましいプールの事故が他市で起りましたけれども、福生市でも点検がされたということで、小・中学校10校中6校ですか、不備があって改修工事を行ったということですが、これまでのプールの安全性の点検がどのように行われていたのかということをお聞きしたいと思います。また今後小・中学校でのプールだけではなく、さまざまな学校の施設や遊具などの点検をどのようにするのかお聞きしたいと思います。

それから、教育行政の2点目で、全児童対策の学校施設使用の可能性について、これは他の議員さんも質問なさっている同じテーマですので、簡単にお答えいただければと思いますが、学童保育の対象者だけでなく現在の子どもが置かれている状況ではすべての子どもたちに居場所が必要だと思えます。

学校施設を使って全児童を対象とした居場所づくりを行っているところもほかのところではありますけれども、福生市ではそのような施策を行おうとするときに学校使用の可能性はいかがでしょうかというのを聞きたいと思えます。

以上、5点についてよろしくお願ひいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

第1項目目の有害化学物質の使用状況についてと、第3項目目の教育行政については、教育委員会からお答えいたします。

第2項目目の保育行政についての1点目、病時・病後児保育についてでございますが、この件につきましては6月定例会にも他の議員さんから同様の御質問をいただいております、市では病後児保育の実施方法といたしまして、保育施設併設型で進める方向で進んでおります。

本年2月の福生市保育協議会で確認いたしましたところ、病後児保育に取り組んでもらえる保育園がございますので、平成20年度中の実現を目指していきたいと考えております。今後、東京都からの情報も収集しながら、他市の施設も参考にいたしまして、事業計画の策定、実施施設の整備等具体的に進めてまいります。

次に、2点目の学童保育待機児童、夏休み対策、その後の状況でございますが、待機児童が多くおりました第三小学校区、さくらクラブと熊川クラブと第七小学校区田園クラブにおいて、熊川児童館と田園児童館を活用しながら夏休み期間中の一時対応を図りまして、熊川児童館では6名、田園児童館では11名の利用者がございました。

なお、具体的な夏休み対策の内容については担当部長からお答えいたします。

また、熊川クラブには入所人員の余裕が出ましたので、8月1日から6名全員の児童が熊川クラブに入所いただけることになりました。

また、田園クラブ待機児童保護者の方々とは事前に保護者説明会を開催し、夏休みの一時対応について意見交換を行いまして、その中で出席の確認方法の明確化や、昼食を複数人数で食べさせてもらいたい、あるいは学校プールの対応等1日のスケジュールの提示等要望がございましたので、意に沿えるような方法で夏休みの一時対応を図りまして、保護者の皆様には一定の御理解をいただけたのではないかと考えております。

以上で阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、有害化学物質の使用状況にかかわります、かえで会館及び扶桑会館におけます御指摘の点でございます。御指摘のようにパラジクロロベンゼンを含むトイレボールをかえで、扶桑両館におきまして使用いたしておりました。

平成15年9月議会におけます私の答弁におきまして「市民会館・公民館、さくら会館、茶室福庵につきましてのトイレでは使用されている状況であったということ、そして他の施設同様早急に撤去し、今後使用しないようにいたしました。」というふうに答弁をさせていただいたわけではありますが、その際にはかえで、扶桑の両館では使用はいたしておりませんでした。

今回また御指摘をいただき、調査をいたしましたところ、申しわけないことですが、平成17年4月ごろから、かえで、扶桑の両館で使われていたという不手際がございました。

これは両館はシルバー人材センターに管理を委託しておりまして、必要な物品等の購入につきましては、館の管理人から担当部署に申し出がございまして、その申し出を受けまして発注をいたします職員側が単純に品物の単価契約表に「防臭剤」として表示されておりますものを、さきに議会でも御指摘いただき、また私の方から指示をいたしましたにもかかわらず、十分な注意もなくそれを発注、購入したということございました。

私の方の指示が徹底がされず、御心配をおかけすることになりました点については深く反省をいたしております。再度組織的に徹底をいたしまして、繰り返すことのないよういたしてまいります。

なお、かえで会館及び扶桑会館のすべてのトイレボールにつきましては直ちに回収をし、使用しないよう指示をいたしました。再々の御指摘に重ねておわびを申し上げる次第であります。

次に、教育行政の1点目、学校の安全基準についてでございますが、埼玉県ふじみ野市でのプール事故以来、議員各位にも大変御心配をいただいております。学校プールにつきましては、当方の調査結果が判明するまでに時間を要してしまい、状況報告が遅れましたこと、また一部の学校プールに不備がありましたことにつきまして深

くおわびを申し上げます。

不備がありました学校につきましては、プールの使用を一時中止をいたしまして、8月31日までに対策を終了いたしております。

学校プールの点検についてでございますが、児童や生徒が安全に学校プールを使用できるよう、以前からプール循環装置の始業点検及びプール内の清掃を行っております。この清掃作業ではプールの水を抜きまして、底にあります排水口の蓋を外し、清掃が終了した後は担当職員、あるいは学校担当者によりまして排水口の蓋がボルトによりしっかりと固定されていることを確認をいたしてまいりました。またプール授業等の開始前には再度学校のプール担当者が排水口の蓋が固定されていることなどを確認をいたしまして、プール指導を開始をいたしております。

次に、学校施設や校庭遊具の点検についてでございます。学校施設の点検といたしましては、電気保安業務や非常用放送設備保守、あるいは消防設備保守など法令上で点検が義務づけられているもの、さらにはまた設備や機械の保守といたしましては冷暖房、空調設備保守や体育施設保守などがございまして、それぞれの仕様に基づきまして定期的に保守点検を行っております。

また、校庭遊具の点検といたしましては、これも定期的に保守を行っております。鉄棒やサッカーゴールなどの塗装や支柱の根元の腐りなどの点検をいたしまして、点検結果から不備が発見された場合には早急に修理を施すなど対処いたしております。今後とも学校との連携を持ちながら、密接に学校施設の点検を行ってまいりまして、児童・生徒等の安全に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

続きまして、全児童対策の学校施設使用の可能性についての御質問をいただいておりますが、学校施設を使用してのいわゆる子どもの居場所づくりにつきましては、今議会でもさきに御質問をいただいておりますので、重複がありますが、お許しをいただきたいと思っております。

子どもたちが放課後に異年齢の子どもと遊んだり、地域の人と交流できる機会を設け、人付き合いを学び、社会のルールを身につけ、自分の考えを正しく伝える力を育てていくなどのために、安心・安全な環境の中で学校などを拠点とした子どもの居場所を提供することなども求められてきております。

そこで、子どもの居場所づくりにつきましては、教育委員会事務局内部に検討会を発足をさせ、研究を始めました。現時点では小学生を対象といたしまして、学校の施設を使い、平日の放課後については午後5時ごろまで、土曜日や夏休みなどは午前9時から午後5時まで、市民のボランティアによる協力のもとに子どもの居場所を開設することを目標といたしまして、来年度中にはどこかの小学校におきましてモデルケースとしてスタートさせることができないか検討を進めております。

子どもの居場所問題につきましては、安定的に継続して展開されることが重要であろうというふうに考えておりますので、また子どもたちが求めている事柄も幅広くございますから、これら支援をいただく人材の確保も大変大きな課題となってまいります。

一方、団塊世代の第一戦からのリタイヤの方々の想定もされるところでありますの

で、これらの人々の地域へのかかわりなどの場の提供も考慮しながら具体化に向けての取り組みをいたしてまいりたいと、このように考えております。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉行政につきまして市長の補足答弁をさせていただきます。

学童クラブ待機児の夏休み一時対応の内容でございますが、一時対応につきましてシルバー人材センターに委託して実施をいたしました。対応期間は7月24日から8月31日までの夏休み期間中の土曜日、日曜日を除く毎日でございます、実質28日間でございます。

対応時間につきましては、午前8時30分から午後6時まで、また具体的な内容は対象児童の出・欠席の確認、お弁当の受け取り、保管、引き渡し、さらに対象児童の見守りなどでございます。それから午前1時間程度の自主学習の時間を設けたり、昼食、お弁当は他の利用児童と一緒に食べるようにいたしました。

なお、この一時対応は田園児童館と熊川児童館で実施をいたしましたが、市長答弁でも申し上げましたように、熊川クラブ待機児6名につきましては、8月1日から全員が熊川クラブに入所いたしましたので、熊川児童館での夏休み一時対応は7月いっぱい終了させていただきました。

○8番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。それでは再質問と要望をさせていただきます。

1点目のパラ剤のことについてですけれども、平成15年のときにも確認させていただいたのですが、教育関係の施設だけでなく、やはり市全体にかかわることだと思いますので、ほかの、市役所ですとか市全体のさまざまな公共の施設については使用というのをもう一度確認させていただきたいということと、あと御答弁の中で単価表というのが出てきたかと思うのですけれども、物品を購入するときに現場の方が物品購入の担当者に提出するのが単価表ということで、そこに残されていたから買ってしまったという理由は、一体理由になるのかなというのがとても疑問なのですけれども、普段必要以上のマニュアルとかルールが多過ぎるのはよくないと私は思っている方で、言葉を交わしてわかり合うことははしょってはいけないと思っている方なのですけれども、今回の場合は全く逆で、全員に周知徹底できない指示や訓示よりも単価表というルールの方を見直せばもう間違えることはなかったのではないかと思うのですが、この単価表を一応参考に先ほどいただいたのですけれども、雑貨類のところにはトイレットペーパーとか石鹸類などと並んで防臭剤というのがありまして、平成18年8月31日に解除というふうになっておりまして、平成18年ということはことしの8月31日までずっと防臭剤を買おうと思えば買えたという状況が続いていたということなのですけれども、ここをただ変えれば、ここを削除してしまえばよかったという、ただ単にそれだけのことなのに、それだけのことで市民の安全が守れるのに、それをやっていただけないというのはこの議会で取り上げる、一般質問で取り上げるという意味があるのかなということも少し疑問になりました。このことに関してもう少し御説明をいただきたいということと、ほかの施設では使っていないのかどうなのかという

こととお答えいただきたいと思います。

それから、2点目の保育行政についてですけれども、病時・病後児保育については20年度からやったださる保育園がありそうだということで、一步進むということだと思いますが、20年度までにはまだまだありますので、1園といわず複数の園でもできるようにぜひ働きかけをしていただきたいということと、あと保育園に限らず、他市なんかではもう少し身近な場所で、保育ママとまではいかないのですけれども、小さな一軒屋なんかを使った預かりの仕組みの中で、市民の方がそういうNPOを立ち上げたりなんかしてやっている例もありますので、そうしたところも参考にさせていただいて、いろいろなところで子どもたちの居場所という意味で、病時・病後児童保育についても対応できるようなところをつくっていけるように、何かしら啓発であるとか働きかけをしていっていただければというふうに思います。これは要望とさせていただきます。

それから、学童保育の関係ですけれども、夏休みに早急に対応していただいて本当によかったなと思っておりますけれども、夏休み中の田園クラブの方での利用の状況、数的なことですね。何人ぐらいがこの一時対応というのをされたかというのを、大体平均して何人ずつぐらいだったかなというのはおわかりになりますでしょうか。そのことと、あとは現在の待機児童数も教えてください。

それから、教育行政については、学校の安全基準についてですけれども、これも以前の通達かなんかがちょっと間違っただ解釈していて、ちゃんと二重にしなければいけない安全の仕組みを6校において、不備があったというようなことを聞いたのですけれども、やはりこれも市民の安全、子どもたちの安全を守るという点で、安全を守る意識というか、そういうことがきちっと意識の中にあるのかなということをもう一度考えていただきたいなというふうに思っております。

学校施設全体の遊具の点検なども、法律で決まっている範囲ではやられているかと思うのですけれども、現場で日々起っていく事故であるとか、他市で起った事例なんかをきちんと気をつけるポイントに上げていってマニュアル化していくというか、そうすることで福生市としての安全基準というのがだんだんできていくのではないかなと、担当の方が変わってもまた安全は保たれるというような仕組みができるのではないかと思いますので、そのような学校安全基準づくりというのをぜひお願いしたいというふうに要望いたします。

それから、全児童対策に関してですけれども、これも来年度から何かしら動きが始まっていきそうだということで期待をしているところなのですけれども、そのときにどういう視点でやっていくかということもぜひ考えていってもらいたいと思うのですが、新聞の報道なんかを見ていて、今回打ち出された国からの施策が、逆に子どもを学校に縛りつけることになって、行動の体験とかが逆に狭まってしまうというようなことになったら、本当に本末転倒になってしまうので、子どもはやはり伸び伸びといろいろなところに自由に遊びに行く権利を持っていると思いますので、まちの中に、安全なのは学校だけというのは悲し過ぎるので、ほかの場所ということも、どうしたら安全確保ができるのかということも考えながら、子どもが自由に遊べる選択

肢の一つとして学校というところに広がっていくというようなことで考えていただきたいですし、その場を運営していくときに、単純に市民の方のボランティアというところでの期待というだけでなく、やはりきちんと大事なことには予算を使って、継続性のある施策をしていただきたいということと、あとPTAの役員をやっている関係で、千葉県の習志野市にあります秋津小学校というのを先日、7月ですか、視察に行ったのですけれども、そのときに学校を町の大人たちも含めたコミュニティの核にしているというのが秋津小学校で、そこで大人たちのサークルがあったり、こどもも一緒にやるプログラムがあったりということで、平日も大人がたくさん通ってくるし、土・日は子どもたちもたくさん学校で遊んでいるというような学校だったのですが、大人もそこで楽しむというところで継続性がすごく保たれるし、大人が通ってくるということで学校全体の安全性が保たれるということで、すごく一石何丁にもなっているやり方だなと思いました。

それの中でのポイントとして先生が、そこで中心になっている方のお話によりますと、人口における先生の割合というのが200人に1人なのだそうですね。それでつい、PTAの活動なんかをしていてもそうなのですから、何か学校でやりましょうという、どうしても校長先生お願いします、副校長先生お願いしますということで、先生に負担を結局はかけてしまって、忙しい先生をさらに忙しくしてしまうというようなことが起りがちなのですけれども、200人对1人でいろいろな要望を言ったり文句を言ったりとかというふうに1人の先生に言っているというのが今の数字があらわしていることなのですから、そうではなくて、やはり200人が1人の先生を助けるというような形に変えていかないといけないのかなと、そういう意味で、自立したコミュニティを、学校という場所だけを借りて、管理なんかもうまく分けて市民が担うというようなことでやっているというのが秋津の小学校だったのですけれども、そういう事例なんかもぜひ参考にさせていただいて、子どもたちにプログラムを与えて、やってあげるということだけではなくて、大人も楽しむ中で子どももいつの間にかそこにいて、楽しく育ったねというような、そういう視点というか、そういうこともぜひ考えながら、全児童対策というのはやっていっていただきたいなと思いますというのを要望したいと思います。

では、何点か再質問の方をよろしくお願いたします。

○総務部長（田辺恒久君） 再質問にお答えいたします。

パラジクロロベンゼンを含むトイレボールの市の施設での使用状況でございますが、早速調査いたしました。その結果でございますが、他の施設での使用はございませんでした。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 関連をいたしまして、防臭剤の単価契約についてでございますが、御指摘がございましたように、現時点では単価契約を解除いたしております。

徹底できなかったことが要因でございますことから、物品の契約には今後十分注意をまいります。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、保育行政につきまして、夏休み対策の田園

児童館の1日平均の利用者でございますが、おおむね5名程度ということでございます。

それから、学童クラブの待機児の状況でございますが、9月1日現在で9クラブございますが、合計で35名という状況でございます。内訳を若干申し上げますと、さくらクラブ、第三小学校区でございますが、15名。かめのこクラブ、第六小学校区でございますが、6名。田園クラブ、第七小学校区でございますが、14名。合計35名という状況でございます。

○8番（阿南育子君） ありがとうございます。

パラ剤の方ですけれども、現在では本当に使用していないということで、今後は大丈夫ですね。ぜひ、みんなが守れるルールを1回つくれば、簡単なことだと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

それから、今後このような指摘があったときには、どこを直せばいいのかということ、先ほどもほかの議員さんのところであったかと思うのですけれども、教育の関係でしょうか、市長が答えるところでしょうかというようなところで縦割りになってしまうのではなくて、せつかくこういう議場で、すべての部長さんがそろったところでやるのが一般質問ですので、一つの問題が出てきたら自分のところに関係するのは何なのかというのを考えて、関係するところをどんどん直していくようにしていただきたいと思っております。

そして、アレルギーとかすごく今とても深刻で、シックハウス症候群ですとか、苦しんでいらっしゃる方がたくさんいます。社会的に問題にすることで壁紙なんかは安全なものが開発されていったということもありますので、こういう場ですとか、いろいろな場で訴えていくことで社会が変わっていくと思っております。

そして、図書館が、本がまだアレルギー対策というのが遅れているようなのですね。本の装丁に使う接着剤とかがアレルギー物質ということで、その本がたくさん集まっている図書館というのがとてもシックハウス、アレルギーの方にはとてもつらい場所になっているというのを先日お聞きしまして、換気のことですとかしっかりやっていたらいけない部分がまだまだ、本を全部変えるというのは1度にできませんので、せめて換気を気をつけるとか、そういうところでせめて対策をしていただきたいと思っております。

ついでもお願いしましたがけれども、有害化学物質の使用ということで、十分に気をつけて、市民の安全と健康を守るという視点に立ってやっていただきたいと思えます。

それから、学童保育のことですけれども、夏休みの対策で田園の方で利用されたのが平均して5名程度ということでした。こういうことはたくさんの方が利用すると大成功という場合の内容と、1人でもいればすごく、その子が助かったのならよかったねという場合と、その施策の内容によって目標が違うと思うのですけれども、この学童保育の待機児童問題に関しては、本当に1人でも利用して、その子が安全に安心して夏休みを過ごせたということがあるのであれば、それは大成功だったのだと思いますので、5名の方が利用されたということは本当によかったなと思っております。

まだまだ待機児童35名ということで、やはり1、2年生、低学年でどこもいっぱいになっている現状があるので、何年か前は9月とか、2学期になるとだんだん順番に待機児童が入れたりとかするというお答えを以前の質問に答えていただいておりますけれども、最近やはりたくさんのお子さんでいっぱいになってしまうというところで、学童を卒業する方が少ないということもあって、1年間通じて待機児童になってしまうというような現状があらわれてきているのではないかと思うのですね。

そういう意味でも、学童保育の場所のさらなる確保ということと、あと先ほどの全児童対策ということをご進めていただきたいということをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は9月6日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後5時 延会

写

福総文発第 57 号

平成 18 年 8 月 29 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

平成 18 年第 3 回福生市議会定例会の招集について

平成 18 年 8 月 29 日付け、福生市告示第 108 号（別紙参照）をもって、平成 18 年第 3 回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年第 3 回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 18 年 8 月 29 日

福生市長 野 澤 久 人 印

- 1 期 日 平成 18 年 9 月 5 日
- 2 場 所 福生市議会議場

⑤

福総文発第 58 号

平成 18 年 8 月 29 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 回

議案の送付について

平成 18 年第 3 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 1 議案第 51 号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 52 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 3 議案第 53 号 平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）
- 4 議案第 54 号 平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 議案第 55 号 平成 18 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 議案第 56 号 平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 議案第 57 号 平成 17 年度福生市一般会計決算認定について
- 8 議案第 58 号 平成 17 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 9 議案第 59 号 平成 17 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 10 議案第 60 号 平成 17 年度福生市介護保険特別会計決算認定について
- 11 議案第 61 号 平成 17 年度福生市下水道事業会計決算認定について

12 議案第 62 号 平成 17 年度福生市受託水道事業会計決算認定について

13 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて(訴えの提起について)

議案第 51 号

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）により、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が改正されたことに伴い、ひとり親家庭等の医療費の助成の範囲及び一部負担金等相当額等の支払方法の規定について整備したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例

福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「入院時食事療養費に係る標準負担額を除く」を「入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く」に、「第 17 条の 6」を「第 17 条の 7」に、「入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「食事療養費標準負担額」という。）」を「入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）」に改め、同条第 2 項中「病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、食事療養費標準負担額を除く」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項中「入院時食事療養を受けた場合に限り、第 6 条第 2 項に規定する食事療養費標準負担額を」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 52 号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正に伴い、一定以上の所得を有する 70 歳以上の者の一部負担金の割合を引き上げるとともに、出産育児一時金及び葬祭費の支給額について改定したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険条例（昭和 54 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「次号から第 4 号までに掲げる場合以外の」を「3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって、70 歳に達する日の属する月以前である」に改め、同条第 3 号中「以降」を「以後」に改め、同条第 4 号中「以降」を「以後」に、「100 分の 20」を「100 分の 30」に改める。

第 6 条第 1 項中「30 万円」を「35 万円」に改める。

第 7 条中「3 万円」を「5 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福生市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われる医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 6 条及び第 7 条の規定は、施行日以後の被保険者の出産及び死亡についてそれぞれ適用し、施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 53 号

平成 18 年度福生市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市一般会計補正予算（第2号）

平成18年度福生市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,774千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,000,948千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成18年 9月 5日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		259,419	△33,914	225,505
	1 地方特例交付金	259,419	△33,914	225,505
10 地方交付税		2,325,000	△63,635	2,261,365
	1 地方交付税	2,325,000	△63,635	2,261,365
14 国庫支出金		3,014,825	3,288	3,018,113
	1 国庫負担金	1,880,147	2,464	1,882,611
	3 委託金	25,521	824	26,345
15 都支出金		2,144,508	11,294	2,155,802
	1 都負担金	728,437	2,464	730,901
	2 都補助金	1,284,523	8,830	1,293,353
18 繰入金		1,294,253	15,168	1,309,421
	1 特別会計繰入金	4,520	15,168	19,688
19 繰越金		100,000	254,073	354,073
	1 繰越金	100,000	254,073	354,073
20 諸収入		139,130	10,500	149,630
	5 雑入	114,222	10,500	124,722
歳入合計		21,804,174	196,774	22,000,948

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,890,773	2,305	3,893,078
	1 総務管理費	3,176,401	2,305	3,178,706
3 民生費		7,768,595	32,396	7,800,991
	1 社会福祉費	2,803,517	32,396	2,835,913
4 衛生費		2,605,204	8,773	2,613,977
	1 保健衛生費	938,788	17,215	956,003
	2 清掃費	1,666,416	△8,442	1,657,974
6 農林水産業費		58,428	1,575	60,003
	1 農業費	58,428	1,575	60,003
7 商工費		94,761	7,434	102,195
	1 商工費	94,761	7,434	102,195
8 土木費		2,110,772	△50,000	2,060,772
	3 都市計画費	1,008,340	△50,000	958,340
11 公債費		1,252,323	△716	1,251,607
	1 公債費	1,252,323	△716	1,251,607
12 諸支出金		891	190,000	190,891
	1 基金費	891	190,000	190,891
13 予備費		56,810	5,007	61,817
	1 予備費	56,810	5,007	61,817
歳 出 合 計		21,804,174	196,774	22,000,948

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
容器包装プラスチック 選別圧縮梱包委託 (平成19年度分)	平成18年度～平成19年度	千円 19,820

議案第 54 号

平成 18 年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度福生市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235,127千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,327,701千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 9月 5日 提出

福生市長 野 澤 久 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,342,961	158	1,343,119
	1 国庫負担金	1,188,766	158	1,188,924
3 療養給付費等交付金		887,031	29,317	916,348
	1 療養給付費等交付金	887,031	29,317	916,348
5 共同事業交付金		98,545	218,716	317,261
	1 共同事業交付金	98,545	218,716	317,261
6 繰入金		621,608	26,936	648,544
	1 他会計繰入金	621,608	26,936	648,544
7 繰越金		40,000	△40,000	0
	1 繰越金	40,000	△40,000	0
歳入合計		5,092,574	235,127	5,327,701

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,396,661	7,300	3,403,961
	4 出産育児諸費	54,000	4,500	58,500
	5 葬祭費	8,310	2,800	11,110
3 老人保健拠出金		964,383	754	965,137
	1 老人保健拠出金	964,383	754	965,137
4 介護給付費納付金		387,767	△1,031	386,736
	1 介護給付費納付金	387,767	△1,031	386,736
5 共同事業拠出金		95,056	239,853	334,909
	1 共同事業拠出金	95,056	239,853	334,909
8 諸支出金		4,304	2,999	7,303
	2 他会計繰出金	1	2,999	3,000
9 予備費		10,232	△9,318	914
	1 予備費	10,232	△9,318	914
10 前年度繰上充用金		209,770	△5,430	204,340
	1 前年度繰上充用金	209,770	△5,430	204,340
歳 出 合 計		5,092,574	235,127	5,327,701

議案第 55 号

平成 18 年度福生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成18年度福生市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,956千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,631,291千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成18年 9月 5日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	46,956	46,957
	1 繰越金	1	46,956	46,957
歳入合計		2,584,335	46,956	2,631,291

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		1	11,916	11,917
	1 基金積立金	1	11,916	11,917
7 諸支出金		304	35,040	35,344
	1 償還金及び還付金	303	19,872	20,175
	2 他会計繰出金	1	15,168	15,169
歳 出	合 計	2,584,335	46,956	2,631,291

議案第 56 号

平成 18 年度福生市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成18年度 福生市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成18年度福生市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295,856千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,225,118千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成18年 9月 5日 提出

福生市長 野澤久人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		670,000	△50,000	620,000
	1 他会計繰入金	670,000	△50,000	620,000
6 繰越金		40,000	53,756	93,756
	1 繰越金	40,000	53,756	93,756
8 市債		165,700	292,100	457,800
	1 市債	165,700	292,100	457,800
歳入合計		1,929,262	295,856	2,225,118

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 公債費		1,136,633	291,711	1,428,344
	1 公債費	1,136,633	291,711	1,428,344
4 予備費		13,919	4,145	18,064
	1 予備費	13,919	4,145	18,064
歳 出 合 計		1,929,262	295,856	2,225,118

第2表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 営 企 業 借 換	千円 292,100	証 書 借 入 又 是 証 券 発 行	5.0 % 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときより据置を含み30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは低利に借換えすることができる。
計	457,800			

議案第 57 号

平成 17 年度福生市一般会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市一般
会計歳入歳出決算書

第1表歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額
1 市 税		7,789,931,000	8,437,927,591
	1 市 民 税	3,438,800,000	3,679,092,852
	2 固 定 資 産 税	3,242,802,000	3,575,512,894
	3 軽 自 動 車 税	47,606,000	54,845,600
	4 市 た ば こ 税	406,114,000	399,654,092
	5 都 市 計 画 税	654,609,000	728,822,153
2 地 方 譲 与 税		349,605,000	349,719,000
	1 所 得 譲 与 税	216,000,000	216,014,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	99,519,000	99,102,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	34,086,000	34,603,000
3 利 子 割 交 付 金		58,053,000	62,517,000
	1 利 子 割 交 付 金	58,053,000	62,517,000
4 配 当 割 交 付 金		25,701,000	29,480,000
	1 配 当 割 交 付 金	25,701,000	29,480,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		42,924,000	42,951,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	42,924,000	42,951,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		624,756,000	624,754,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	624,756,000	624,754,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		149,738,000	149,738,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	149,738,000	149,738,000
8 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等		1,374,796,000	1,374,796,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 等	1,374,796,000	1,374,796,000
9 地 方 特 例 交 付 金		297,600,000	297,600,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	297,600,000	297,600,000
10 地 方 交 付 税		2,453,318,000	2,370,400,000

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
7,816,021,559 (670,337)	72,970,762	549,605,607	26,090,559
3,410,194,590 (544,787)	26,043,891	243,399,158	△28,605,410
3,298,323,426 (77,173)	36,994,600	240,272,041	55,521,426
47,287,650 (30,750)	516,000	7,072,700	△318,350
399,654,092	0	0	△6,459,908
660,561,801 (17,627)	9,416,271	58,861,708	5,952,801
349,719,000	0	0	114,000
216,014,000	0	0	14,000
99,102,000	0	0	△417,000
34,603,000	0	0	517,000
62,517,000	0	0	4,464,000
62,517,000	0	0	4,464,000
29,480,000	0	0	3,779,000
29,480,000	0	0	3,779,000
42,951,000	0	0	27,000
42,951,000	0	0	27,000
624,754,000	0	0	△2,000
624,754,000	0	0	△2,000
149,738,000	0	0	0
149,738,000	0	0	0
1,374,796,000	0	0	0
1,374,796,000	0	0	0
297,600,000	0	0	0
297,600,000	0	0	0
2,370,400,000	0	0	△82,918,000

歳入

款	項	予算現額	調定額
	1 地方交付税	2,453,318,000	2,370,400,000
11 交通安全対策特別交付金		15,000,000	15,761,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000,000	15,761,000
12 分担金及び負担金		235,139,000	255,590,757
	1 負担金	235,139,000	255,590,757
13 使用料及び手数料		476,229,000	491,359,925
	1 使用料	224,899,000	221,930,435
	2 手数料	251,330,000	269,429,490
14 国庫支出金		3,257,007,000	3,228,142,528
	1 国庫負担金	2,131,110,000	2,115,796,982
	2 国庫補助金	1,101,117,000	1,087,547,574
	3 委託金	24,780,000	24,797,972
15 都支出金		1,999,250,000	2,124,264,516
	1 都負担金	633,579,000	627,191,811
	2 都補助金	1,206,240,000	1,316,469,442
	3 委託金	159,431,000	180,603,263
16 財産収入		28,435,000	30,330,339
	1 財産運用収入	12,590,000	14,483,303
	2 財産売払収入	15,845,000	15,847,036
17 寄附金		2,781,000	3,140,000
	1 寄附金	2,781,000	3,140,000
18 繰入金		312,138,000	287,587,646
	1 特別会計繰入金	14,185,000	14,183,231
	2 基金繰入金	297,953,000	273,404,415
19 繰越金		469,749,000	469,749,577
	1 繰越金	469,749,000	469,749,577
20 諸収入		132,954,000	157,407,291

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
2,370,400,000	0	0	△82,918,000
15,761,000	0	0	761,000
15,761,000	0	0	761,000
235,320,942	3,082,340	17,187,475	181,942
235,320,942	3,082,340	17,187,475	181,942
489,381,525	0	1,978,400	13,152,525
219,952,035	0	1,978,400	△4,946,965
269,429,490	0	0	18,099,490
3,228,142,528	0	0	△28,864,472
2,115,796,982	0	0	△15,313,018
1,087,547,574	0	0	△13,569,426
24,797,972	0	0	17,972
2,124,264,516	0	0	125,014,516
627,191,811	0	0	△6,387,189
1,316,469,442	0	0	110,229,442
180,603,263	0	0	21,172,263
30,330,339	0	0	1,895,339
14,483,303	0	0	1,893,303
15,847,036	0	0	2,036
3,140,000	0	0	359,000
3,140,000	0	0	359,000
287,587,646	0	0	△24,550,354
14,183,231	0	0	△1,769
273,404,415	0	0	△24,548,585
469,749,577	0	0	577
469,749,577	0	0	577
157,407,291	0	0	24,453,291

歳入

款	項	予算現額	調定額
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000,000	5,866,209
	2 市預金利息	2,000	16,290
	3 貸付金元利収入	7,000,000	7,000,000
	4 受託事業収入	17,972,000	18,963,070
	5 雑収入	101,980,000	125,561,722
21 市債		802,500,000	790,500,000
	1 市債	802,500,000	790,500,000
歳入合計		20,897,604,000	21,593,716,170

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
5,866,209	0	0	△133,791
16,290	0	0	14,290
7,000,000	0	0	0
18,963,070	0	0	991,070
125,561,722	0	0	23,581,722
790,500,000	0	0	△12,000,000
790,500,000	0	0	△12,000,000
20,949,561,923	76,053,102	568,771,482	51,957,923

歳入合計の収入済額には 670,337 円の還付未済額が含まれています。

歳出

款	項	予算現額
1 議会費		286,401,000
	1 議会費	286,401,000
2 総務費		2,364,684,000
	1 総務管理費	1,630,042,000
	2 徴税費	373,298,000
	3 戸籍住民基本台帳費	196,468,000
	4 選挙費	77,783,000
	5 統計調査費	51,225,000
	6 監査委員費	35,868,000
3 民生費		7,980,155,000
	1 社会福祉費	2,926,178,000
	2 児童福祉費	3,108,327,000
	3 生活保護費	1,945,318,000
	4 災害救助費	332,000
4 衛生費		2,573,863,000
	1 保健衛生費	967,358,000
	2 清掃費	1,606,505,000
5 労働費		104,000
	1 失業対策費	4,000
	2 労働諸費	100,000
6 農林水産業費		59,309,000
	1 農業費	59,309,000
7 商工費		103,485,000
	1 商工費	103,485,000
8 土木費		2,183,919,000
	1 土木管理費	50,001,000
	2 道路橋りょう費	519,498,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
285,354,258	0	1,046,742	1,046,742
285,354,258	0	1,046,742	1,046,742
2,317,164,459	0	47,519,541	47,519,541
1,590,774,488	0	39,267,512	39,267,512
371,733,030	0	1,564,970	1,564,970
196,070,359	0	397,641	397,641
71,979,876	0	5,803,124	5,803,124
50,932,682	0	292,318	292,318
35,674,024	0	193,976	193,976
7,890,895,271	0	89,259,729	89,259,729
2,883,207,702	0	42,970,298	42,970,298
3,076,677,386	0	31,649,614	31,649,614
1,930,838,183	0	14,479,817	14,479,817
172,000	0	160,000	160,000
2,543,923,866	0	29,939,134	29,939,134
949,852,503	0	17,505,497	17,505,497
1,594,071,363	0	12,433,637	12,433,637
102,606	0	1,394	1,394
2,606	0	1,394	1,394
100,000	0	0	0
57,672,552	0	1,636,448	1,636,448
57,672,552	0	1,636,448	1,636,448
93,529,006	0	9,955,994	9,955,994
93,529,006	0	9,955,994	9,955,994
2,118,785,013	30,075,900	35,058,087	65,133,987
48,364,409	0	1,636,591	1,636,591
500,793,824	0	18,704,176	18,704,176

歳出

款	項	予算現額
	3 都 市 計 画 費	1,512,489,000
	4 住 宅 費	101,931,000
9 消 防 費		918,513,000
	1 消 防 費	918,513,000
10 教 育 費		3,195,522,000
	1 教 育 総 務 費	310,881,000
	2 小 学 校 費	546,026,000
	3 中 学 校 費	570,072,000
	4 学 校 給 食 費	329,677,000
	5 社 会 教 育 費	1,140,484,000
	6 保 健 体 育 費	298,382,000
11 公 債 費		1,219,009,000
	1 公 債 費	1,219,009,000
12 諸 支 出 金		988,000
	1 基 金 費	988,000
13 予 備 費		11,652,000
	1 予 備 費	11,652,000
歳 出 合 計		20,897,604,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1,477,390,845	30,075,900	5,022,255	35,098,155
92,235,935	0	9,695,065	9,695,065
915,724,647	0	2,788,353	2,788,353
915,724,647	0	2,788,353	2,788,353
3,123,457,973	0	72,064,027	72,064,027
296,799,809	0	14,081,191	14,081,191
529,899,994	0	16,126,006	16,126,006
554,362,443	0	15,709,557	15,709,557
328,894,227	0	782,773	782,773
1,121,167,695	0	19,316,305	19,316,305
292,333,805	0	6,048,195	6,048,195
1,218,066,424	0	942,576	942,576
1,218,066,424	0	942,576	942,576
736,018	0	251,982	251,982
736,018	0	251,982	251,982
0	0	11,652,000	11,652,000
0	0	11,652,000	11,652,000
20,565,412,093	30,075,900	302,116,007	332,191,907

歳入歳出差引残額

384,149,830円

平成 18 年 9 月 5 日提出

福生市長 野澤 久人

議案第 58 号

平成 17 年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市国民健康保険
特別会計歳入歳出決算書

第1表歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額
1 国民健康保険税		1,709,003,000	2,156,468,376
	1 国民健康保険税	1,709,003,000	2,156,468,376
2 国庫支出金		1,432,351,000	1,409,615,290
	1 国庫負担金	1,274,310,000	1,276,792,290
	2 国庫補助金	158,041,000	132,823,000
3 療養給付費等交付金		919,175,000	880,715,000
	1 療養給付費等交付金	919,175,000	880,715,000
4 都支出金		197,681,000	218,262,857
	1 都負担金	27,703,000	25,902,991
	2 都補助金	169,978,000	192,359,866
5 共同事業交付金		77,693,000	78,663,645
	1 共同事業交付金	77,693,000	78,663,645
6 繰入金		746,080,000	746,079,973
	1 他会計繰入金	746,080,000	746,079,973
7 繰越金		0	0
	1 繰越金	0	0
8 諸収入		3,897,000	4,843,804
	1 延滞金、加算金及び過料	2,030,000	2,895,500
	2 預金利子	65,000	1,664
	3 雑収入	1,802,000	1,946,640
歳入合計		5,085,880,000	5,494,648,945

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,498,352,203 (1,411,300)	61,081,488	598,445,985	△210,650,797
1,498,352,203 (1,411,300)	61,081,488	598,445,985	△210,650,797
1,409,615,290	0	0	△22,735,710
1,276,792,290	0	0	2,482,290
132,823,000	0	0	△25,218,000
880,715,000	0	0	△38,460,000
880,715,000	0	0	△38,460,000
218,262,857	0	0	20,581,857
25,902,991	0	0	△1,800,009
192,359,866	0	0	22,381,866
78,663,645	0	0	970,645
78,663,645	0	0	970,645
746,079,973	0	0	△27
746,079,973	0	0	△27
0	0	0	0
0	0	0	0
4,843,804	0	0	946,804
2,895,500	0	0	865,500
1,664	0	0	△63,336
1,946,640	0	0	144,640
4,836,532,772	61,081,488	598,445,985	△249,347,228

歳入合計の収入済額には 1,411,300 円の還付未済額が含まれています。

歳出

款	項	予算現額
1 総務費		23,230,000
	1 総務管理費	23,230,000
2 保険給付費		3,326,270,000
	1 療養諸費	3,009,132,000
	2 高額療養費	250,799,000
	3 移送費	600,000
	4 出産育児諸費	54,000,000
	5 葬祭費	9,210,000
	6 結核・精神医療給付金	2,529,000
3 老人保健拠出金		1,152,378,000
	1 老人保健拠出金	1,152,378,000
4 介護給付費納付金		379,463,000
	1 介護給付費納付金	379,463,000
5 共同事業拠出金		111,020,000
	1 共同事業拠出金	111,020,000
6 保健事業費		2,734,000
	1 保健事業費	2,734,000
7 公債費		227,000
	1 公債費	227,000
8 諸支出金		20,808,000
	1 償還金及び還付金	20,807,000
	2 他会計繰出金	1,000
9 予備費		9,242,000
	1 予備費	9,242,000
10 前年度繰上充用金		60,508,000
	1 前年度繰上充用金	60,508,000
歳出合計		5,085,880,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
18,703,121	0	4,526,879	4,526,879
18,703,121	0	4,526,879	4,526,879
3,303,232,613	0	23,037,387	23,037,387
3,004,224,652	0	4,907,348	4,907,348
237,770,413	0	13,028,587	13,028,587
0	0	600,000	600,000
49,500,000	0	4,500,000	4,500,000
9,210,000	0	0	0
2,527,548	0	1,452	1,452
1,152,377,275	0	725	725
1,152,377,275	0	725	725
379,462,266	0	734	734
379,462,266	0	734	734
103,613,094	0	7,406,906	7,406,906
103,613,094	0	7,406,906	7,406,906
2,415,184	0	318,816	318,816
2,415,184	0	318,816	318,816
56,574	0	170,426	170,426
56,574	0	170,426	170,426
20,505,045	0	302,955	302,955
20,505,045	0	301,955	301,955
0	0	1,000	1,000
0	0	9,242,000	9,242,000
0	0	9,242,000	9,242,000
60,507,130	0	870	870
60,507,130	0	870	870
5,040,872,302	0	45,007,698	45,007,698

歳入歳出差引歳入不足額 204,339,530 円

このため翌年度歳入繰上充用金 204,339,530 円

平成 18 年 9 月 5 日提出

福生市長 野澤 久人

議案第 59 号

平成 17 年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市老人保健医療
特別会計歳入歳出決算書

第1表歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額
1 支 払 基 金 交 付 金		1,994,963,000	1,979,909,312
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,994,963,000	1,979,909,312
2 国 庫 支 出 金		883,844,000	868,500,648
	1 国 庫 負 担 金	883,844,000	868,500,648
3 都 支 出 金		218,517,000	222,648,571
	1 都 負 担 金	218,517,000	222,648,571
4 繰 入 金		218,613,000	218,613,000
	1 他 会 計 繰 入 金	218,613,000	218,613,000
5 繰 越 金		10,165,000	10,165,107
	1 繰 越 金	10,165,000	10,165,107
6 諸 収 入		205,000	1,044,604
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	2,000	0
	2 預 金 利 子	1,000	2,374
	3 雑 入	202,000	1,042,230
歳 入 合 計		3,326,307,000	3,300,881,242

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,979,909,312	0	0	△15,053,688
1,979,909,312	0	0	△15,053,688
868,500,648	0	0	△15,343,352
868,500,648	0	0	△15,343,352
222,648,571	0	0	4,131,571
222,648,571	0	0	4,131,571
218,613,000	0	0	0
218,613,000	0	0	0
10,165,107	0	0	107
10,165,107	0	0	107
1,044,604	0	0	839,604
0	0	0	△2,000
2,374	0	0	1,374
1,042,230	0	0	840,230
3,300,881,242	0	0	△25,425,758

歳 出

款	項	予算現額
1 医 療 諸 費		3,305,830,000
	1 医 療 諸 費	3,305,830,000
2 諸 支 出 金		20,379,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	14,043,000
	2 他 会 計 繰 出 金	6,336,000
3 予 備 費		98,000
	1 予 備 費	98,000
歳 出 合 計		3,326,307,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
3,243,877,438	0	61,952,562	61,952,562
3,243,877,438	0	61,952,562	61,952,562
20,178,532	0	200,468	200,468
13,842,694	0	200,306	200,306
6,335,838	0	162	162
0	0	98,000	98,000
0	0	98,000	98,000
3,264,055,970	0	62,251,030	62,251,030

歳入歳出差引残額

36,825,272円

平成 18 年 9 月 5 日提出

福生市長 野澤 久人

議案第 60 号

平成 17 年度福生市介護保険特別会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市介護保険
特別会計歳入歳出決算書

第1表歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額
1 介護保険料		388,924,000	415,600,800
	1 介護保険料	388,924,000	415,600,800
2 国庫支出金		551,471,000	555,534,000
	1 国庫負担金	474,918,000	475,200,000
	2 国庫補助金	76,553,000	80,334,000
3 支払基金交付金		759,869,000	759,002,000
	1 支払基金交付金	759,869,000	759,002,000
4 都支出金		296,824,000	298,989,000
	1 都負担金	296,823,000	298,989,000
	2 財政安定化基金交付金	1,000	0
5 財産収入		1,000	115
	1 財産運用収入	1,000	115
6 繰入金		349,423,000	349,423,000
	1 一般会計繰入金	347,876,000	347,876,000
	2 基金繰入金	1,547,000	1,547,000
7 繰越金		30,763,000	30,763,544
	1 繰越金	30,763,000	30,763,544
8 市債		82,000,000	82,000,000
	1 財政安定化基金貸付金	82,000,000	82,000,000
9 諸収入		26,000	55,865
	1 延滞金、加算金及び過料	10,000	53,600
	2 預金利子	13,000	2,265
	3 雑収入	3,000	0
歳入合計		2,459,301,000	2,491,368,324

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
391,253,515 (271,700)	4,736,200	19,882,785	2,329,515
391,253,515 (271,700)	4,736,200	19,882,785	2,329,515
555,534,000	0	0	4,063,000
475,200,000	0	0	282,000
80,334,000	0	0	3,781,000
759,002,000	0	0	△867,000
759,002,000	0	0	△867,000
298,989,000	0	0	2,165,000
298,989,000	0	0	2,166,000
0	0	0	△1,000
115	0	0	△885
115	0	0	△885
349,423,000	0	0	0
347,876,000	0	0	0
1,547,000	0	0	0
30,763,544	0	0	544
30,763,544	0	0	544
82,000,000	0	0	0
82,000,000	0	0	0
55,865	0	0	29,865
53,600	0	0	43,600
2,265	0	0	△10,735
0	0	0	△3,000
2,467,021,039	4,736,200	19,882,785	7,720,039

歳入合計の収入済額には 271,700 円の還付未済額が含まれています。

歳 出

款	項	予算現額
1 総 務 費		49,525,000
	1 総 務 管 理 費	21,497,000
	2 賦 課 徴 収 費	2,674,000
	3 認 定 審 査 会 費	25,354,000
2 介 護 給 付 費		2,374,596,000
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,300,069,000
	2 高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	26,676,000
	3 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	47,851,000
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		2,000,000
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	2,000,000
4 基 金 積 立 金		1,545,000
	1 基 金 積 立 金	1,545,000
5 公 債 費		114,000
	1 公 債 費	114,000
6 諸 支 出 金		29,521,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	21,673,000
	2 他 会 計 繰 出 金	7,848,000
7 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歳 出 合 計		2,459,301,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
40,846,333	0	8,678,667	8,678,667
18,508,268	0	2,988,732	2,988,732
2,598,606	0	75,394	75,394
19,739,459	0	5,614,541	5,614,541
2,346,231,206	0	28,364,794	28,364,794
2,274,259,626	0	25,809,374	25,809,374
26,575,940	0	100,060	100,060
45,395,640	0	2,455,360	2,455,360
1,974,927	0	25,073	25,073
1,974,927	0	25,073	25,073
1,544,532	0	468	468
1,544,532	0	468	468
1,400	0	112,600	112,600
1,400	0	112,600	112,600
29,465,627	0	55,373	55,373
21,618,234	0	54,766	54,766
7,847,393	0	607	607
0	0	2,000,000	2,000,000
0	0	2,000,000	2,000,000
2,420,064,025	0	39,236,975	39,236,975

歳入歳出差引残額

46,957,014円

平成 18 年 9 月 5 日提出

福生市長

野澤 久人

議案第 61 号

平成 17 年度福生市下水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市下水道
事業会計歳入歳出決算書

第1表歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		402,000	1,204,030
	1 負担金	402,000	1,204,030
2 使用料及び手数料		952,386,000	989,557,755
	1 使用料	952,386,000	989,557,755
3 国庫支出金		61,128,000	61,078,000
	1 国庫負担金	20,628,000	20,578,000
	2 国庫補助金	40,500,000	40,500,000
4 都支出金		1,012,000	1,012,000
	1 都補助金	1,012,000	1,012,000
5 財産収入		1,000	1,050
	1 財産売却収入	1,000	1,050
6 繰入金		770,000,000	770,000,000
	1 他会計繰入金	770,000,000	770,000,000
7 繰越金		52,086,000	52,086,554
	1 繰越金	52,086,000	52,086,554
8 諸収入		20,443,000	20,449,225
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0
	2 預金利子	1,000	4,693
	3 雑収入	20,441,000	20,444,532
9 市債		246,000,000	246,000,000
	1 市債	246,000,000	246,000,000
歳入合計		2,103,458,000	2,141,388,614

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1,204,030	0	0	802,030
1,204,030	0	0	802,030
978,960,697	746,242	9,850,816	26,574,697
978,960,697	746,242	9,850,816	26,574,697
61,078,000	0	0	△50,000
20,578,000	0	0	△50,000
40,500,000	0	0	0
1,012,000	0	0	0
1,012,000	0	0	0
1,050	0	0	50
1,050	0	0	50
770,000,000	0	0	0
770,000,000	0	0	0
52,086,554	0	0	554
52,086,554	0	0	554
20,449,225	0	0	6,225
0	0	0	△1,000
4,693	0	0	3,693
20,444,532	0	0	3,532
246,000,000	0	0	0
246,000,000	0	0	0
2,130,791,556	746,242	9,850,816	27,333,556

歳 出

款	項	予算現額
1 総務費		587,348,000
	1 総務管理費	587,348,000
2 事業費		324,667,000
	1 下水道整備費	324,667,000
3 公債費		1,166,241,000
	1 公債費	1,166,241,000
4 予備費		25,202,000
	1 予備費	25,202,000
歳 出 合 計		2,103,458,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
558,114,580	0	29,233,420	29,233,420
558,114,580	0	29,233,420	29,233,420
313,243,717	0	11,423,283	11,423,283
313,243,717	0	11,423,283	11,423,283
1,165,676,923	0	564,077	564,077
1,165,676,923	0	564,077	564,077
0	0	25,202,000	25,202,000
0	0	25,202,000	25,202,000
2,037,035,220	0	66,422,780	66,422,780

歳入歳出差引残額

93,756,336円

平成 18 年 9 月 5 日提出

福生市長

野澤 久人

議案第 62 号

平成 17 年度福生市受託水道事業会計決算認定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

平成17年度 福生市受託水道
事業会計歳入歳出決算書

第1表歳入歳出決算書

款	項	予算現額	調定額
1 受託水道事業収入		394,346,000	365,633,878
	1 都受託事業収入	394,346,000	365,633,878
歳入合計		394,346,000	365,633,878

(単位：円)

収入済額 (還付未済額)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
365,633,878	0	0	△28,712,122
365,633,878	0	0	△28,712,122
365,633,878	0	0	△28,712,122

歳出

款	項	予算現額
1 受託水道事業費		394,346,000
	1 水道管理費	327,124,000
	2 建設改良費	67,222,000
歳出合計		394,346,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
365,633,878	0	28,712,122	28,712,122
305,126,556	0	21,997,444	21,997,444
60,507,322	0	6,714,678	6,714,678
365,633,878	0	28,712,122	28,712,122

歳入歳出差引残額 0円

平成 18 年 9 月 5 日提出

福生市長 野澤 久人

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成18年9月5日

福生市長 野澤久人

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、訴えの提起について別紙写しのとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、その承認を求める。

⑦

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、土地所有権移転登記手続請求事件に関し訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

平成18年7月7日

福生市長 野澤久人 囀

市道第30号線歩道設置事業に伴う土地所有権移転登記手続請求に関する訴えの提起について

- 1 訴えの相手方 東京都港区赤坂6丁目3番地
(登記簿上の住所) 東京市赤坂区中ノ町弐九番地
穂田 宇津野
- 2 事 件 名 土地所有権移転登記手続請求事件
- 3 訴えの対象物件 福生市大字熊川字北867番2
- 4 請 求 の 趣 旨

市道第30号線歩道設置事業を実施するに当たり、整備計画にある福生市大字熊川字北867番2の土地の所有者について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求する訴えを提起する。

福 議 発 第 9 5 号
平成 18 年 8 月 29 日

様

福生市議会議長
石 川 和 夫

議案説明員の出席要求について

平成18年第3回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第121条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

- 1 期 日 平成18年9月5日(火)
- 2 場 所 福生市議会議場

写

福総文発第 50 号

平成 18 年 8 月 9 日

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 回

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告します。

写

専決第8号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和57年3月10日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成18年8月2日

福生市長 野澤久人 印

損害賠償額の決定について

福生市は、体育施設内受傷事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償の額 金 181,080円
- 2 損害賠償の相手方 八王子市別所 1-41-1
安藤 功

3 事故の概要

平成18年1月22日午後3時00分頃、福生市北田園二丁目9番地1福生市中央体育館主競技場Aコート内において、バトミントン競技中、天井からの雨漏りによる雨水が原因で転倒して負傷した。

なお、この負傷による治療費及び慰謝料の損害賠償は市が行うことで示談が成立した。

写

専決第9号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和57年3月10日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成18年8月4日

福生市長 野澤久人 印

損害賠償額の決定について

福生市は、車両損傷事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償の額 金 8,687円
- 2 損害賠償の相手方 昭島市昭和町5丁目12-8
久保隆義

3 事故の概要

平成18年4月16日午後2時00分頃、福生市大字熊川631番地9福生市第二小学校前交差点内において、相手方が車両にて走行中、交差点内に倒れていた看板が原因で車両が損傷した。

なお、この損害による責任割合を市が1割、相手方が9割とし、車両の修繕費の1割である8,687円を市が賠償することで示談が成立した。

写

福 監 発 第 1 3 号

平成18年6月26日

福生市長 野 澤 久 人 様

福生市議会議長

石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強

同 今 林 昌 茂

平成18年4月分例月出納検査の結果について

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 5月26日(金)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成18年4月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 4月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、4月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 18 年 4 月分

平成 17 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 20,897,604	1,044,362,924	20,029,638,894	95.8	運 459,000,000
		956,599,545	20,383,320,275	97.5	△353,681,381
国 保 会 計	5,085,880	274,686,506	4,821,185,812	94.8	運 226,000,000
		374,314,553	5,040,894,962	99.1	△219,709,150
老人保健医療会計	3,326,307	241,436,374	3,300,881,242	99.2	36,823,347
		249,241,706	3,264,057,895	98.1	
下水道事業会計	2,103,458	1,139,743	1,859,830,461	88.4	運 174,000,000
		232,023,017	2,033,532,052	96.7	△173,701,591
介護保険会計	2,459,301	93,753,565	2,466,607,939	100.3	55,908,345
		179,962,479	2,410,699,594	98.0	
受託水道事業会計	394,346	0	366,548,778	93.0	15,953,002
		20,564,561	350,595,776	88.9	
合 計	34,266,896	1,655,379,112	32,844,693,126	95.8	運 859,000,000
		2,012,705,861	33,483,100,554	97.7	△638,407,428

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	88,744,174	0	88,744,174	0
都 税	95,677,899	59,808,374	95,677,899	59,808,374
合 計	184,422,073	59,808,374	184,422,073	59,808,374

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金				
庁舎建設基金				
都市施設整備基金				
育英基金				
市営住宅等管理基金				
財政調整基金				
学校施設等整備基金				
ふるさと人づくりまちづくり基金				
介護給付費準備基金				
中小企業振興資金 融資一時補てん基金				
国保高額療養費 等資金貸付基金				
合 計				

・運は運用金

平成18年4月分

平成18年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 21,796,000	918,853,342	918,853,342	4.2	運 372,000,000
		1,102,382,798	1,102,382,798	5.1	△183,529,456
国保会計	4,882,804	46,154,575	46,154,575	0.9	23,233,945
		22,920,630	22,920,630	0.5	
老人保健医療会計	3,198,669	116,500,170	116,500,170	3.6	102,138,031
		14,362,139	14,362,139	0.4	
下水道事業会計	1,929,262	120,535,576	120,535,576	6.2	運△88,000,000
		26,303,832	26,303,832	1.4	94,231,744
介護保険会計	2,584,335	30,359,500	30,359,500	1.2	11,283,327
		19,076,173	19,076,173	0.7	
受託水道事業会計	419,862	27,634,000	27,634,000	6.6	18,800,408
		8,833,592	8,833,592	2.1	
合計	34,810,932	1,260,037,163	1,260,037,163	3.6	運 284,000,000
		1,193,879,164	1,193,879,164	3.4	66,157,999

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	88,744,174	636,071,517	648,813,953	76,001,738
都税	0	6,287,372	0	6,287,372
合計	88,744,174	642,358,889	648,813,953	82,289,110

3 基金の状況

(単位：円)

区分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,386,863,014	0	0	1,386,863,014
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△589,000,000 1,662,922,102	戻 659,000,000 0	運 1,213,000,000 0	運△1,143,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,023	0	0	1,023
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 等資金貸付基金	5,520,000	返 1,518,201	貸 1,518,201	5,520,000
合計	運△589,000,000 8,240,592,162	戻 659,000,000 1,518,201	運 1,213,000,000 1,518,201	運△1,143,000,000 8,240,592,162

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金

写

福 監 発 第 1 6 号
平成 1 8 年 7 月 2 4 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 今 林 昌 茂

平成 1 8 年 5 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 6 月 2 7 日 (火)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 1 8 年 5 月 中 に お け る 収 入 役 の 権 限 に 属 す る 現 金 の 出 納 状 況 並 び に 関 連 事 項 。
- 4 結 果 5 月 中 に お け る 現 金 の 出 納 状 況 に つ い て 関 係 帳 簿 及 び 証 拠 書 類 の 検 査 を 実 施 し た 結 果 、 5 月 末 日 に お け る 収 支 の 状 況 は 別 紙 の と お り で 計 数 上 の 誤 り は 認 め ら れ な か っ た 。

平成 18 年 5 月分

平成 17 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 20,897,604	860,114,655	20,949,561,923	100.2	384,149,830
		182,091,818	20,565,412,093	98.4	
国 保 会 計	5,085,880	15,346,960	4,836,532,772	95.1	繰上充用額 △204,339,530
		-22,660	5,040,872,302	99.1	
老人保健医療会計	3,326,307	0	3,300,881,242	99.2	36,825,272
		-1,925	3,264,055,970	98.1	
下水道事業会計	2,103,458	270,961,095	2,130,791,556	101.3	93,756,336
		3,503,168	2,037,035,220	96.8	
介護保険会計	2,459,301	413,100	2,467,021,039	100.3	46,957,014
		9,364,431	2,420,064,025	98.4	
受託水道事業会計	394,346	-914,900	365,633,878	92.7	0
		15,038,102	365,633,878	92.7	
合 計	34,266,896	1,145,920,910	34,050,422,410	99.4	561,688,452
		209,972,934	33,693,073,488	98.3	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	0	0	0	0
都 税	59,808,374	4,272,110	64,080,484	0
合 計	59,808,374	4,272,110	64,080,484	0

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別 負担金準備基金				
庁舎建設基金				
都市施設整備基金				
育 英 基 金				
市営住宅等管理基金				
財 政 調 整 基 金				
学校施設等整備基金				
ふるさと人づくり まちづくり基金				
介護給付費準備基金				
中小企業振興資金 融資一時補てん基金				
国保高額療養費 等資金貸付基金				
合 計				

※国民健康保険特別会計△204,339,530 円は平成 18 年度国民健康保険特別会計予算から 204,339,530 円を「翌年度歳入の繰上充用」を行っている。

平成 18 年 5 月分

平成 18 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本 月 中 歳 入 額	本 月 末 歳 入 累 計 額	収 入 率	本 月 末 現 在 高
		本 月 中 歳 出 額	本 月 末 歳 出 累 計 額	執 行 率	
一 般 会 計	千円 21,796,000	1,022,009,365	1,940,862,707	8.9	運 1,231,000,000 △781,826,645
		1,620,306,554	2,722,689,352	12.5	
国 保 会 計	5,092,574	618,596,183	664,750,758	13.1	4,222,438
		637,607,690	660,528,320	13.0	
老人保健医療会計	3,198,669	235,652,629	352,152,799	11.0	60,277,157
		277,513,503	291,875,642	9.1	
下水道事業会計	1,929,262	13,494,778	134,030,354	6.9	103,006,233
		4,720,289	31,024,121	1.6	
介護保険会計	2,584,335	226,555,000	256,914,500	9.9	40,677,054
		197,161,273	216,237,446	8.4	
受託水道事業会計	419,862	35,582,000	63,216,000	15.1	43,103,521
		11,278,887	20,112,479	4.8	
合 計	35,020,702	2,151,889,955	3,411,927,118	9.7	運 1,231,000,000 △530,540,242
		2,748,588,196	3,942,467,360	11.3	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	76,001,738	266,496,842	254,650,070	87,848,510
都 税	6,287,372	63,190,726	6,287,372	63,190,726
合 計	82,289,110	329,687,568	260,937,442	151,039,236

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,386,863,014	0	0	1,386,863,014
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△1,143,000,000	戻 312,000,000	運 400,000,000	運△1,231,000,000
	1,662,922,102	0	0	1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,023	0	0	1,023
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,520,000	返 4,876,226	貸 5,356,226	5,040,000
合 計	運△1,143,000,000 8,240,592,162	戻 312,000,000 4,876,226	運 400,000,000 5,356,226	運△1,231,000,000 8,240,112,162

・運は運用金 ・返は返済金 ・貸は貸付金 ・戻は戻入金

写

福 監 発 第 2 0 号

平成 1 8 年 8 月 2 8 日

福生市長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長
石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 今 林 昌 茂

平成 1 8 年 6 月 分 例 月 出 納 検 査 の 結 果 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 7月26日(水)
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成18年6月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結 果 6月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、6月末日における収支の状況は別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

平成 18 年 6 月分

平成 18 年度

1 歳入歳出の状況

(単位：円・%)

会 計 名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一 般 会 計	千円 21,804,174	2,938,621,164	4,879,483,871	22.4	171,183,881
		1,985,610,638	4,708,299,990	21.6	
国 保 会 計	5,092,574	299,448,918	964,199,676	18.9	運 100,000,000 △90,311,349
		393,982,705	1,054,511,025	20.7	
老人保健医療会計	3,235,762	272,469,901	624,622,700	19.3	82,306,519
		250,440,539	542,316,181	16.8	
下水道事業会計	1,929,262	224,172,198	358,202,552	18.6	312,552,526
		14,625,905	45,650,026	2.4	
介護保険会計	2,584,335	256,240,764	513,155,264	19.9	104,522,176
		192,395,642	408,633,088	15.8	
受託水道事業会計	419,862	44,728,000	107,944,000	25.7	59,110,299
		28,721,222	48,833,701	11.6	
合 計	35,065,969	4,035,680,945	7,447,608,063	21.2	運 100,000,000 639,364,052
		2,865,776,651	6,808,244,011	19.4	

2 歳入歳出外現金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	87,848,510	371,343,663	346,595,474	112,596,699
都 税	63,190,726	111,379,089	63,190,726	111,379,089
合 計	151,039,236	482,722,752	409,786,200	223,975,788

3 基金の状況

(単位：円)

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
退職手当特別負担金準備基金	116,454,586	0	0	116,454,586
庁舎建設基金	2,336,328,422	0	0	2,336,328,422
都市施設整備基金	1,386,863,014	0	貸 21,949,000	1,364,914,014
育英基金	15,350,000	0	0	15,350,000
市営住宅等管理基金	352,158,079	0	0	352,158,079
財政調整基金	運△1,231,000,000 1,662,922,102	戻 1,231,000,000 0	運 100,000,000 0	運△100,000,000 1,662,922,102
学校施設等整備基金	1,949,212,913	0	0	1,949,212,913
ふるさと人づくりまちづくり基金	413,782,023	0	0	413,782,023
介護給付費準備基金	1,023	0	0	1,023
中小企業振興資金 融資一時補てん基金	2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費等資金貸付基金	5,040,000	返 4,920,596	貸 4,680,596	5,280,000
合 計	運△1,231,000,000 8,240,112,162	戻 1,231,000,000 4,920,596	運 100,000,000 26,629,596	運△100,000,000 8,218,403,162

・ 運は運用金 ・ 返は返済金 ・ 貸は貸付金 ・ 戻は戻入金

写

福監発第 2 2 号

平成 18 年 9 月 1 日

福 生 市 長 野 澤 久 人 様
福生市議会議長 石 川 和 夫 様

福生市監査委員 沖 倉 強
同 今 林 昌 茂

平成 1 8 年度第 1 回定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条 12 項の規定により通知願います。

平成 18 年度

第 1 回

定期 監 査 報 告 書

生活環境部地域振興課

生活環境部環 境 課

福 生 市 監 査 委 員

平成 18 年度第 1 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象

生活環境部地域振興課・環境課

第 3 監査の範囲

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 実施期間

平成 18 年 4 月 21 日から平成 18 年 5 月 19 日まで

第 5 実施方法

監査の実施については、監査の対象とした所管課の財務に関すること及びその他これに関する事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続きにより実施し、次の点に主眼を置き監査を実施した。

- 1 職員の事務の遂行が適正に行われているか。出張命令簿、超過勤務等命令簿、出勤表（タイムカード）、自動車運転日誌等の整理保存等は適正に行われているか。
- 2 予算の執行（予算経理、歳入調定、契約事務、支出の費目区分等）が効率的に行われているか。
- 3 資金前渡（前渡金受領、支払、精算の時期等）事務の執行は適切に行われているか。
- 4 委託事業の遂行（委託内容、契約手続、委託料の支出等）が適正に行われているか。
- 5 事業の目的を達成し、効果を上げているか。

第 6 監査の結果

事務の執行について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせ以下に記述する。

1 予算の執行状況について

平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの地域振興課・環境課における歳入歳出予算の執行状況は、別表 1 のとおりである。

歳入歳出予算の執行について、歳入調定票、収入通知書、戻出命令書、支出命令書、支出負担行為決定書、物品等購入伺票、請書、予算流用要求書等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

【各課共通】

2 職員の勤務の管理状況について

職員の勤務の管理状況について、出勤整理簿及び出勤表（タイムカード）の取扱は適正に処理されているか、超過勤務手当、旅費の支給事務は適正に行われているか等、超過勤務命令簿及び出張命令簿等と照合するなどにより審査した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められる。

- ◆ タイムカードの集計欄等に未集計・未記入の箇所が見受けられた、記載については適正に事務処理をされたい。

【各課共通】

3 被服等貸与品の管理状況について

被服等貸与品の管理状況について確認をした結果、貸与品は台帳に適正に記載され、貸与品の管理についてもおおむね適正に処理されている。なお、貸与品の廃棄については十分注意をされたい。

【各課共通】

4 車両の管理状況について

- ◆ すべての車の始業点検簿が具備されておらず、また、始業点検が日々行われているようには見受けられなかった。

【各課共通】

- ◆ 運転日誌については指定様式以外のものが一部使用されていたので、指定様式にするか、現在使用の日誌の内容を一部変更し帳票登録する等の措置をされたい。

【環境課】

車輛管理等については、福生市庁用自動車等管理規定に基づき、運転者及び運転管理者等は、事故防止・安全運転の徹底を図る上でも、乗車ごとの点検等に留意し、車の安全な運行と管理に努められたい。

【各課共通】

5 印鑑・公印の管理について

- ◆ 日中の印鑑・公印の管理について問題はないが、夜間・休日等については施錠されているようには見受けられなかったので、市公印規則 10 条に基づいた管理をされたい。

【各課共通】

6 備品の管理について

備品台帳は具備され、記載内容と現物は一致しているか、また記載されていないものはないか等、備品の管理状況について確認した結果、次の事項を除き適正に管理されていた。

- ◆ 台帳上は記載されているが実物が確認できないものがあつた、また、老朽化等により使用がされていない備品が見受けられたので、確認のうえ廃棄等の手続きをし適正な管理をされたい。

【環境課】

7 補助金等の執行について

補助金等交付規則その他の要綱等に基づき予算執行されているか調査を行った結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

- ◆ 防犯協会補助金の執行について、請求・支払い等については防犯協会補助金の請求書により毎年支払いが行われているが、本来福生市が補助金を交付するには、福生市補助金交付規則第1条に規定されているとおり、他に特別の定めのあるものを除くほかは、福生市補助金等交付規則に基づき交付申請等の手続きを行い、執行されるべきものと思われる。

防犯協会については福生警察署管内で組織されている団体であるので、予算執行方法については管内の他市との調整等が必要と思われるが、福生市としては福生市補助金等交付規則に基づき予算執行されることが望ましい。

【地域振興課】

8 委託事業について

委託の契約関係書類で随意契約分を中心に抽出し、起案書、見積書、請書、契約書、契約締結伺、完了検査等の関係書類等について確認した結果、次の事項を除き、おおむね適正に処理されていた。

- ◆ 委託件名が業務内容に合わないものが2件見受けられた、2件とも関係各課と協議をされ検討されたい。
- ◆ 委託契約でなくてもよい案件が見受けられたので、他の方法等も検討されたい。

【地域振興課】

- ◆ 完了届の3件に、完了届として適当でない表記のものが見受けられたので是正されたい。
- ◆ 契約書の契約印に代表者印としては適当と思えない印が押印されているので、今後は代表者印の押印について検討されたい。

【環境課】

別表1

予 算 の 執 行 状 況

一般会計

地域振興課所管分

歳入

平成18年3月31日現在(単位:円・%)

款項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
					対予算	対調定	
13	使用料及び手数料	12,588,000	12,918,600	12,485,400	99.1	96.6	
1	使用料	12,588,000	12,918,600	12,485,400	99.1	96.6	
	1 総務手数料	12,588,000	12,918,600	12,485,400	99.1	96.6	
15	都支出金	7,806,000	5,446,000	722,000	9.2	13.2	
2	都補助金	7,806,000	5,446,000	722,000	9.2	13.2	
	4 農林水産業費 都補助金	1,042,000	1,116,000	722,000	69.2	64.6	
	5 商工費 都補助金	6,764,000	4,330,000	0	0.0	0.0	
20	諸収入	888,000	1,497,100	1,477,100	166.3	98.6	
5	雑入	888,000	1,497,100	1,477,100	166.3	98.6	
	1 雑入	888,000	1,497,100	1,477,100	166.3	98.6	
	合計	21,282,000	19,861,700	14,684,500	69.0	73.9	

歳出

平成18年3月31日現在(単位:円・%)

款項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
2	総務費	63,293,000	48,331,865	14,961,135	76.3	
	1 総務管理費	63,293,000	48,331,865	14,961,135	76.3	
	10 交通安全対策 費	59,315,000	44,726,849	14,588,151	75.4	
	11 交通災害共済 事務費	2,363,000	2,256,600	106,400	95.4	
	13 諸 費	1,615,000	1,348,416	266,584	83.4	
6	農林水産業費	12,782,000	11,825,561	956,439	92.5	
	1 農 業 費	12,782,000	11,825,561	956,439	92.5	
	1 農業委員会費	4,601,000	4,487,698	113,302	97.5	
	3 農業振興費	8,181,000	7,337,863	843,137	89.6	
7	商工費	74,628,000	65,564,759	9,063,241	87.8	
	1 商工費	74,628,000	65,564,759	9,063,241	87.8	
	1 商工総務費	5,912,000	5,889,117	22,883	99.6	
	2 商工業振興費	65,671,000	57,314,616	8,356,384	87.2	
	3 消費生活費	3,045,000	2,361,026	683,974	77.5	
	合計	150,703,000	125,722,185	24,980,815	83.4	

一般会計

環境課所管分

歳入

平成18年3月31日現在 (単位:円・%)

款	項	目	予算現額	調定額	収入済額	収入比率		説明
						対予算	対調定	
1	3	使用料及び手数料	221,283,000	225,713,220	225,129,220	101.7	99.7	
	2	手数料	221,283,000	225,713,220	225,129,220	101.7	99.7	
		2 衛生手数料	221,283,000	225,713,220	225,129,220	101.7	99.7	
1	4	国庫支出金	0	0	0	0.0	0.0	
	2	国庫補助金	0	0	0	0.0	0.0	
		3 衛生費国庫補助金	0	0	0	0.0	0.0	
1	5	都支出金	19,929,000	18,866,000	18,866,000	94.6	100.0	
	3	委託金	19,929,000	18,866,000	18,866,000	94.6	100.0	
		3 衛生費委託金	19,929,000	18,866,000	18,866,000	94.6	100.0	
2	0	諸収入	27,112,000	32,143,874	32,143,874	118.5	100.0	
	5	雑入	27,112,000	32,143,874	32,143,874	118.5	100.0	
		1 雑入	27,112,000	32,143,874	32,143,874	118.5	100.0	
		合計	268,324,000	276,723,094	276,139,094	102.9	99.7	

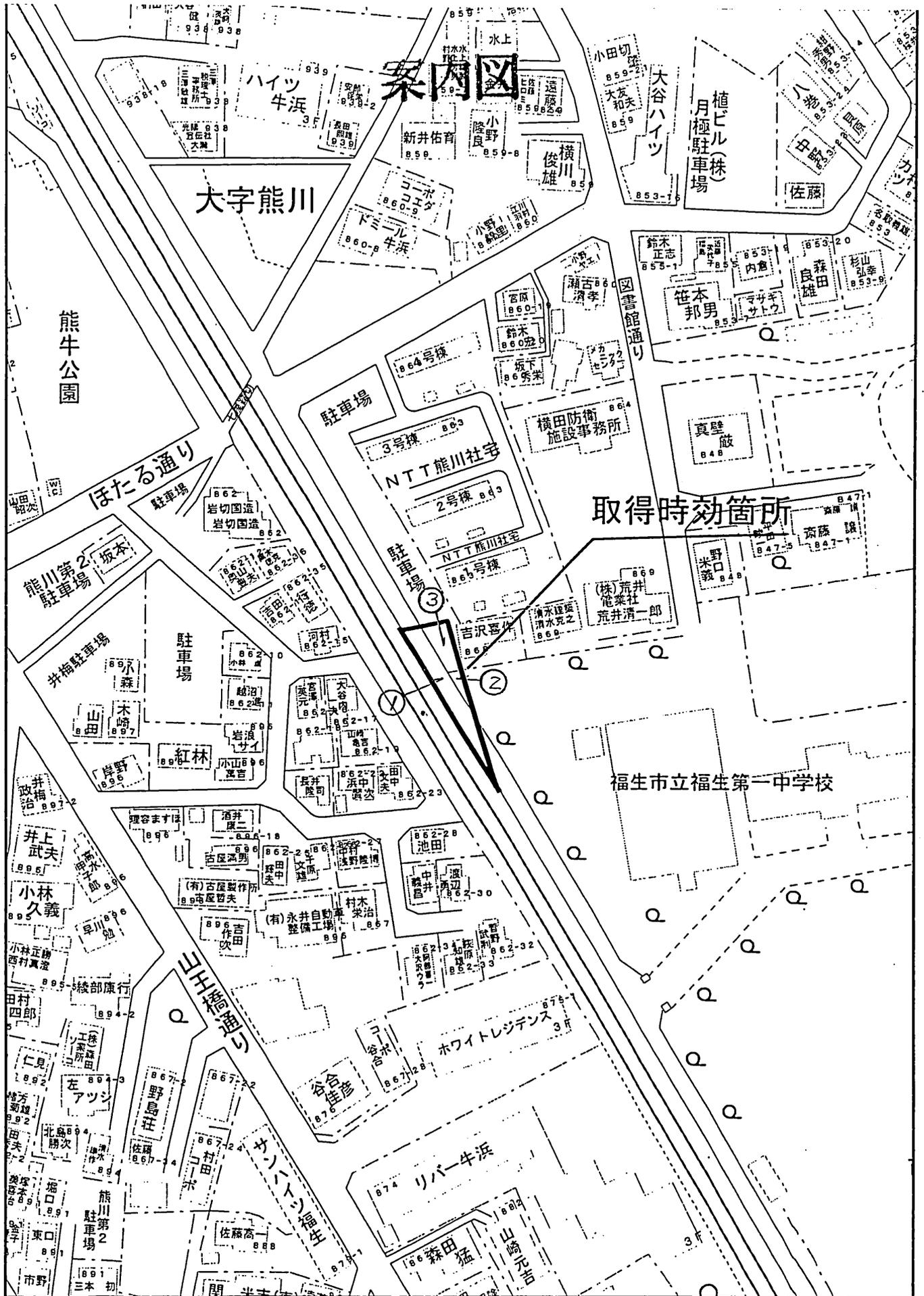
歳出

平成18年3月31日現在 (単位:円・%)

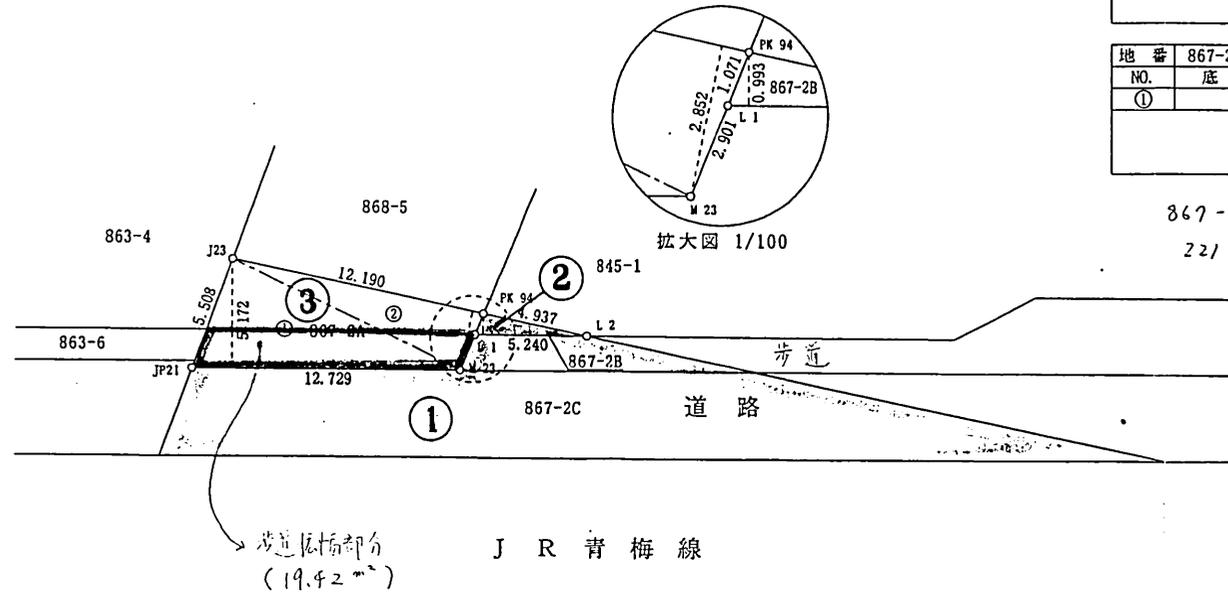
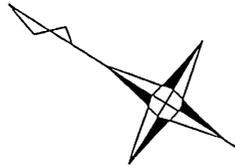
款	項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説明
	1	保健衛生費	19,083,000	12,271,772	6,811,228	64.3	
		5 環境衛生費	24,000	0	24,000	0.0	
		6 環境保全費	19,059,000	12,271,772	6,787,228	64.3	
	2	清掃費	1,528,694,000	1,459,407,079	69,286,921	95.4	
		1 清掃総務費	922,655,000	919,625,766	3,029,234	99.6	
		2 塵芥処理費	489,605,000	446,052,035	43,552,965	91.1	
		3 し尿処理費	19,224,000	15,983,495	3,240,505	83.1	
		4 ごみ減量対策費	97,210,000	77,745,783	19,464,217	79.9	
6		農林水産業費	9,360,000	7,193,702	2,166,298	76.8	
	1	農業費	9,360,000	7,193,702	2,166,298	76.8	
		4 緑化推進費	9,360,000	7,193,702	2,166,298	76.8	
		合計	1,557,137,000	1,478,872,553	78,264,447	94.9	

市道第30号線歩道設置事業に伴う訴えの
提起の専決処分について

本会議資料
平成18年9月5日



丈量図



三斜求積表

地番 867-2A			
NO.	底辺	高さ	倍面積
①	12.729	5.172	65.834388
②	12.190	2.852	34.765880
		倍面積	100.600268
		面積	50.3001340
		地積	50.30 ㎡

③ 民地

地番 867-2B			
NO.	底辺	高さ	倍面積
①	5.240	0.993	5.203320
		倍面積	5.203320
		面積	2.6016600
		地積	2.60 ㎡

② 学校敷地

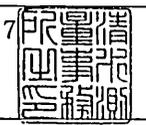
867-2C

$$221 \text{ m}^2 - 57.3 \text{ m}^2 - 2.6 \text{ m}^2 = 161.1 \text{ m}^2$$

① 道路

測点	X座標	Y座標	種類
J23	-30023.764	-44694.875	民・コンクリート杭
JP21	-30024.786	-44700.288	鉋
M 23	-30035.718	-44693.767	鉋
PK 94	-30035.288	-44690.898	市・コンクリート杭
L 1	-30035.447	-44691.958	市・コンクリート杭
L 2	-30039.956	-44689.288	市・コンクリート杭

所在	福生市大字熊川字北867番2内
図面名	丈量図
縮尺	1 : 250
作成者	福生市大字熊川941番地7 清水測量事務所 042(552)2755
測量年月日	平成18年2月24日



平成18年第3回定例会会期日程(案)

(会期25日間)

月	日	曜	種 別	内 容
9	5	火	本 会 議	} 一般質問
	6	水	本 会 議	
	7	木	本 会 議	
	8	金	本 会 議	議案審議
	9	土	休 会	
	10	日	〃	
	11	月	〃	
	12	火	〃	決算特別委員会(予定) A9
	13	水	〃	決算特別委員会(予定) A9
	14	木	〃	決算特別委員会(予定) A9
	15	金	〃	決算特別委員会(予定) A9
	16	土	〃	
	17	日	〃	
	18	月	〃	敬老の日
	19	火	〃	建設環境委員会 A10
	20	水	〃	市民厚生委員会 A10
	21	木	〃	総務文教委員会 A10 横田基地対策特別委員会 P1:30
	22	金	〃	庁舎建設特別委員会 P2
	23	土	〃	秋分の日
	24	日	〃	
	25	月	〃	
	26	火	〃	
	27	水	〃	議会運営委員会 A10
	28	木	〃	
	29	金	本 会 議	審査報告

一 般 質 問

平成18年第3回福生市議会定例会

通 告 者	質 問 内 容	時 間
1 増 田 俊 一	1 電線類の地中化について (1) 市内道路(国道、都道、市道)の地中化の状況について (2) 今後の地中化の進め方について (3) 新庁舎周辺の地中化について 2 保育行政について (1) 「認定こども園」について 3 公共施設、公有地の有効利用について (1) 市役所第4庁舎の移転後の利用方法について (2) 未利用地検討委員会での検討内容について	1 時間
2 大 野 聰	1 放課後児童対策について (1) 全児童対策としての子どもの居場所づくりについて (2) 学社融合施策の検討状況について 2 人と動物の共生(犬編)について (1) 飼い犬の苦情の実態等について (2) 飼い主のマナーアップに対する市の啓発等の現状について (3) 市民会議の検討状況について (4) 今後の対策について	1 時間
3 遠 藤 洋 一	1 横田基地について (1) 米軍再編、その後の進展・自衛隊移駐・官民共用などについて (2) ミサイル監視特殊偵察機の飛来、滞在について (3) 日米友好際(横田基地カーニバル)について (4) 横田基地への航空燃料輸送について (5) 軍人の市内外出時の服装について (6) 西住宅地域の一部返還について 2 自由広場について (1) 利用についての基本方針は (2) 市民参加型の利用計画募集は	1 時間 15 分
4 前 田 正 蔵	1 第4次行政改革大綱について (1) これまでの取り組みとその成果について (2) 特別会計の今後の取り組みについて (3) 一般会計から特別会計への繰出金について (4) 経常収支比率の改善策について (5) 諸税の収納率の向上改善対策と目標率について	45 分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
5 沼 崎 満 子	1 学校における食育の取組みについて (1) 「食育の日」を決めて、継続的な運動の推進について (2) 食育の授業の推進と、その為の栄養教諭の配置について (3) 「早寝、早起き、朝ご飯」との生活リズムの向上のための啓発活動について 2 福祉交通網について (1) 福祉有償移送サービスの現状と今後の取組みについて 3 福祉行政について (1) 子ども家庭支援センターについて 4 市政出前講座の実施について (1) 出前講座の目的は何か (2) 市政出前講座の内容は	1 時間
6 阿 南 育 子	1 有害化学物質の使用状況について 2 保育行政について (1) 病児保育・病後児保育について (2) 学童待機児童、夏休み対策、その後の状況は 3 教育行政について (1) 学校安全基準について (2) 全児童対策の学校施設使用の可能性について	1 時間
7 大 野 悦 子	1 輝き市民サポートセンターについて (1) その後の経過について (2) 1年経過したこれからのについて 2 活性化と「おまつり」について 3 高齢者対策について	30分
8 青 海 俊 伯	1 障害者自立支援法の運用について (1) 作業所や施設で働くときに利用料を払わなくてはならないことについて (2) 障害者の就労支援と工賃水準の引き上げについて (3) 4月から導入になった自立支援法の家族・本人への周知について 2 既存住宅に対する家庭用警報機の普及支援について (1) 消防法改正に伴う家庭用警報機に関しての消防署との連携について (2) 福生市における火災事故による損失と消防団等の出動費用について (3) 火災予防に関しての福生市の取り組みと成果について (4) 既存住宅の火災報知機の設置推進の支援策について	1 時間 30分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
	3 電子計算機の管理運用の改革について (1) 電子計算機に関するシステム変更・機種変更の判断基準について (2) 管理運用の責任体制について (3) 第三者の専門家による評価制度について	
9 原 島 貞 夫	1 食育について (1) 市の取り組みの現況はどうか、その進捗状況はどうか (2) 食に関する問題を市ではどうとらえているか (3) 小中学校における食育推進体制の現況と進捗状況について 2 環境教育について (1) 学校教育の分野について (2) 生涯学習の分野について	45分
10 中 森 富 久	1 市内循環バスについて (1) 交通弱者対策としての検討結果について (2) 多摩地域福祉有償運送運営協議会について 2 障害者自立支援法について (1) 市長の考えはどうか (2) 支援費から自立支援法に移行した影響について 3 学童クラブについて 4 教育行政について (1) いじめ対策について (2) 学社融合とスクールコミュニティーについて (3) 特別支援教育について 5 七夕まつりの基本的な考え方について	1時間 10分
11 加 藤 育 男	1 道路行政について (1) 市内遊歩道（自転車・歩行者専用道路）における安全確保について (2) 市内道路の大雨等における、雨水対策について 2 教育行政について (1) 児童生徒の学力向上に向けての対策はどのようなになっているか (2) 不登校児童生徒の解消に向けての対策はどのようなになっているか	45分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
12 串 田 金 八	1 七夕の模擬店について (1) 保健所の指導について (2) 市民模擬店の減少について 2 基地対策について (1) 自衛隊はいつから何人くらい駐屯するの か (2) 自衛隊に福生市内の空アパートを提供で きないか 3 観光行政について (1) 福生市の名物名産の募集の現況は (2) 福生市の観光の目玉は (3) 東京都の観光予算を福生市に交付させる にはどうしたらよいのか	45分
13 今 林 昌 茂	1 衛生行政について (1) 風疹、麻疹ワクチンの接種について 2 防災行政について (1) 過日行われた防災訓練の現況と課題につ いて 3 教育行政について (1) 今年度行われた海外派遣事業の現状と課 題について	1時間
14 田 村 正 秋	1 環境行政について (1) ヒートアイランド現象等について 2 教育行政について (1) 自殺予防教育について (2) 児童生徒の減少と学区の問題について (3) 図書館について	1時間
15 小野沢 久	1 集中豪雨等の対策について (1) 7月15日の豪雨の被害について (2) 洪水ハザードマップについて (3) 出水対策に地域マップの作成について (4) 加美立体の排水対策について (5) 公園の落雷対策と緊急避難所の設置につ いて 2 緑地保全対策について (1) 原ヶ谷戸の緑地保全について (2) 市民体験農園の創設について (3) 原ヶ谷戸どんぐり公園について 3 教育行政について (1) 一斉学力テストの都内最下位について (2) 教員の夏休み等の勤務について (3) 学校および市民プールについて	1時間 15分

通 告 者	質 問 内 容	時 間
16 羽 場 茂	1 道路行政について (1) 冬期のカーブミラー曇り止め対策について (2) 熊川南及び内出地区の道路整備について 2 子育て支援策について (1) 学童保育の拡充の現状について (2) 小児救急医療体制の整備について	1 時間
17 高 橋 章 夫	1 防災行政について (1) 福生市総合防災訓練について (2) 避難路の安全確保について 2 公園について (1) 工作物の安全点検について (2) 犬による設置物に対する被害の対応について 3 公共施設の安全点検について	4 5 分
18 松 山 清	1 子どもの医療費を中学3年生まで無料化について 2 お年寄り家庭への生活支援手当の支給について 3 交通弱者の足（市内循環バス等の運行）の確保について 4 容器包装プラスチックの回収日を増やすことについて 5 中学校ランチルームのランチに補助金支給と就学援助の対象にすることについて	1 時間 3 0 分

議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年9月8日第3回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務文教委員会	議案第53号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳入及び歳出予算のうち総務文教委員会所管分）
建設環境委員会	議案第53号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出予算のうち建設環境委員会所管分）
	議案第56号	平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第61号	平成17年度福生市下水道事業会計決算認定について
	議案第62号	平成17年度福生市受託水道事業会計決算認定について
市民厚生委員会	議案第51号	福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第52号	福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	議案第53号	平成18年度福生市一般会計補正予算（第2号）（歳出予算のうち市民厚生委員会所管分）
	議案第54号	平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第55号	平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第58号	平成17年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
	議案第59号	平成17年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
	議案第60号	平成17年度福生市介護保険特別会計決算認定について
決算特別委員会	議案第57号	平成17年度福生市一般会計決算認定について

